

第三期中期計画

中期目標期間評価説明資料

勤労者退職金共済機構の事業体系図

勤労者退職金共済機構の位置づけ —金融業務を行う中期目標管理法—

- ① 中小企業及び特定業種(建設業、清酒製造業及び林業)で働く勤労者等の退職金共済制度の運営
- ② 勤労者財産形成(財形)制度の普及促進、持家取得に対する転貸融資の実施等

→ 勤労者の福祉の増進、生活の安定を実現。

第3期見込評価期間(平成25年度～28年度)の主な取組と、実績のポイント

① 将来にわたる確実な退職金支給の実現

ア 退職金未請求者を縮減するための取組



未請求者の在宅時間に焦点を合わせた対策等により中退共脱退後2年経過後の未請求率を3年連続で取組開始前の概ね半分以上の水準(1.4%台)に抑制することができた。

イ 長期末更新者のうち業界を引退した方に退職金を支給するための取組



過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査(延べ約10万5千人)を実施し、判明した住所情報を基に退職金請求勧奨等を実施。

② 退職金共済制度への加入促進



機構全体として、期間中における加入目標(約174万9千人)に対する達成率は107.5%。10月を「加入促進強化月間」として集中的な活動を実施。

③ 財形制度の普及促進等

ア 財形持家融資のサービス向上のための取組



全ての貸付決定について、財形取扱金融機関で借入申込書を受理してから16日以内に貸付を決定。

イ 退職金共済制度との連携に係る取組



中退共加入事業所に財形制度のパンフレットを送付するなどにより中小企業に財形制度をアピール。

④ 内部統制の強化及び情報セキュリティ対策を推進するための取組



リスク管理・コンプライアンス委員会、資産運用委員会、情報セキュリティ委員会、システム化委員会の適時の開催などにより、内部統制を強化。機構内システムの業務系と情報系の分離、研修・訓練・注意喚起の実施などにより、情報セキュリティ対策を推進。

⑤ 健全な資産運用等



機構の特性を勘案し、自家運用では、マイナス金利政策の下で慎重な対応を採り、委託運用(金銭信託)では基本ポートフォリオを見直し。委託運用の運用実績は全体でみればベンチマークを上回った。勤生課長をブリッジ役とした労政審への提言ルートも構築。

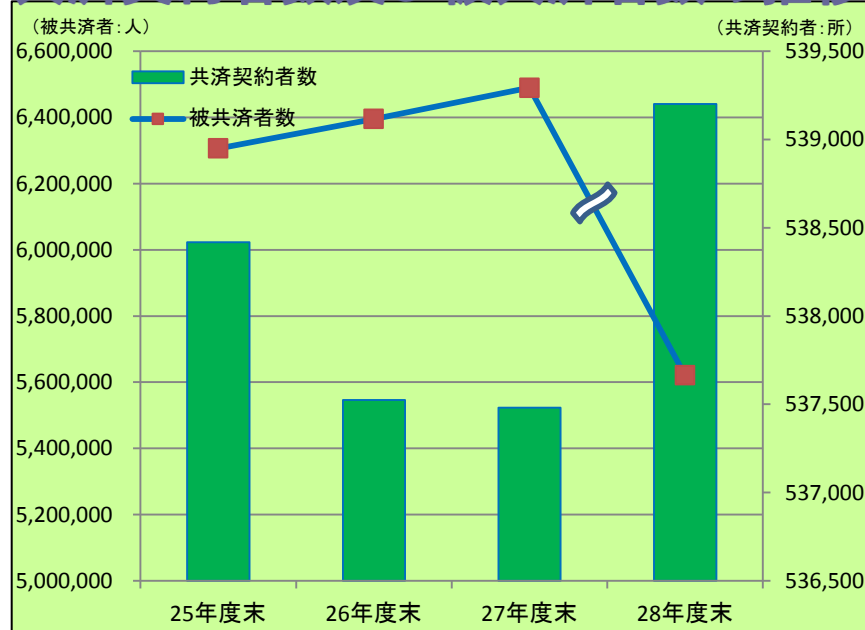
退職金共済事業の概況(28年度末)

	共済契約者数 平成29年3月31日時点	被共済者数 平成29年3月31日時点	28年度 掛金等収入状況	28年度 退職金等支給状況	期末資産残高 平成29年3月31日時点
中退共	364,035 所	3,350,308 人	386,439 百万円	356,289 百万円	4,703,570 百万円
建退共	170,005 所	2,215,246 人	53,702 百万円	50,019 百万円	990,101 百万円
清退共	1,935 所	15,707 人	70 百万円	160 百万円	4,632 百万円
林退共	3,227 所	39,636 人	1,552 百万円	1,413 百万円	14,596 百万円
計	539,202 所	5,620,897 人	441,763 百万円	407,882 百万円	5,712,899 百万円

※建退共では、平成29年3月末に脱退推定者961,655人を被共済者数の算定から除外している。

退職金共済事業の概況(25～28年度)

共済契約者数及び被共済者数の推移

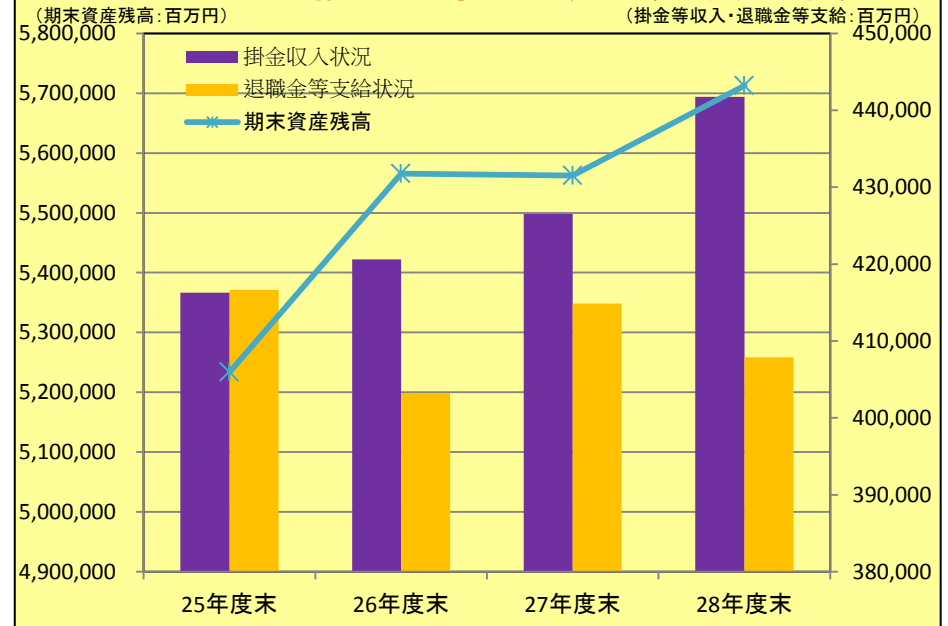


(所)				
共済契約者数	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
中退共	362,226	361,914	362,092	364,035
建退共	170,896	170,318	170,158	170,005
清退共	2,034	2,018	1,973	1,935
林退共	3,262	3,275	3,258	3,227
計	538,418	537,525	537,481	539,202

(人)				
被共済者数	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
中退共	3,238,864	3,261,705	3,300,459	3,350,308
建退共	3,012,334	3,078,726	3,134,052	2,215,246
清退共	15,829	15,784	15,734	15,707
林退共	39,448	39,252	39,576	39,636
計	6,306,475	6,395,467	6,489,821	5,620,897

※建退共では、平成29年3月末に脱退推定者961,655人を被共済者数の算定から除外している。

掛金収入状況・退職金等支給状況及び期末資産残高の推移



(百万円)				
掛金等収入状況	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
中退共	363,413	367,106	373,291	386,439
建退共	51,289	51,965	51,576	53,702
清退共	72	72	72	70
林退共	1,506	1,495	1,570	1,552
計	416,280	420,638	426,509	441,763

(百万円)				
退職金等支給状況	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
中退共	366,157	355,429	362,900	356,289
建退共	48,548	46,073	50,141	50,019
清退共	224	214	231	160
林退共	1,739	1,499	1,593	1,413
計	416,668	403,215	414,865	407,881

(百万円)				
期末資産残高	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
中退共	4,291,879	4,583,774	4,568,795	4,703,570
建退共	923,408	963,014	974,834	990,101
清退共	5,007	4,917	4,693	4,632
林退共	13,707	13,963	14,216	14,596
計	5,234,001	5,565,668	5,562,538	5,712,899

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

・業務実績 評価項目一覧 （独法通則法の改正に併せて年度評価の項目別評定調書が変更されたため、中期計画の記載順と評価項目の記載順は一致しない。）

中期計画				評価項目No.	自己評価	ページ
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	I 退職金共済事業	1 確実な退職金支給のための取組	(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	1－1	B	5
			(2) 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組	1－2	B	9
		2 サービスの向上	(1) 業務処理の簡素化・迅速化	1－3	B	17
			(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	1－4	B	11
			(3) 積極的な情報の収集及び活用	1－5	B	24
	3 加入促進対策の効果的实施	(1) 加入目標数	1－6	B	29	
		(2) 加入促進対策の実施				
		II 財産形成促進事業	1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築	1－7	B	38
II. 業務運営の効率化に関する事項						
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 効率的な業務実施体制の確立等 2 中期計画の定期的な進行管理 3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進			2－1	A	45
	5 業務運営の効率化に伴う経費節減	(1) 一般管理費及び業務経費 (2) 人件費	2－2	B	53	
(3) 契約の適正化の推進		2－3	B	57		
III. 財務内容の改善に関する事項						
第3 財務内容の改善に関する事項	I 退職金共済事業	1 累積欠損金の処理		3－1	B	60
	II 財産形成促進事業	2 健全な資産運用等		3－2	B	65
		III 雇用促進融資事業			3－3	B
IV. その他の事項						
第4 その他業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画				4－1	B	92
第10 積立金の処分にに関する事項						

評価項目No.1－1

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	A	B	B	－

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 確実な退職金支給のための取組

● 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組

数値目標

- ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成29年度)までに、1%程度としているか。

評価の視点

- ・加入時及び毎年1回の被共済者宛の通知を着実に実施しているか。
- ・退職時の被共済者の住所情報を把握するための取組を着実に実施しているか。
- ・未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。
- ・累積した未請求退職金について、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を実施しているか。
- ・未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。
- ・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

(H28年度実績)

1.46%

○中退共を脱退した後2年経過後の未請求率について、平成25年度末（23年度脱退）は1.59%であったが、平成28年度末（26年度脱退）では1.46%と、3年連続で1.4%台に抑制することができた。平成19年度末（17年度脱退以前）の取組開始前(2.8%前後)の概ね半分の水準となった。

○平成25年1月1日の中小企業退職金共済法施行規則（厚生労働省令）改正により「被共済者退職届」に被共済者住所の記載を規定したことから、退職後の早い時期（退職後3か月経過後）に、当該住所を基に請求手続を要請している。

○累積した未請求退職金については、平成24年度までに一連の対策を完了しているが、住所情報の提供があつてなお未請求でいる被共済者に対して再度請求手続を要請している。

評価の視点に対する措置

○暫定期間中、事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。

○「掛金納付状況票及び試算票」と毎年1回事業主を通じて「加入状況のお知らせ」を被共済者あてに通知した。

○平成26年度においては、「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者4,441所に対し、今後の提出について住所記載の協力依頼の文書を送付した。

○ホームページへの年間を通しての注意喚起を行い、また「中退共だより」においても周知を行った。

○脱退後2年経過直前の未請求者の率が前年度より上回っている状況を踏まえ、平成26年度、平成27年度及び平成28年度は計画外の追加対策を実施した。

これらを踏まえ、Bと評価する。

退職金未請求者に対する主な取組結果

新たな未請求退職金の発生を防止するための取組

- 25年1月1日の省令改正により「被共済者退職届」に被共済者住所の記載を規定したことから、退職後の早い時期(退職後3か月経過後)に当該住所情報を基に直接請求手続を要請。
(被共済者住所記入欄が未記入の場合は、従前どおり、退職後3か月経過後でも未請求者のいる事業所へ住所情報提供を依頼し、取得した情報に基づき未請求者へ請求手続を要請。)
- 25年度より作業手順をマニュアル化して業務委託したことにより、定期的な請求要請の実施やテレホンアプローチによる請求手続要請については、未請求者の在宅時間(夕刻、休日)に合わせた要請を実施。また、一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、文書の送付などにより2回目、3回目の請求手続を要請。
- 脱退後2年経過直前の未請求者で請求勧奨文書を受取らなかった者及び「退職金(解約手当金)請求書」の再発行を行ったが請求手続きの無い者に対して、再度請求手続を要請。
- 未請求者で請求勧奨文書が住所不明等により返送されたものを対象に、取得している個人情報を利用し住民基本台帳ネットワークを活用し、住所情報を入手

周知の効果的な実施

従業員の加入意識の向上に対する取組

- 新たに加入した被共済者へ「加入通知書」を発行。
- 既加入の被共済者へ「加入状況のお知らせ」を発行。
- 「加入状況のお知らせ」などに、退職金請求手続に関するモバイルサイトのQRコードを掲載して周知。
- ホームページの加入事業所名検索システムに、新規加入事業所名を追加掲載(29年3月末 282,887件)。

事業主の理解向上に対する取組

- ホームページや「中退共だより」等事業所への送付書類において、引き続き未請求退職金に関する注意喚起を実施。

累積した未請求者に対する取組

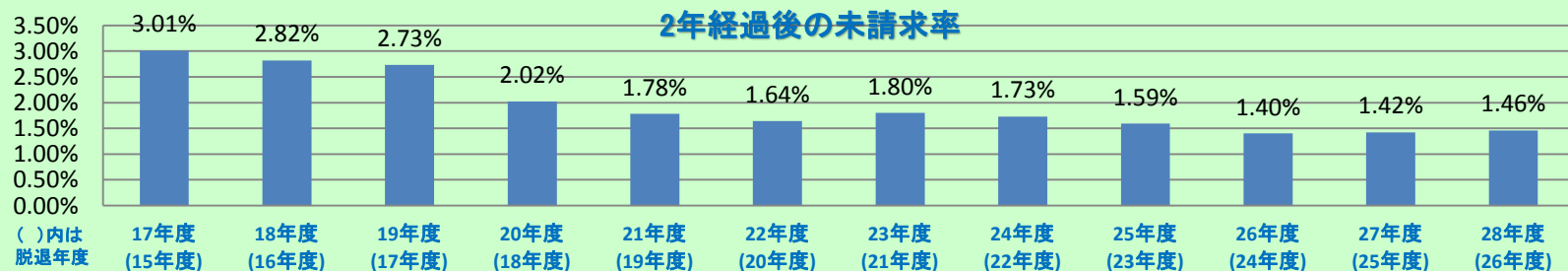
- 退職後5年以上を経過し、過去に請求要請したにもかかわらず未請求の被共済者へ再度請求手続を要請(対象は平成19年度脱退の未請求者)。

調査・分析

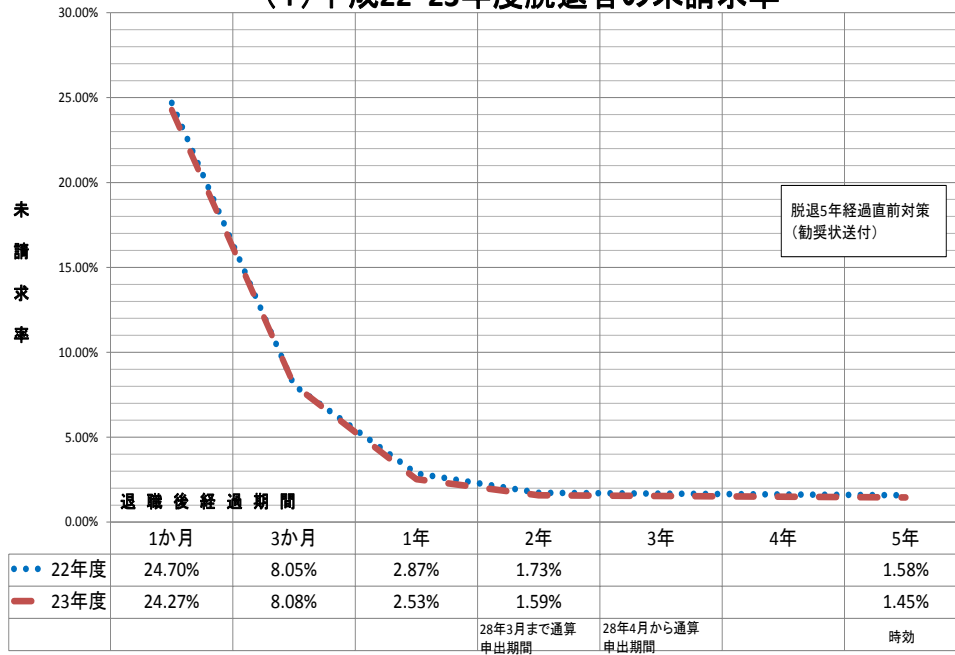
- 脱退後2年経過直前の未請求者の率が昨年度より上回っている状況を踏まえ、計画以外の追加対策を実施。
- 住所等の情報提供がされた未請求者に対するアンケートを引き続き実施。
- ◎未請求者の8割以上が請求権を認識していることや、未請求金額の構成(10万円未満が半数以上)等を踏まえると、今後の未請求対策については、退職金原資の使途として費用対効果に配慮することと、未請求者のプライバシー保護にも配慮することが必要。

未請求率の縮減

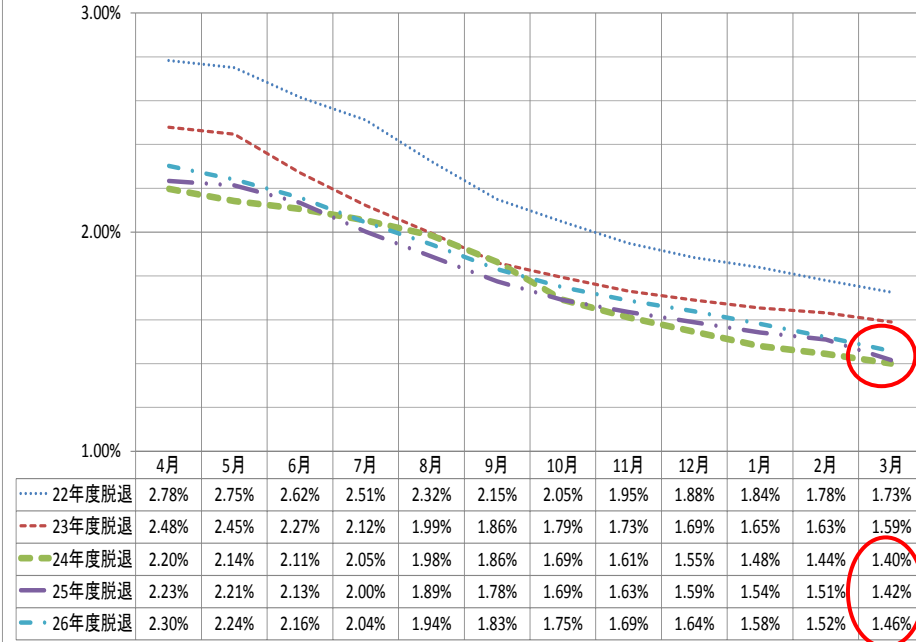
＜3年連続で取組開始(H19年度)前の概ね半分以下の水準(1.4%台)に抑制することができた＞



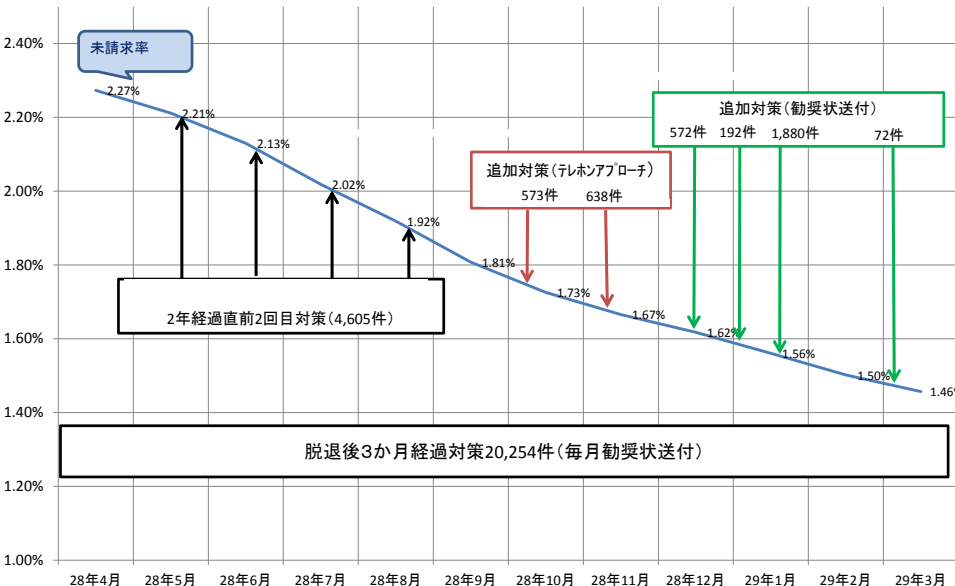
(1) 平成22・23年度脱退者の未請求率



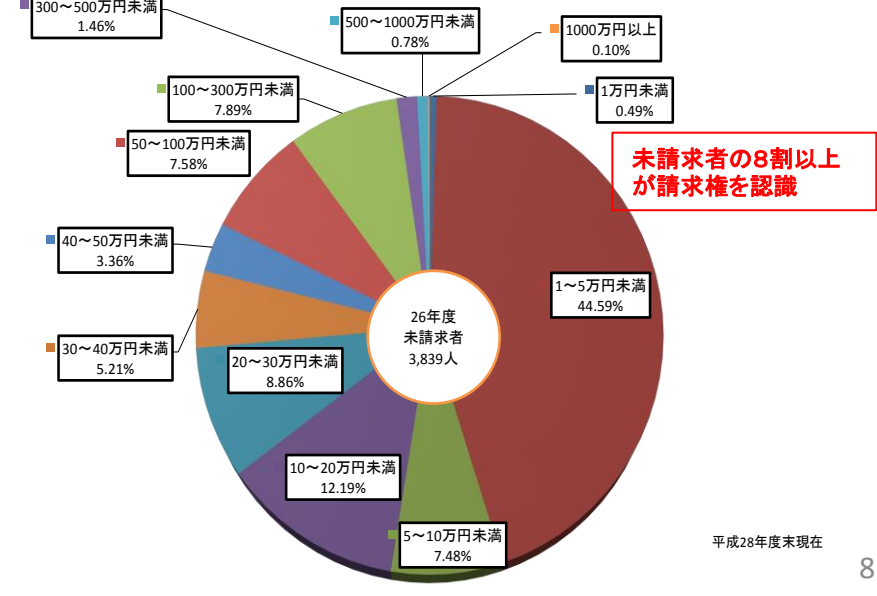
(2) 各脱退年度別未請求率の推移(1年から2年経過まで)



(3) 平成28年度 of 取組



(4) 平成26年度脱退未請求者の金額階級別構成比



評価項目No.1－2

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
B	B	B	B	－

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

1 確実な退職金支給のための取組

● 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組

数値目標

- ・ 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図っているか。

評価の視点

- ・ 被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。
- ・ 被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。
- ・ 重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための取組が実施されているか。
- ・ 共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。
- ・ 関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。
- ・ 長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。
- ・ 建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

	平成24年度末	平成28年度末
販売貼付差額	1,176億円	1,208億円
証紙販売額	475億円	529億円

- 長期未更新者調査については、手帳更新、退職金請求への手続割合が増加するなど取組の効果が見られた。また、周知広報の実施、被共済者の住所等のデータベース化を進めるとともに、外部有識者による検討会において新たな長期未更新者の縮減方策等についての意見交換を行い、報告書を取りまとめた。
- 建退共事業においては共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額について、適正な貼付に向けた取組を行ったものの、証紙販売額が増加傾向になる中で、24年度と比較して約32億円増加した。

評価の視点に対する措置（建退共）

- 新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化を行った。
- 遅くとも平成27年度末までに行うこととした退職金請求勧奨等を効率的に実施するためのシステムの改修については、28年6月末に実施した。
- 被共済者の重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。
- 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、意思がある場合は、退職金の請求を指導するよう要請している。また、更新のない被共済者に対する長期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の住所を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。
- 関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。
- 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者の生年月日等の入力作業を引き続き実施し完了させた。
- 共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置を取るよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。
- また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

評価の視点に対する措置（清退共）

- 新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化を行った。
- 長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について平成26年度末以降の状況を集計できるようにした。
- 関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。
- 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。
- 被共済者の就労状況を把握するため、平成29年度に実態調査を実施することを決定した。

評価の視点に対する措置（林退共）

- 新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化を行った。
- 長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について平成26年度末以降の状況を集計できるようにした。
- 関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。
- 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。
- 新たな長期未更新者を縮減する対策の検討を行った。

これらを踏まえ、Bと評価する。

長期未更新者調査

過去3年間手帳更新のない等の要件に該当する被共済者の住所を調査・把握し、手帳更新、退職金請求等の手続を取るよう要請した。

	建退共				清退共				林退共			
	25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調査件数	28,159人	27,465人	24,725人	23,714人	26人	3人	17人	20人	296人	189人	153人	189人
手帳更新者数	3,114人	3,100人	3,806人	4,019人	1人	0人	1人	5人	26人	35人	31人	40人
退職金請求者数	1,172人	1,467人	1,879人	2,508人	13人	1人	9人	6人	39人	56人	39人	46人
就労確認者数	－	7,319人	4,268人	3,698人	－	0人	0人	5人	－	27人	11人	6人

確実な退職金支給のための取組

「加入通知書」の発行

新規加入の被共済者に対し、機構から直接、共済制度に加入したことを通知した。

	建退共本部	清退共事業	林退共事業
25年度	125,590人	142人	1,736人
26年度	129,734人	137人	1,820人
27年度	120,860人	134人	2,372人
28年度	115,381人	131人	1,768人

被共済者住所データのデータベース化

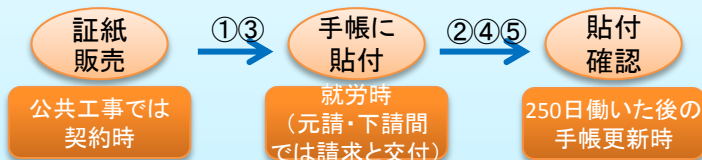
	新規加入被共済者			共済手帳の更新時		
	建退共事業	清退共事業	林退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
25年度	125,590人	142人	1,736人	553,524人	1,680人	15,458人
26年度	129,734人	137人	1,820人	584,728人	1,502人	15,512人
27年度	120,860人	134人	2,372人	569,299人	1,401人	15,757人
28年度	115,381人	131人	1,768人	584,662人	1,343人	15,608人

累積した長期未更新者を縮減するための対策

○長期未更新者調査のフォローアップ調査の実施、住基ネットを活用した住所の特定等を行った。

共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額について

- 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額（販売貼付差額）は、平成28年度末において、平成24年度末と比較して約32億円増加



	平成15年度末	平成19年度末	平成24年度末	平成27年度末	平成28年度末
差額（販売貼付差額）	1,392億円	1,258億円	1,176億円	1,193億円	1,208億円
証紙販売累計額に対する割合	11.9%	9.2%	7.3%	6.8%	6.7%
証紙販売額（年度）	539億円	488億円	475億円	514億円	529億円

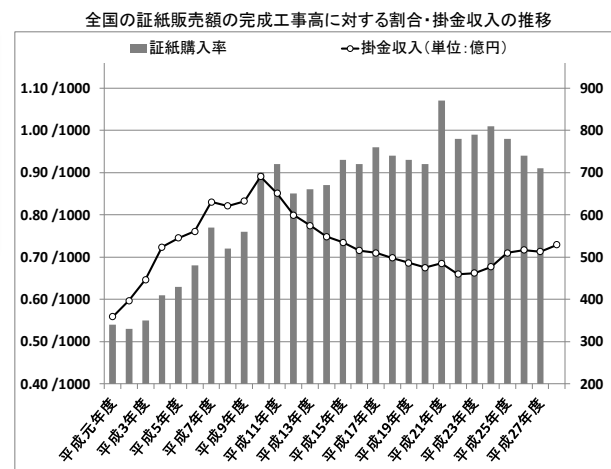
通常の手続により発生する販売貼付差額		
①事業主の購入から貼付までの貼付予定分	推計額	備考
②手帳貼付分（長期未更新者分を除く。）	100～150億円程度	証紙販売額の増減により増減
長期間累積している販売貼付差額	400～450億円程度	証紙販売額の増減により増減 電子申請方式を採用すれば大幅に減少
③事業主の長期保有分	推計額	備考
④長期未更新者（⑤を除く）の手帳貼付分	200～250億円程度	共済契約者への要請等の対応
⑤長期未更新者のうち、1冊目手帳所持者の手帳貼付分	150～200億円程度	長期未更新者対策を実施
	250～300億円程度	退職金の受給資格がない離職者の手帳貼付分は、手帳が返納されない限り累増

- 過去の証紙貼付差額の減少は、確実な退職金支給のための取組の努力に加え、証紙販売額が長期的に低下する過程で実現したもの。平成24年度よりも証紙販売額が数十億円上回る状況では、通常の手続により発生する販売貼付差額（①、②）が増加するため、販売貼付差額全体の減少を実現することは困難。

- 建退共事業の現状：近年、証紙の購入が必ずしも十分ではない状況

- ・ 証紙販売額の完成工事高に対する割合が低下
(平成24年度) 1.01/1000 → (平成27年度) 0.90/1000
- ・ 労働者の1年分の掛金納付に要する月数が増加
(平成24年度) 19.22 → (平成27年度) 19.46

- 証紙貼付方式は、労働者が手帳を持たないことが多いこと、事務の煩雑さ、証紙の貼付状況の把握ができないこと、証紙の過不足が生ずることを通じ、労働者の退職金の充実を図る上で障害。建退共制度について抜本的な改善を図る必要。（「建退共制度に関する検討会報告書」平成28年11月14日 独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部）



（注）全国の証紙販売額は、建退共掛金収入（機構調べ）。
元請完成工事高は、国土交通省の建設工事施工統計調査報告（27年度）より引用。
平成28年度の掛金収入は速報値

長期未更新者対策について（建退共）

現状と現中期計画期間（平成25年度～平成29年度）中の取組

- 過去3年間以上手帳更新がない被共済者で掛金納付月数24月以上の者は、平成28年度末現在、368,088人
- 平成28年度末で、被共済者2,215,246人について、生年月日、性別及び職種の被共済者管理システムへの登録作業を完了した。
- 過去3年間手帳更新のない被共済者で、掛金納付月数12月以上の者を対象として、長期未更新者調査を行い、退職金請求の勧奨等を実施。平成28年度からは、長期未更新者調査後更に2年間手続が行われていない者を対象として、フォローアップ調査を実施した。

現在の長期未更新者対策の問題点

- 被共済者の住所の把握が十分でない。
 - ・被共済者2,215,246人のうち、住所をシステム登録している者は約117万人、システム登録していない者で住所に関する画像情報を保有している者は、約19万人
- 長期未更新者調査の対象者には、建設業で就労中の者が多数含まれており、長期未更新者調査が退職金請求には直結していない。
 - ・平成28年度調査23,714人のうち、退職金請求者が2,508人であるのに対し、手帳更新者は4,019人、3年前の勤務先での就労確認者は3,698人。請求勧奨を行ったが特段の動きのない者が12,693人。

次期中期計画期間（平成30年度～平成34年度）中の取組（案）

- 過去3年間以上手帳更新がない被共済者で掛金納付月数24月以上の者を減少させるための数値目標を設定する。
- データベース化された住所情報について、被共済者管理システムへの登録を実施する。
- 現在の長期未更新者調査に加え、被共済者の年齢、手帳の更新時期等を勘案しつつ、業界を引退している可能性が高い被共済者のうち住所が把握できている者に対し、退職金請求の勧奨又は掛金納付状況の通知を実施する。
- 退職金支給要件に該当する被共済者に対して退職金を支給するため、集中的な広報活動を実施する。
 - ・以上の対策を実施するためには、予算及び体制の確保が必要

建退共制度における掛金納付方式の見直しについて

最近の検討状況

- 今後の建退共制度について（平成29年3月建設業退職金共済事業第33回運営委員会・評議員会了承事項）
 - 1 建退共制度の掛金の支払いに際して証紙の取扱を不要とする口座振込・振替方式の導入の推進に向けて積極的な検討を進める。
 - 2 現行の証紙貼付方式については、地域の実態等を踏まえ、当分の間、存続する。
 - 3 口座振込・振替方式の導入に際しては、早期に実証実験を実施するとともに、今後とも制度を熟知する実務家、専門家等の意見を十分に踏まえ、実施に際して円滑な運用が行われるように対応する。
 - 4 口座振込・振替方式の導入の推進に関する検討の進捗状況については、運営委員会、評議員会及び財務問題・基本問題検討委員会に報告する。
- ※第34回運営委員会・評議員会（平成29年6月）において、「口座振込・振替方式」を「電子申請方式」と表現を改める旨を報告
- 建退共制度に関する検討会報告書（平成28年11月勤労者退職金共済機構建設業退職金事業本部）
 - ・証紙貼付方式は、労働者が手帳を持たないことが多いこと、事務の煩雑さ、証紙の貼付状況の把握ができないこと、証紙の過不足が生ずることを通じ、労働者の退職金の充実を図る上で障害
 - ・口座振込・振替方式の導入を図る

次期中期計画期間（平成30年度～平成34年度）期間中の取組（案）

- 建退共制度における掛金納付について、証紙貼付方式を抜本的に見直し、電子申請方式の導入を検討する。
 - ※当面、平成30年1月～6月に、電子申請方式の実証実験を実施する予定

（参考）中小企業退職金共済法

（掛金）

- 第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。
- 2 掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。
 - 3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。
 - 4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。
 - 5 退職金共済手帳、退職金共済証紙その他掛金の納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

掛金納付方式の検討経緯

平成10年代における検討

○建退共制度改善方策について

(平成11年3月 労働省労政局勤労者福祉部福祉課、建設省建設経済局労働資材対策室、機構建退共事業本部)

- ・証紙以外の方式(ICカード方式、実態に応じた掛金後払い等)について建退共本部に検討の場を設ける。

○建退共における掛金納付方式のあり方検討会報告書(平成12年3月 機構建退共事業本部)

- ・検討の結果、一部に反対意見があり、検討会の総意には至らなかったが、
「ICカードと磁気ストライプカードを併用し、各被共済者の就労実績に応じて掛金を後払いする」方式を支持する委員が多数となった。

○特殊法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告－事業の見直し等を中心として－

(勤労者退職金共済機構(建設業退職金共済事業本部)(平成14年1月 総務省)

- ・厚生労働省は、掛金の納付方式を経済的かつ合理的なものとする観点から、現行の共済証紙による掛金納付方式を見直し、就労実績に見合った掛金の確実な納付が確保されるものとするよう検討する必要がある。

○機構中期目標：第1期(平成15年度～平成19年度)

- ・建設業退職金共済事業に関して、次の事項に係る改善策等を検討し、適切な措置を講ずること。

③共済証紙による掛金納付方式の見直し

○建退共制度における掛金納付方式のあり方検討会(平成19年1月 機構建退共事業本部)

＜委員の主な意見＞

- ・今回提示された対応策によっても、根本的な問題解決は困難であり、新掛金納付方式の導入は難しい。
 - －工事発注者、機構における履行確認ができない。
 - －事業主、機構の費用負担が大きすぎる。
 - －被共済者における退職金支払いが遅延する。
- ・新掛金納付方式は費用対効果からも導入は難しい。

＜結論＞

- ・新掛金納付方式の導入は見送ること。

建退共制度に関する検討会報告書(平成28年11月)

○平成10年代の検討の特徴

- ・カード方式の採用
- ・掛金の後払い
- ・手帳をなくす

平成10年代の検討
の問題点を踏まえ、
現行の運用に沿った
方式を提言

○報告書の提言

- ・カードは必須としない
- ・掛金の前払い
- ・手帳は存続

評価項目No.1－3

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	B	B	B	-

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

2 サービスの向上

● 業務処理の簡素化・迅速化

数値目標

- ・中退共事業においては、受付から25日以内。
- ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内。

評価の視点

- ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 中退共事業においては、受付から25日以内に支払った。⇒ 25～28年度の全てにおいて目標達成
- 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に支払った。
⇒ 25～28年度の全てにおいて目標達成

評価の視点に対する措置

- 業務における事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続・事務処理等の点検を行い、「事務処理改善計画」の作成及び実績のとりまとめを行っている。
- 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じた。
- 加入者が行う手続や提出書類の合理化については、ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始をした。

【機構内事務処理等の再点検】

- 共済契約者に対し、税務署所定の「退職所得の受給に関する申告書」の様式変更について、事務処理の迅速化を図る観点から「掛金等の振替結果のお知らせ」の裏面を利用し更なる周知を行った。
- 中退共事業においては、中退共制度Q&A（コーナー用）を見直し、マニュアルのペーパーレス化を進めた。

【電子化等による事務の効率化】

- 中退共ホームページ上から加入者が直接「加入証明書」を発行できるシステムを開発し稼動した。
- 掛金預金口座振替に係る事務代行業務委託先とのデータ（請求・結果）授受の伝送化を平成26年2月請求分から実施した。
- 事務手続の迅速化を図るとともに震災、大雨、台風等による災害救助法適用地域についても特例措置を迅速に実施した。

これらを踏まえ、Bと評価する。

事務処理改善

退職金等支給に係る処理期間

- 中退共事業においては、受付から支払いまで**25日以内**に退職金支給を行った。
- 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から支払いまで**30日以内**に退職金支給を行った。

事務処理改善にかかる取組みと主な改善実績

諸手続及び事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続きや提出書類の合理化を図るとともに、「事務処理改善計画」の作成、見直しを行った。

（主な改善実績）

- 退職金支給に係る、ゆうちょ銀行総合口座の対応を開始した。
- 中退共ホームページ上に加入証明書電子申請・自動交付システムを構築した。
- 掛金預金口座振替に係るデータ授受の伝送化を行った。
- 中退共制度Q & Aの見直しを行った。
- 制度説明動画やCM等の広告動画をYouTubeに掲載し、周知を図った。
- 税務署所定「退職所得の受給に関する申告書」様式の変更に伴い、既存の通知書類を活用し、併せて周知を図った。
- 事務手続きの迅速化を図るとともに、震災等の災害救助法適用地域に対する特例処置についても迅速に対応した。
- 中小企業退職金共済法の改正、マイナンバー法の施行に伴い、様式及び記入例の作成を行ったほか、支部での窓口業務等における適切な対応を行えるように時勢に合わせた改善を行った。

- 
- 業務処理の効率化
 - サービスの迅速化
 - 利便性の向上

評価項目No.1－4

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
B	B	B	B	－

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

2 サービスの向上

● 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

評価の視点

- ・ ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。
- ・ コールセンターの充実等サービス向上のための取組が実施されているか。
- ・ 相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。
- 災害発生時において、ホームページへの掲載を通じ、掛金納付期限の延長手続などの迅速な情報提供に努めた。

評価の視点に対する措置

- 中退共モバイルサイトをリニューアルするなど、ホームページによる情報提供の迅速化と充実に努めた。なお、ホームページアクセス数は約256万件であった。
- 建退共モバイルサイトを構築し、QRコードから閲覧できるようにした。また、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。

<26年度>

- ホームページの活用による情報提供の充実に努めた結果、ホームページアクセス件数が約300万件に増加した。
- 情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。
- 災害発生時に掛金納付期限の延長手続などをホームページを通じ情報提供の迅速化と充実に努めた。

<27年度>

- 情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。なお、ホームページアクセス件数は約312万件に達した。
- 災害発生時に掛金納付期限の延長手続などをホームページを通じ情報提供の迅速化と充実に努めた。

<28年度>

- 災害による被災者に対する罹災見舞いや、掛金納付期限の延長手続など、ホームページを通じ災害救助法適用地域に最新の情報を迅速に提供した。
- 情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。
- ホームページによる情報提供の迅速化と充実に努めた結果、ホームページアクセス件数が約350万件に達した。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

○中退共事業については、ホームページの活用による情報提供の充実にに向けた取組を以下のとおり実施した。

- ・統計資料、資産運用資料等の情報（随時）
- ・災害救助法適用地域への掛金納付延長等の情報（随時）
- ・中退法の改正について（27年度）。
- ・マイナンバー（社会保障・税番号制度）の取得について（27年度）。
- ・解散存続厚生年金基金からの移換に関する情報提供として、中退共トップページに専用タブを設置し、概要説明、シミュレーション、退職金計算例を掲載して内容の充実に図った（27年度）。

また、お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員の意見を徴収し、コールセンター業務内容の見直しを継続的に実施した。

○建退共事業については、ホームページの活用による情報提供の充実にについて、災害による被災者に対する罹災見舞いや、災害救助法適用地域の最新の情報を迅速に提供した。

また、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等、また、個別の相談業務に係る正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを活用して、懇切丁寧な対応をした。

これらを踏まえ、Bと評価する。

ホームページの活用による情報提供の充実

- ホームページでは、災害による被災者に対する罹災見舞いメッセージと共に、災害救助法適用地域の最新リストと共に、同地域に適用される特例措置（退職金共済の掛金納付期限延長や財形融資の返済方法変更等）に関する情報を迅速に提供した。
- モバイルサイトの構築や記事の整理等、閲覧しやすくなるための見直しを行った。
- 解散存続厚生年金基金からの移管に関する情報提供として、概要説明・シミュレーション・退職金計算例の掲載等、内容の充実を図った。

相談業務の充実

- 相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに「改訂退職金共済手帳」の発送に合わせ相談業務マニュアルを整備し周知を行った。（中退共事業）
- 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等、また、個別の相談業務に係る正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを活用して、懇切丁寧な対応をした。（建退共事業）
- 相談員連絡会を開催し、相談員の1年間の活動状況について報告を受け、相談者の疑問に的確に対応できていることを確認した。また、相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹底した。（清退共事業）

サービス向上のための取組

- お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を行った。
- より良いお客様サービスの提供を目指しコールセンター業務の充実を図るため、コールセンター業務の見直しを継続的に実施した。



ホームページからの「アンケートフォーム」を基に相談業務の満足度を集計。

（※H28年度上半期はシステム不具合により集計不能）

	25年度	26年度	27年度	28年度 (10月～3月)
アンケート回答件数	1,571	1,695	1,575	463
「参考になった」件数	1,366	1,457	1,344	388
「参考になった」割合	87%	86%	85%	84%

問題解決について

アンケートに記入されたご利用者の声を今後の相談業務に反映するべく職員等に情報提供を行うとともに、苦情に関しては組織的に注意喚起を行っている。

評価項目No.1－5

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
B	B	B	B	－

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

2 サービスの向上

● 積極的な情報の収集及び活用

評価の視点

- ・ 関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。
- ・ 各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

○中退共事業においては、中退共制度に加入している企業及び従業員を対象に「退職金実態調査」を毎年10月に実施した。調査結果を集計し、報告書を作成後、未請求対応策等に反映させた。

また、建退共事業においては27年度に「退職金実態調査」を実施し、今後の建退共事業の適正かつ効率的な運営を図るための検討材料を得た。さらに28年度に「建退共制度に関する検討会」を行い、口座振込・振替方式の導入や加入促進・履行確保のための措置に関する報告の取りまとめを行った。

評価の視点に対する措置

○中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を年2回以上開催し、各共済事業の概況、退職金未請求等に対する機構の取組報告、情報セキュリティに関する対応状況を報告し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行った。

○中退共事業においては、退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させた。

また、平成25年度から28年度に実施した「退職金実態調査」等の調査結果を取りまとめ、報告書を作成した。

○建退共事業においては、外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」において、新たな長期未更新者の縮減方策についての意見交換（聴取）を行い報告書の取りまとめを行った。

また、毎月の加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。

○清退共・林退共事業においては、毎月の退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計をホームページに掲載した。

これらを踏まえ、Bと評価する。

参与会（外部の有識者で構成）

開催：中退共・特退共合同2回

議題：事業概況

前年度業務実績及び評価結果事業年度決算、
業務運営状況・次年度計画(案)

当該年度の課題 等

退職金制度の実態調査(中退共事業)

調査目的：今後の中退共制度のあり方を検討する基礎資料とする。

調査内容：中退共制度のメリット・デメリット、中退共制度の取り扱いの有無等

調査対象：平成25年度 既加入企業
平成26年度 既加入企業
平成27年度 未加入企業
平成28年度 社会保険労務士

退職金制度の実態調査(建退共事業)

調査目的：建退共制度の活用状況等に関する実態を把握し、今後の建退共事業の適正かつ効率的な運営を図るための検討材料を得る。

調査内容：建退共制度の認知度、建退共に参加している企業・労働者の割合など

調査対象：建退共制度に参加している共済契約者、被共済者及び発注機関

主な調査結果：建退共の認知度は、元請・下請・労働者とも90%以上
工事参加労働者に占める建退共手帳交付者の割合は、元請で76.8%、1次下請で50.0%、2次以下の下請で40.7%だった。

主要要望等

- 制度への加入を促進するために各事業部において、それぞれの事業に合った方策を検討し実施して頂きたい。
- 安全かつ効率的な資産運用をお願いしたい。
- 累積した退職金未請求者については費用対効果を考えながら取組を行い、新たな未請求者を出さない取組について、マイナンバーの活用も含め引き続き強化して頂きたい。また、建退共の退職金請求の支給緩和について積極的な周知をお願いしたい。
- 建退共事業の共済証紙の適正な貼付に向けた取組について、ポスター等による周知など、より積極的な広告をお願いしたい。

主な調査結果と対応

- ・「安全・確実性」と「国の支援」が制度導入の主要な動機であることが示されたため、広報活動において集中的にアピールすることとした。
- ・リスクや予定運用利回りに関する見方については、資産運用方針の検討においても活用している。

建退共制度に関する検討会

趣旨：建退共制度が建設技能労働者の確保・育成により一層貢献することができるようにするため、理事長の検討会として設置し、外部有識者を参集

抽出した課題：

- ・証紙貼付方式は、事務の煩雑さ等により、労働者の退職金の充実を図る上で障害
- ・過去の検討課題を克服した、新たな掛金納付方式の検討が必要

今後講ずべき方策：

- ・口座振込・振替方式の導入→29年度実証実験
- ・加入促進・履行確保のための措置
- ・民間工事における建退共制度の活用の推進

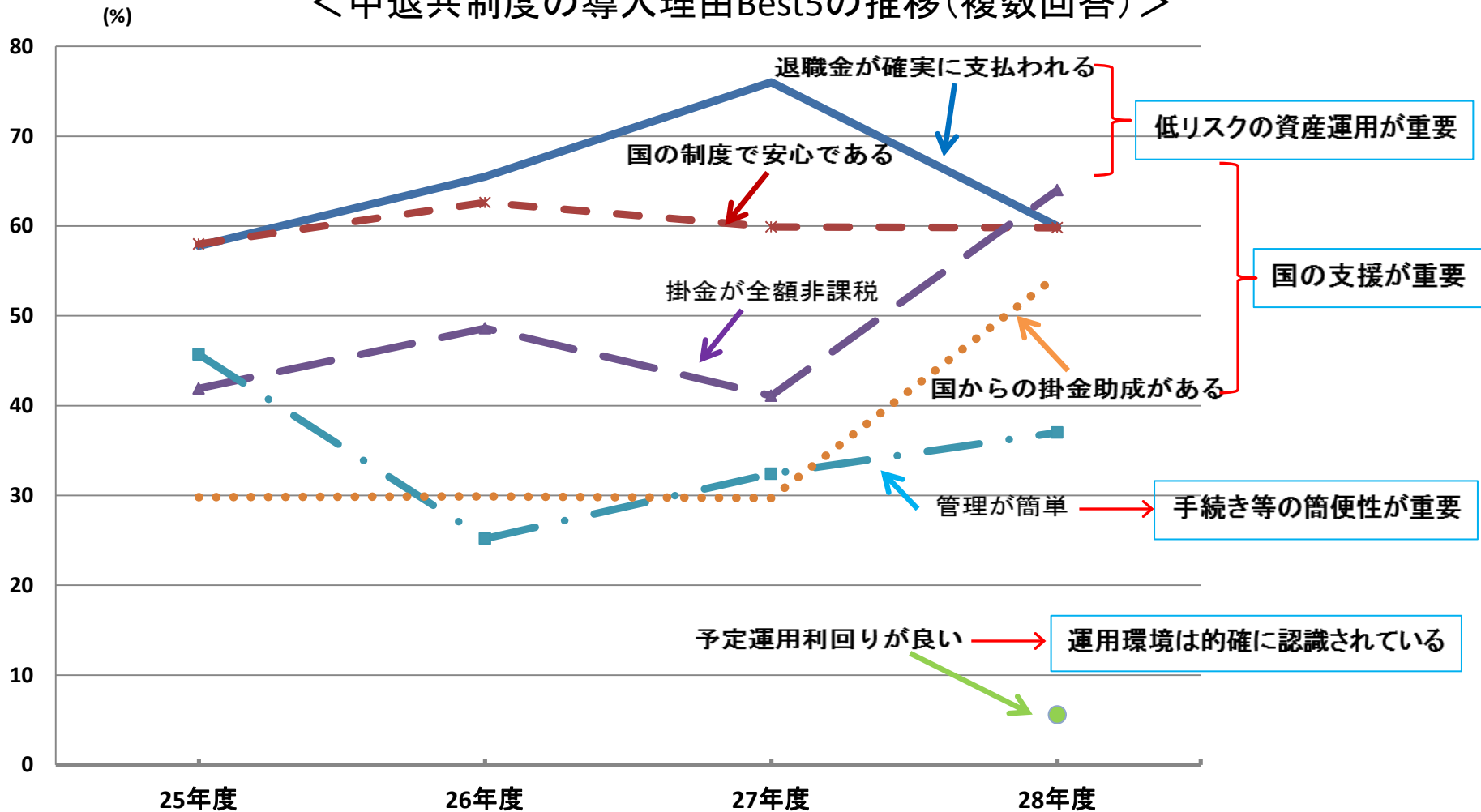
統計資料等のホームページへの掲載

掲載内容：毎月の各共済事業への加入状況、退職金支払い状況及び資産運用残高等

『退職金制度の実態に関する調査』の結果と制度運営上の含意(1)

- 安全確実性と国の支援が、安定的に制度利用の主要な動機となっている。
- 運用・金利環境は的確に認識されており、利回りへの過度な期待感は窺われない。

＜中退共制度の導入理由Best5の推移(複数回答)＞



『退職金制度の実態に関する調査』の結果と制度運営上の含意（2）

- ・ 主要要望事項の内容に余り変化は見られない
- ・ 共済契約者（事業主）の要望は必ずしも被共済者（従業員）の利益と合致しない

＜中退共制度への主要要望の推移＞

順位	平成25年度 既加入企業： 約3,800社	平成26年度 既加入企業： 約4,200社	平成27年度 未加入含む企業： 約5,900社	平成28年度 社労士・社労士事務所 社員： 約2,600人	次期中期計画 における課題
1位	手続き簡素化	掛金の増減額の柔軟性 ・掛金調整手続の簡便化 ・掛金上限引上げ ・掛金下限引下げ	懲戒解雇時の取扱い変更 ・懲戒解雇時は不支給とすべき	懲戒解雇時の取扱い変更 ・懲戒解雇時は不支給とすべき	従来型周知活動の限界を示唆 ＜機構の対応＞ ・ 新技術の活用（インターネット等） ・ 連携の拡大（財形制度との連携強化等） ・ 機構全体の知名度向上への取組（資産運用におけるESG投資等） ⇒サイバーテロの標的となるリスクは認識・対応の要 ◎厚労省の政策的施策があれば有力な支援材料
2位	財務の健全性	掛捨て・掛損の取扱い変更 ・掛捨て・掛損期間廃止 ・会社への返金	掛金の増減額の柔軟性 ・掛金調整手続の簡便化 ・掛金上限引上げ ・掛金下限引下げ	PR活動の強化	
3位	＜同率3位＞ 掛金の増減額の柔軟性 懲戒解雇時の取扱い変更	懲戒解雇時の取扱い変更 ・懲戒解雇時は不支給とすべき	掛捨て・掛損の取扱い変更 ・掛捨て・掛損期間廃止 ・会社への返金	掛捨て・掛損の取扱い変更 ・掛捨て・掛損期間廃止 ・会社への返金	

評価項目No.1－6

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
B	B	B	B	-

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

3 加入促進対策の効果的实施

新たに加える被共済者目標数（29年度までの合計）

- ・ 中退共事業においては 1,620,000人
- ・ 建退共事業においては 545,000人
- ・ 清退共事業においては 650人
- ・ 林退共事業においては 10,500人
- 合計 2,176,150人

数値目標

（実績達成率）

H25年度	100.0 %
H26年度	107.0 %
H27年度	110.1 %
H28年度	113.2 %

評価の視点

- ・ 広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行っているか。
- ・ 個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行っているか。
- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施しているか。
- ・ 他制度と連携した加入促進対策を効果的に実施しているか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 中退共事業の加入目標達成率は、平成25年度は97.4%であったが、周知広報及び加入勧奨の取組を充実させ効果的に実施したことにより、平成26年度から平成28年度については加入目標を達成することができた。
- 建退共事業、清退共事業については、全ての年度において加入目標を達成することができた。
- 林退共事業については、27年度のための加入目標達成となったが、脱退者数の減少に伴い、平成25年度と比べて期末在籍者数は微増した。

評価の視点に対する措置

（中退共事業）

- 官公庁及び関係事業主団体等に定期的に広報資料等を配布し効果的な周知広報及び制度説明を行った。
- 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかけた。
- 個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策を行った。

（建退共事業・清退共事業・林退共事業）

- 関係官公庁、関係団体等を通じて、あらゆる機会をとらえ広報資料により退職金制度の周知広報を行った。
- 未加入事業所を把握し、個別のかつ効果的な加入勧奨を実施した。
- 建退共事業では事業主からの相談に対して、懇切丁寧な対応を行った。
- 関係官公庁、関係団体等へ制度の普及に係る周知広報等を要請した。
- 建退共事業では、公共工事発注機関に対し、受注事業者から掛金収納書及び加入履行証明書の徴収を要請した。
- 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行った。

これらを踏まえ、Bと評価する。

年度ごとの加入目標数と実績

積極的な 加入促進対策の実施

	25年度	26年度	27年度	28年度	小計	29年度	総合計
加入目標数	443,240人	439,235人	435,230人	431,225人	1,748,930人	427,220人	2,176,150人
加入者数	443,121人	469,876人	479,147人	488,274人	1,880,418人	—	1,880,418人
【達成率】	100.0%	107.0%	110.1%	113.2%		—	

25～28年度の目標達成率
1,880,418／1,748,930＝**107.5%**

25～29年度の目標達成率
1,880,418／2,176,150＝**86.4%**

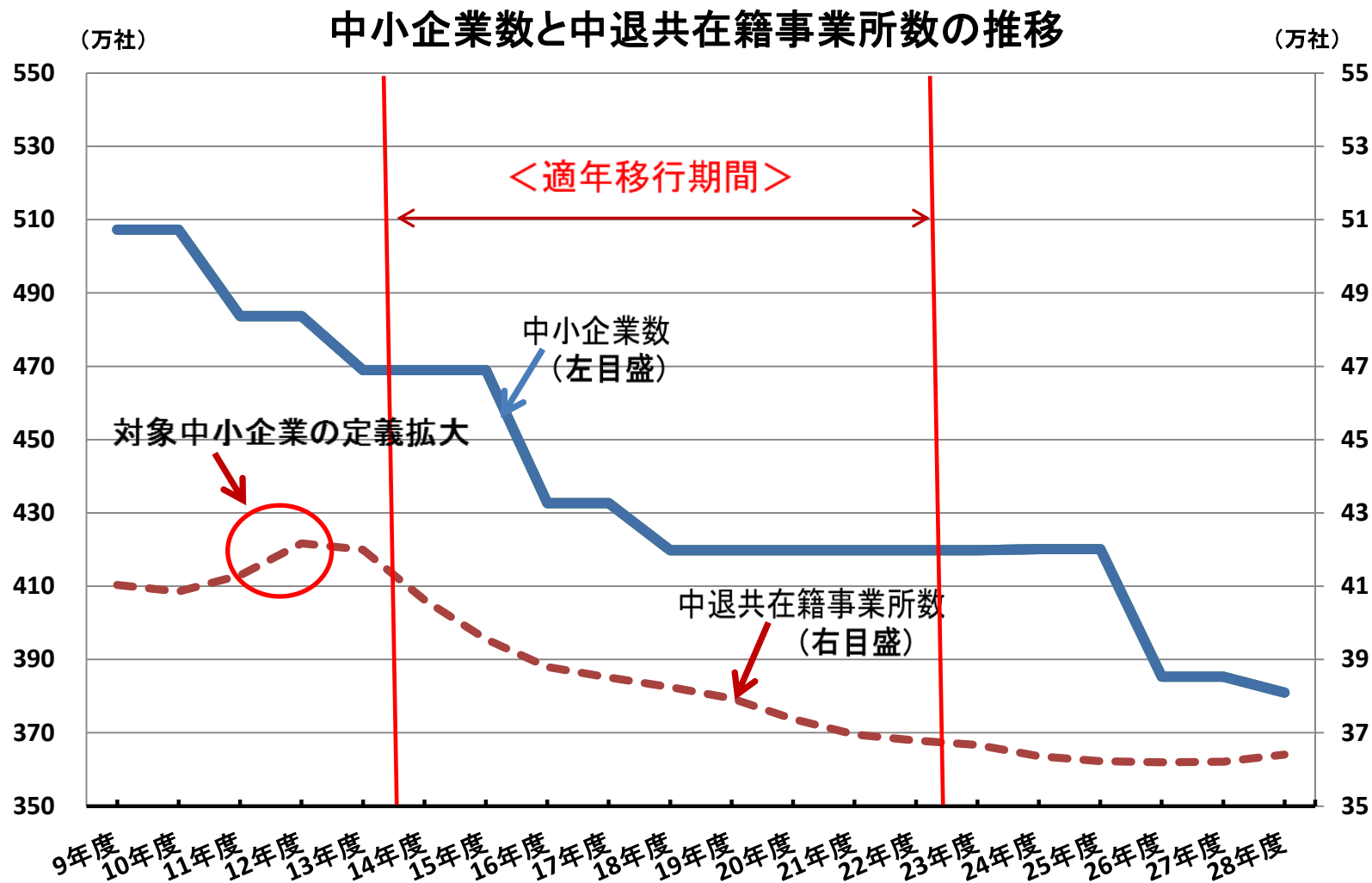
加入促進対策の実施

- 【中退共】○職員等による事業主団体や個別事業主に対する加入勧奨等を行った。
○インターネット（HPやYouTube等）及びマスメディア（CM等）を活用した広報を行った。
○未加入事業所を対象に制度説明会・個別相談会を年15回程度開催。
○関係官公庁及び関係事業主団体に対して広報資料の配布及び広報誌等への記事掲載を依頼。
○業務委託事業主団体等との連携による加入促進。
○一定期間追加加入のない事業所を対象に追加加入勧奨文を送付。
○厚生労働省と連携し、新たな業界団体へ加入促進活動を実施。
○加入促進強化月間及び加入促進強化サブ月間に集中的な加入促進活動を実施。
- 【建退共】○職員等による事業主団体や個別事業主に対する加入勧奨等
○インターネット（HPやYouTube等）及びマスメディア（CM等）を活用した広報
○本部・都道府県47支部等に広報資料を設置し、制度周知広報を行った。
○関係団体等と協力し、未加入事業主に対する加入勧奨及び既加入事業主に対する追加加入勧奨を実施
○「建退共現場標識」掲示の徹底による事業主及び現場労働者への制度普及
- 【清退共】○国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業者に対して文書により加入勧奨を実施
○「全国酒類製造名鑑2016」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨を実施
○相談員連絡会を開催し、個別事業主に対する加入勧奨の要請を行った。
- 【林退共】○全国森林組合連合会等関係団体の発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載を依頼
○国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を実施
○秋田県林業大学校を訪問し、将来の林業就労者に対して林退共制度の説明会を実施



※制度説明会の様子

- 中退共在籍事業所数の推移を見ると、中小企業全体と同様、基本的に減少傾向を辿っている。例外的に増加したり、全体に比べて減少ペースが顕著に緩やかな時期は、何らかの制度変更が実施されている。

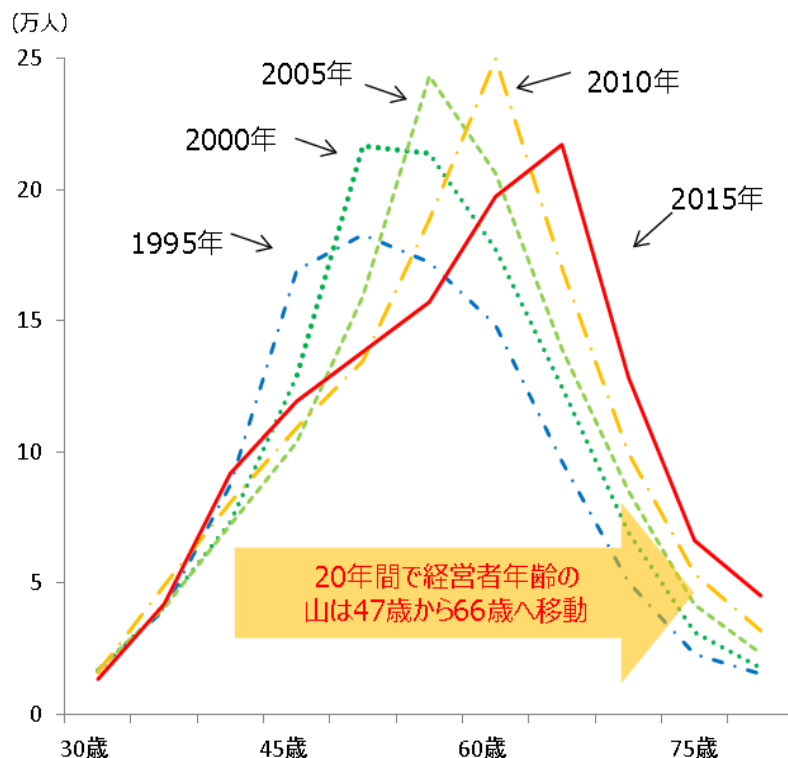


- 次期中計期間中に中小企業経営者の高齢化が進み、団塊世代経営者が引退期を迎える。事業継承問題から脱退数が増加することも懸念される。

○中小企業経営者の年齢のピークは66歳に。(図1)

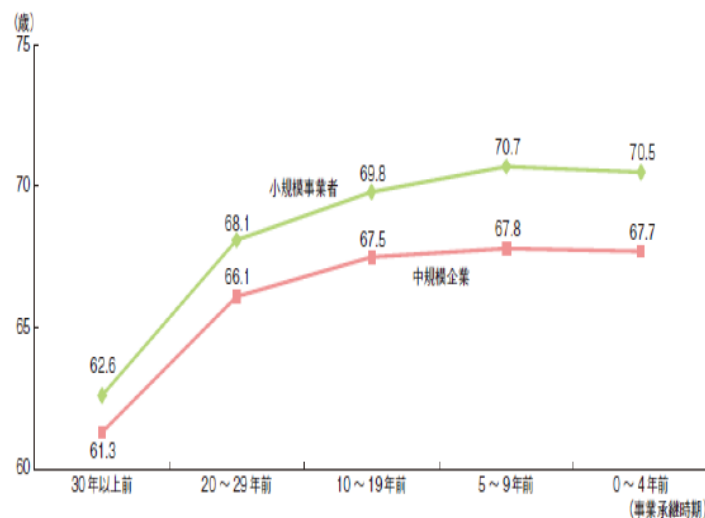
○また、経営者の平均引退年齢も上昇している。直近の経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳となっている。(図2)

図1 中小企業の経営者年齢の分布 (年代別)



(出典) 中小企業庁「事業継承を中心とする事業活性化に関する検討会(第1回)」

図2 経営者の平均引退年齢の推移

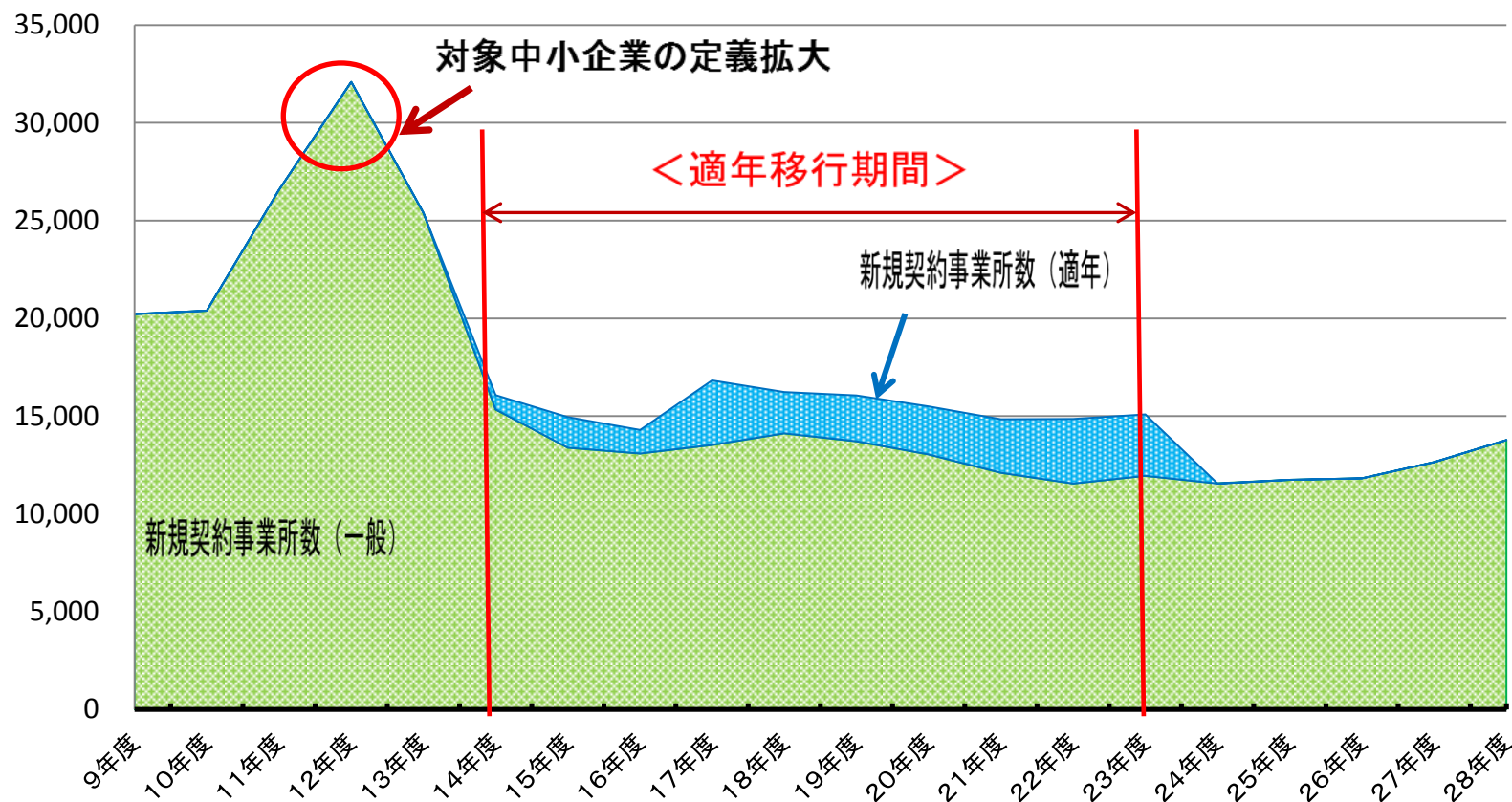


(出典) 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」
(2012年11月、(株)野村総合研究所)

- 平成14年度から23年度に適格年金制度から移行した事業所数は、年度によっては一般の新規加入事業所数の約3割まで達しており、契約事業所数の下支えに大きく寄与している。

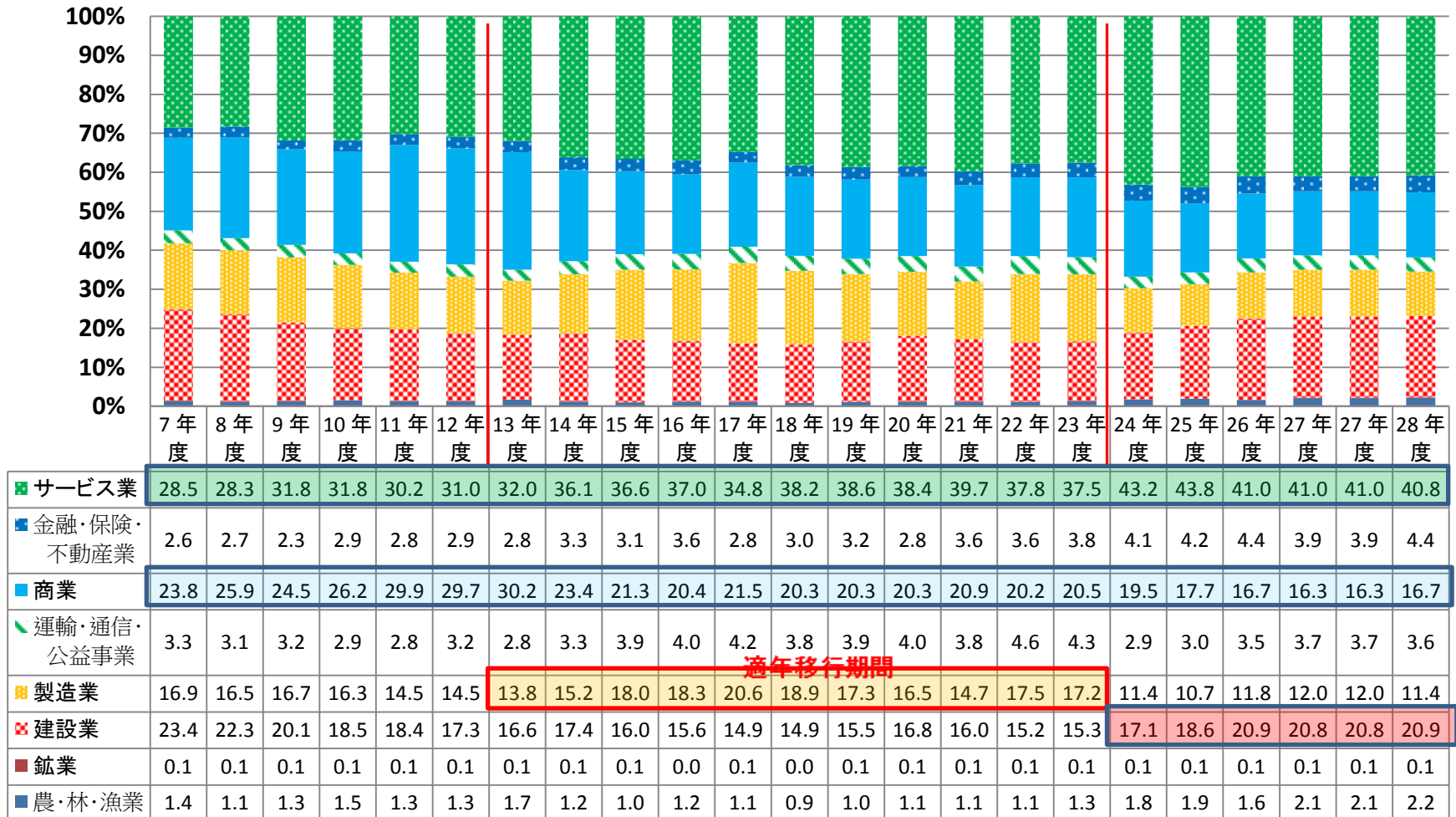
中退共制度新規契約事業所数(適年)の推移 — 適年制度からの新規移行事業所数の推移 —

(所)

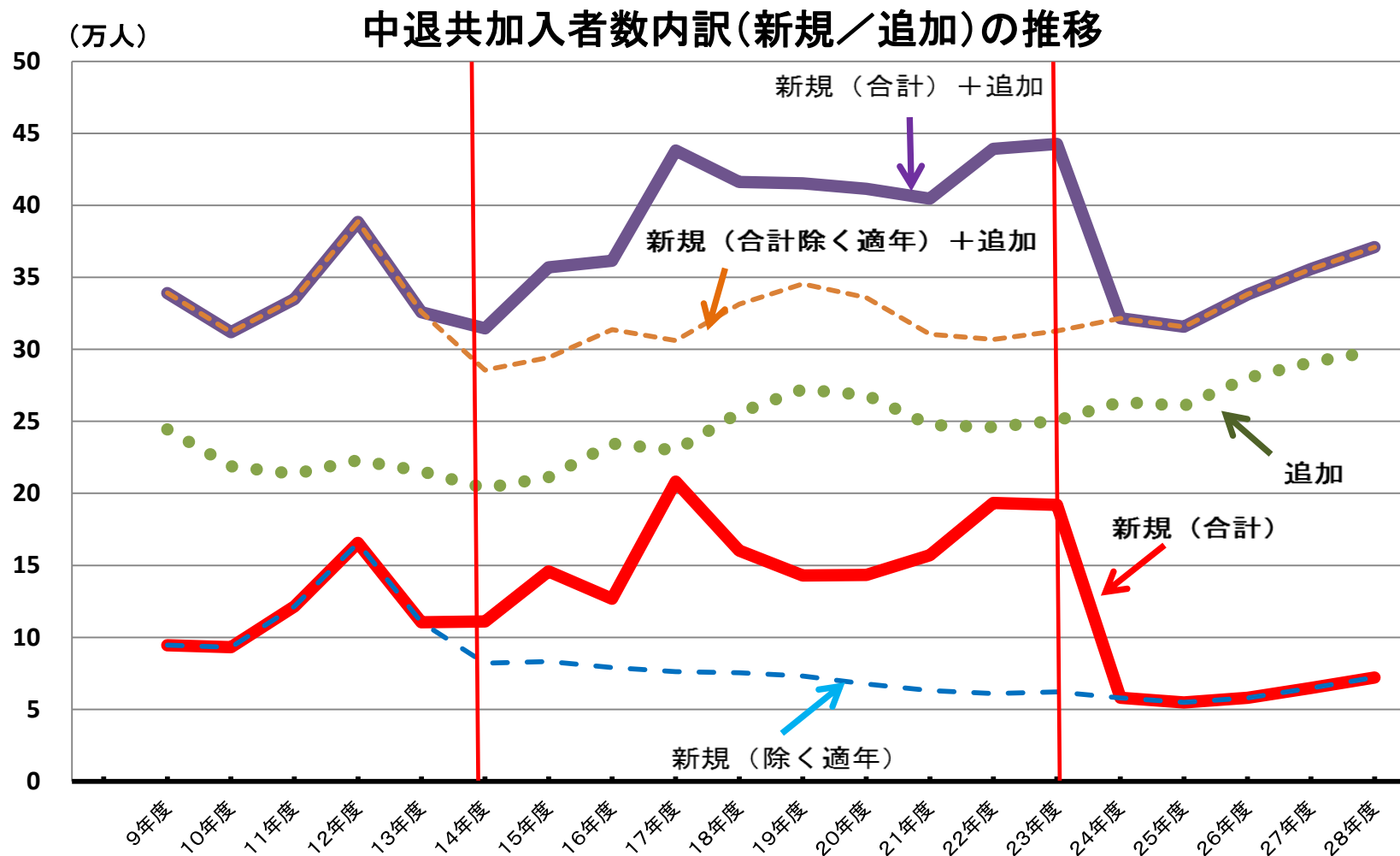


- 中退共制度への新規加入事業所の業種別構成比の推移を見ると、産業構造の変化を映じて商業の趨勢的減少とサービス業の趨勢的増加が目立つ。
適年からの移行期間中における製造業の顕著な増加と、景気要因と思われる近年における建設業の増加も目立つところ。

中退共制度・新規加入事業所の業種別構成比(%)の推移

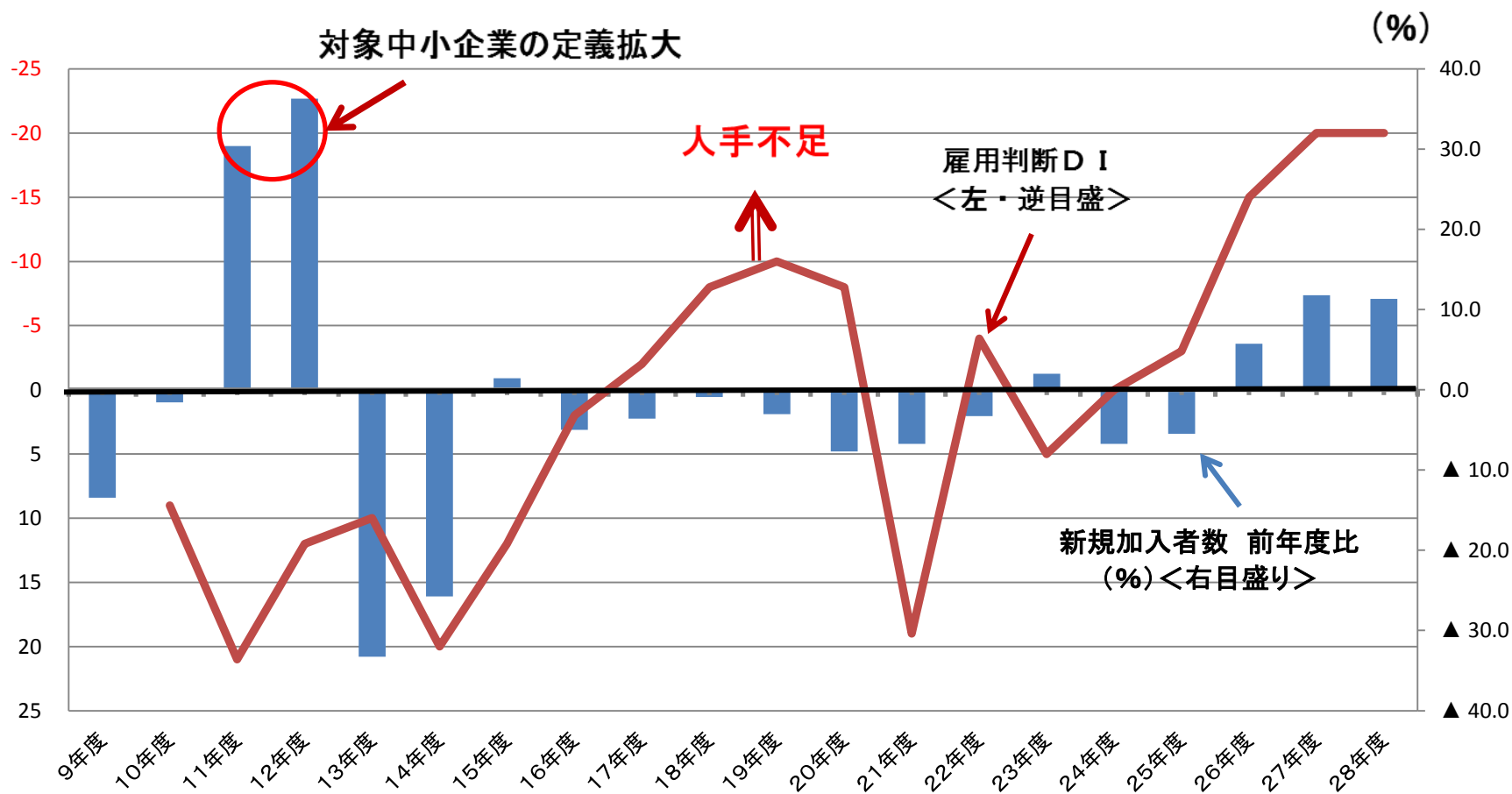


- 中退共の加入者数の推移を見ると適年からの新規移行者数が全体を大きく嵩上げしていることが看取される。
統計上、明別は出来ないが、追加加入者にも適年からの移行事業所分がかなり含まれるものと考えられ、全体での適年の寄与度の大きさが推察される。



- 中退共の新規加入者数と景気要因の関係を見ると、労働需給との因果関係の強さが示唆される。近年は、中小企業における人手不足感の高まりが、新規加入者数の増加に大きく寄与していることが伺える。

中退共新規加入者数(対前年度比)と日銀短観・雇用判断DI(中小企業)の推移



評価項目No.1－7

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
B	B	B	B	-

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

II 財産形成促進事業

- 1 融資業務について
- 2 周知について
- 3 勤労者財産形成システムの再構築

数値目標

- ・財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行ったか。
- ・新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたか。
- ・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であったか。
- ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ったか。
- ・地方公共団体（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付したか。
- ・企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ったか。
- ・外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度6,000ヶ所以上に送付したか。

評価の視点

- ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。
- ・ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

○平成25年度から28年度のすべての年度において、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行った。

○新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、平成25年度から28年度の期間において回答者の8割以上の者から満足した旨の評価を得た。

○平成25年度から28年度のすべての年度において、財産形成事業に関するホームページのアクセス件数について、20万件以上のアクセスを得た。特に28年度については、一般公募した広告代理店を活用し、財形貯蓄制度、転貸融資制度に関する周知キャンペーンを、様々なメディアを駆使して展開したこともあって、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数は、548,170件に達した。

○平成25年度から28年度のすべての年度において、行政機関等のメールマガジンを活用し、12万以上の登録者に財形制度の周知を図った。

○平成25年度から28年度のすべての年度において、5団体以上の地方公共団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。

○平成25年度から28年度のすべての年度において、5誌以上の企業向け情報誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。

○平成25年度から28年度のすべての年度において、関係機関による周知活動を支援するため、目標値である6,000ヶ所を大きく上回る送付先にリーフレットを送付した。

⇒**全ての項目において数値目標達成**

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 融資能力の向上については、外部専門家による講義（住宅ローン審査・債権管理）を毎年度5名～6名の受講者で開催し、このほか、担当者に対し融資業務に関連する通信講座を受講させた。
- 貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と連携し勤労者の財産形成の促進等の目的と財務の健全性に配慮しつつ決定した。平成26年度に中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置、平成27年度には子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施し、それぞれ適用期間を平成30年度末まで延長した。
- 熊本震災被災者への対応として震災発生4日後には貸付条件変更の通達を発出した。
- 周知業務については、リスティング広告等を活用することにより、今次中期計画期間中においてアクセス件数を増加させ、目標値を達成した。
- 従来から活用する紙媒体（リーフレット・雑誌への掲載）等による業務も引き続き実施し、目標を達成した。
- 平成28年度には、新たに財形制度の周知・広報業務として、広告代理店を活用し、これまで活用してきたインターネット、紙媒体等各種メディアを包括した総合的な広報展開（特設サイトの開設、動画サイトの活用、新聞・雑誌への広告掲載、ラジオの活用等）を行った結果、ホームページのアクセス件数を飛躍的に増加させた（548,170件）。

評価の視点に対する措置

- 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行った。
 - ホームページ等で資産運用や金融教育の専門家による制度の意義、内容に関する説明や評価を掲載したほか、利用者の体験談を紹介するなど、利用動機を高めるような情報の充実を図った。また、閲覧者の声を基に、利用条件、相談窓口等の掲載場所を、より分かりやすい位置に変更した。
- これらを踏まえ、Bと評価する。

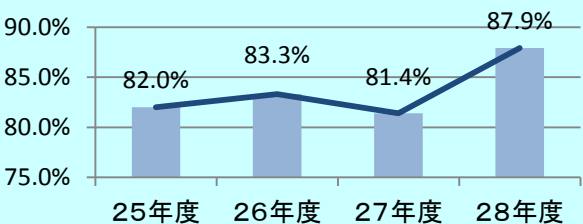
財産形成促進事業

1 融資業務について

★利用者サービスの向上

- 貸付決定に当たっては、平成25年度から平成28年度中に貸付決定をしたすべてにおいて、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定をした。(3,188件)
- 新規貸付けを実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、各年度における回答割合は以下のとおり。

アンケート満足度

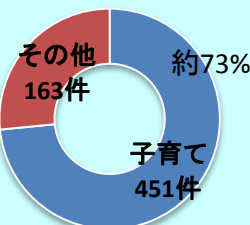
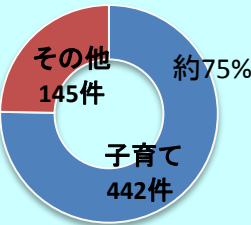
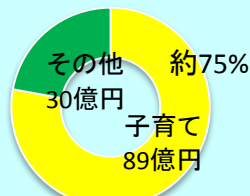
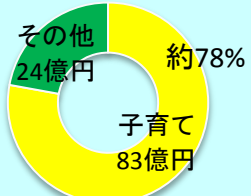


平成25年度から平成28年度まで毎年80%を超える満足した旨の回答を得た。

★特例金利の設定等について

- 平成26年度に中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置を、平成27年(7月～)には子育て勤労者貸付金利引下げ特例措置を実施した。特に子育て勤労者支援については、好評につき財務の健全性に配慮しつつ実施期間を平成30年3月31日まで延長した。

【平成27年度】 587件106億円 【平成28年度】 614件118億円



子育て世帯向け特例金利の利用者比率は7割を超え、好評

★融資審査能力の向上

- 外部専門家による講義や通信講座受講等により、担当者の融資審査能力の向上に努めた。
- 外部専門家による講義(住宅ローン相談・債権管理)については、勤労者財産形成部職員の担当課を問わず、毎年度5～6名の受講者で開催した。
- 融資審査等業務担当者向けの通信講座に係る受講内容は以下のとおり。
 - 【平成25年度】「財務3表徹底理解」「住宅ローン相談に強くなる」「融資債権回収コース」
 - 【平成26年度】「融資営業力」「不動産登記に強くなる」「金利・債券がわかるコース」
 - 【平成27年度】「保証の基礎と経営者保証」「住宅ローン相談」「経営改善等の目利き」
 - 【平成28年度】「財務3表徹底理解」「危ない会社の見分け方」「不動産登記の見方」

★熊本地震への対応

- 熊本地震(H28.4.14)への対応として、り災状況等に応じて償還期間の延長や利率の引下げなどの貸付条件の変更を、地震発生4日後の平成28年4月18日に関係機関へ通知するなど、迅速な対応を行った。

2 周知について

① 分かりやすく親しみやすい広報媒体の作成

●利用者の視点に立った分かりやすい表現、親しみやすい媒体という観点から、広告掲載媒体やホームページコンテンツの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引等のリニューアルに取り組んだ。

特に、平成27年度より、広告掲載媒体として子育て世帯向けにはフリーペーパーの「あんふあん」、リフォーム用資金利用者向けには「SUUMOリフォーム」、等の親しみやすい雑誌を多用したほか、転貸融資利用者のインタビュー記事（利用者の声）をホームページに掲載するなどした。

また、平成28年度はマンガやイラスト等を活用し、より親しみやすいリーフレットを作成した。



転貸融資利用者の
インタビュー
記事



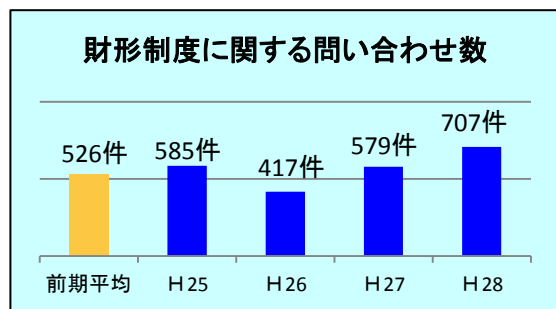
28年度版
子育て特例用
リーフレット



28年度版
財形貯蓄広報用
リーフレット

② お客様お問い合わせへの対応

●インターネットや電話を通じた質問を受付け、よくある質問については回答をQ & Aとしてホームページ上に追加掲載した。



よくある質問については回答
をホームページに掲載

平成28年度末現在で42のQ & Aを掲載中

よくある質問

▶ 財形貯蓄制度について

- ① 財形制度の導入・財形貯蓄をご利用いただける勤労者について
- ② 財形貯蓄に積み立てできる賃金の範囲や預け替えについて
- ③ 財形住宅貯蓄の払い出しについて
- ④ 財形年金貯蓄について
- ⑤ その他（転職・会社倒産時の扱い）

▶ 財形持家転貸融資について

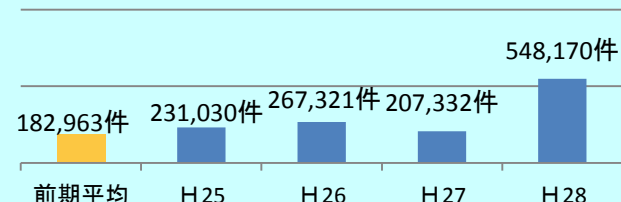
- ① 財形持家転貸融資のお申し込みについて
- ② 財形持家転貸融資の貸し付け対象について
- ③ 財形持家転貸融資の貸し付け条件について
- ④ 借り入れ申し込み手続きと手続き書類等について

③ ホームページのアクセス件数

●各事業年度において、関係分野の専門家や転貸融資利用者のインタビュー記事を掲載、また、インターネットや電話を通じて受け付けたよくある質問をホームページ上のQ&Aコーナーに公開するなどし、利便性の向上と情報提供の充実に努め、さらにはリスティング広告なども利用し、右図のとおりアクセス数を獲得した。特に、平成28年度においては後述する周知・広報キャンペーンを行った結果、アクセス件数は約55万件まで大幅に増加した。【年度目標 20万件以上】

○平成28年度 財形制度周知・広報キャンペーンの戦略と具体的な取組み

財形ホームページアクセス件数の推移



●平成28年度周知・広報キャンペーンの戦略

平成28年度の周知活動においては、転貸融資制度の一層の活用促進には、母集団である財形貯蓄制度の普及促進が不可欠との問題意識の下、財形貯蓄制度を前面に押し出した周知キャンペーンを展開する。また、本周知キャンペーンは委託先である広告代理店の専門家としての経験、組織、ネットワークを最大限に活用、多様なメディアを組み合わせ、実施期間を短期に集中させることで訴求力の向上を図る。

●具体的な取組み

主に以下のメディア展開により、広告への接触者の財形ホームページへの誘導を行った。

平成28年11月 新作ポスター(※1)を関係機関へ送付(全国のハローワーク、商工会、労働金庫等約3,700所に送付)。

12月 財形事業本部サイト内に特設サイト「財形の現在形」を、YouTube上に「財形チャンネル」を開設。
それぞれにおいて、興味喚起(PRソング)・制度説明(インフォグラフィック)動画などを公開した。

平成29年 1月 新聞、雑誌への広告掲載、ラジオCM等の実施。

<新聞:1紙> ・日本経済新聞:1月17日(火)発売号

<雑誌:3誌> ・週刊ダイヤモンド:1月21日号、週刊東洋経済:1月21日号、週刊エコノミスト:1月24日号

<ラジオ番組> ・文化放送「おはよう寺ちゃん活動中」への役員の出演、文化放送でのラジオCMの放送

●特設サイトアクセス件数
約2万1,000件
※(H28.12.1~H29.3.31)
●YouTube公式チャンネル
動画視聴回数
約35万回

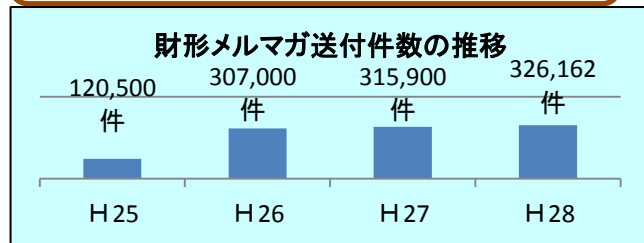
広告代理店への委託業務には、周知・広報キャンペーンの企画・展開に加え、施策別の効果の検証や、事業主、勤労者双方の意識調査と調査結果の分析、さらに検証・分析結果を踏まえた今後の周知活動に関する提言を含め、PDCAサイクルが機能し、次の施策に繋がるような工夫・仕掛けを盛り込んだ。この結果、例えば、財形制度未利用者の多くから、制度があれば利用したいとの意向が示されるなど、今後の事業主、勤労者への勧奨活動において有益な情報が得られた(※2)

※1 新作ポスターには、リオデジャネイロオリンピックカヌー競技銅メダリスト羽根田卓也選手を起用

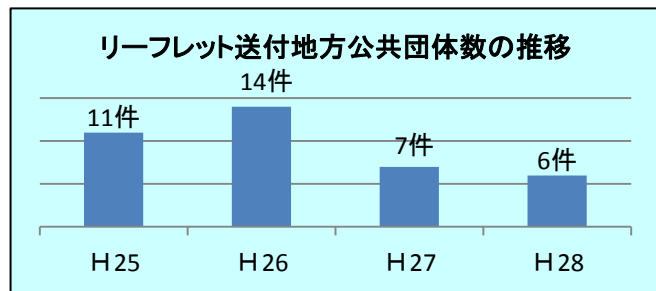
※2 企業が財形制度を導入しない理由として最も多く挙げられるのが「従業員のニーズがないから」であったが、そうした見方が必ずしもあたらないことも示唆する。

④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るための取組み

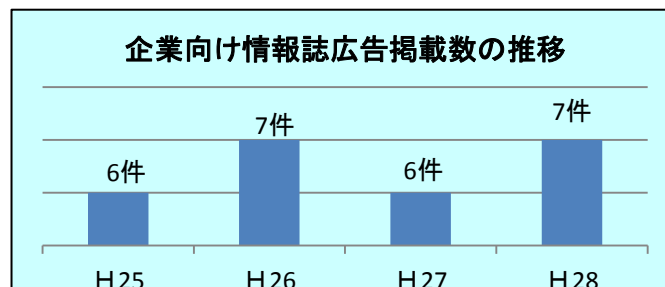
- 各事業年度において、右図のとおり行政機関等のメールマガジンを活用し財形制度の周知を図った。【年度目標 12万件以上】



- 各事業年度において、地方公共団体等を通じて事業所にリーフレットを送付した。【年度目標 5団体以上】

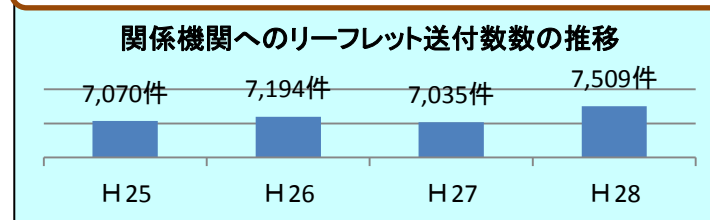


- 各事業年度において、企業向け情報誌により財形制度の周知広報を図った。平成28年度においては、新たに介護情報誌にも広告掲載を行った。【年度目標 5以上の情報誌】



⑤外部委託の活用や関係機関との連携

- 各事業年度において、関係機関による周知のためリーフレット送付した。【年度目標 6,000カ所】



- 事業主団体に、事業主説明会、周知相談、アンケート実施等を委託。平成28年度は効率性の向上のため、活動範囲を「市町村」から「都道府県および政令指定都市」へ拡大。

3 勤労者財産形成システムの再構築

- オープンソースソフトウェアの活用による効率化を企図し、勤労者財産形成システムを刷新、平成29年3月に再構築を完了。

※旧システムは外部業者のホストコンピュータを利用したシステム

	平成26年					平成27年												平成28年												平成29年		
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
a. 要件定義																																
b. システム設計																																
c. プログラム開発・テスト																																
d. ハードウェア調達																																
e. データ移行																																
f. 並行稼働																																

評価項目No.2-1

自己評価A

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	B	B	S	-

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置

- 1 効率的な業務実施体制の確立等
- 2 中期計画の定期的な進行管理
- 3 内部統制の強化
- 4 情報セキュリティ対策の推進

評価の視点

- ・業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。
- ・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。
- ・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。
- ・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。
- ・業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。
- ・業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。
- ・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。
- ・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）
- ・平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか。
- ・リスク管理・コンプライアンス委員会等を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか。
- ・講じた措置についての公表が適切に行われているか。
- ・政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

○当機構においては、被共済者の資産と個人情報とを大量に保有することから、最重要課題の一つとして、内部統制の強化及び情報セキュリティ対策の推進を行った。

○内部統制の強化については、外部有識者委員を含むリスク管理・コンプライアンス委員会において、機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立した。また、資産運用委員会を開催し、外部委員による資産運用に関する管理を行った。さらに、監事の監査に加え、内部監査規程等に基づき監査室による本部及び支部の内部監査を行う等の取組を行った。

○また、情報セキュリティ対策の推進については、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって多面的に対策を講じた。特に、情報セキュリティについての責任体制を明確化するとともに、「システム化委員会」を開催し、機構全体として計画的・整合的にシステム化を推進する体制を確立した。また、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「CIO補佐官報告会」を設置し、情報システムに関して助言を受けた。さらに、情報系システムと業務系システムの物理的分離（29年5月）に向けた準備を行うとともに、インシデント対応手順表の策定等の取組を行った。

○上記のほか、業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直しなどの効率的な業務実施体制の確立等、業務運営・推進会議の定期的な開催等による中期計画の定期的な進行管理などを引き続き実施した。

評価の視点に対する措置

○効率的な業務実施体制の確立等のため業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直しなどの効率的な業務実施体制の確立を図ったほか、会議運営面でも効率化を図った。

○システムを利用する業務の割合が高い当機構の特性に鑑み、「システム化委員会」を設置し、機構全体として、システム化要望案件に優先順位をつけ、計画的・総合的にシステム化を推進することとした。

○退職金共済事業における各種制度改正に伴うシステムの変更を行うなど、各種業務の電子化、機械化の推進に向けた取組を図った。

○中退共事業における退職金未請求者への請求手続の要請業務について、作業手順をマニュアル化した上で、外部委託を行った。

○現行の各事業における加入状況等を踏まえると国民のニーズとずれている事務・事業等が当機構にないか、理事会や業務運営・推進会議等において検証及び見直しを実施している。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

○「理事会」を毎月（原則）、「業務運営・推進会議」を5回開催し、業務の遂行状況等の把握を行うとともに、適宜、業務運営の方針を指示した。また、中退共事業と建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を4回開催し、加入促進対策の遂行状況の進捗状況等を踏まえた対応策を検討の上で積極的な加入勧奨を実施した。

○調達等合理化に係る検討チーム、契約監視委員会等についても、定期的に開催した。

○年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。また、情報セキュリティについて、必要の都度、全役職員向けにメッセージを発し、意識の涵養を図った。

○監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。

○各退職金共済事業、財形事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「理事会」「業務運営・推進会議」及び「契約監視委員会」等を定期的に開催した。

○平成22年3月の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書を踏まえ、法令等の遵守については、公正性の確保の観点から外部有識者を委員として任命したリスク管理・コンプライアンス委員会において、リスクマップを作成し機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立するとともに、ほか、コンプライアンスに関する審議を行った。さらに、契約状況の点検・見直しを行い、外部の有識者からなる契約監視委員会を開催した。また、両委員会について、審議概要等をホームページで公表した。

○業務の有効性及び効率性については、平成27年10月に設置した資産運用委員会の運営を軌道に乗せるとともに運用の基本方針上の基本原則（「安全かつ効率な運用」）の解釈についての認識を統一し、中退共の基本ポートフォリオについて制度の持続性を確保できるものへと見直しを行うとともにその他の制度の安定的運営に資するための問題提起を行い、検討を進めている。また、情報セキュリティ対策については次ページ以降のとおり推進した。

これらを踏まえ、Aと評価する。

内部統制(1) 新規施策

<自己評価の基準>

- 平成28年度は、内部統制について、中計期間内に発生した大きな環境変化を踏まえ、**新規施策**を実施(ローリング)

【基本認識】 当機構は金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人であり、国民から2つの貴重な財産(運用資産、個人情報)をお預かりしている。

資産運用と情報セキュリティ、双方の分野に共通する急速な情勢変化に対応していくことが必要であり、システム投資面では地味なバックアップ(資源投入)が不可欠。

<環境変化>

(1) 法改正

- ①改正独法通則法施行(27年4月)⇒ガバナンス強化の要請(監査室、リスク管理・コンプライアンス委員会設置等)、資産運用に係る実効性のあるリスク管理体制を整備
- ②中退法改正(27年5月) ⇒資産運用委員会設置(27年10月)

(2) 情報セキュリティ問題の深刻化

- ①政府系機関からの個人情報大量漏洩事案発生⇒個人情報の防衛が喫緊の課題に
- ②世界的サイバーテロ脅威の高まり⇒頻度上昇、悪質・巧妙化

<組織／体制／予算面での対応>

1. 組織【ガバナンス強化に向けた外部有識者の知見活用】

(1) 資産運用委員会(平成28年度は9回、延べ約20時間の審議)

- ・資産運用状況等の監視等
- ・厚生労働大臣任命による有識者委員5名
- ・機構の特性(注)に関する認識を共有、同特性を踏まえてあるべき姿を審議・判断
(注) 積立方式、国による補填なし、運用が唯一の収益源、中退共付加退職金制度の非対称性
- ・運用の基本方針「安全かつ効率」について機構としての解釈を具体化
- ・「必要な収益を最低限のリスクで獲得」、「必要な収益率＝予定運用利回り＋業務経費率」
- ・特性と現行体制を踏まえ、中退共基本ポートフォリオの過剰なリスクテイクを修正
- ・リスクテイクは累積剰余金の範囲内
- ・財政検証に先駆け基本ポートフォリオ見直し実施(期待収益率1.41%⇒1.10%、リスク値3.53%⇒1.88%)
- ・基本ポートフォリオ策定時の金利見通しに独自シナリオ(横ばい)を採用
- ・制度設計を所掌する労働審への情報提供・提言ルート確立
- ・機構資産運用行動の決定要因(予定運用利回り累積剰余金／付加退職金)に関する要望

(2) リスク管理・コンプライアンス委員会

- ・コーポレートガバナンス専門の弁護士を招聘
- ・個人情報流出時の退職金支払可否判断、役員の責任に関する検討
- ・リスク管理におけるリスクマップ(後述)の位置付けの明確化

(3) CIO補佐官報告会

- ・NISCサイバーセキュリティ補佐官を招聘
- ・CIO補佐官の活動状況の評価
- ・世界的サイバーテロ対策に関する理事長への助言
- ・システム投資額のレベル感の提言

2. 体制改編

- 資源投入に関する優先順位付けのための体制・プロセスの明確化

(1) 情報セキュリティ体制再編

- ①情報セキュリティ委員会委員長を理事長に格上げ
- ・最重要案件との位置付け、トップダウン体制明確化
- ②総務部、システム管理部の責任分担明確化
- ・情報セキュリティ体制の企画・立案・実施はCISO・総務部ライン
- ・機構内システム案件の総括的把握・管理はシステム管理部
- ・インシデント対応は総務担当理事、総務部ライン

(2) リスク管理・コンプライアンス委員会

- ①リスクマップ作成(約300項目)
- ・資源投入の対象、優先順位の明確化
- ②外部有識者委員による点検・助言

(3) システム化委員会

- ①システム化案件の全体像の一元把握
- ②システム化案件の質・運用の基準統一化
- ③優先順位付け(平成29年度分は当初要望 24件⇒15件へ査定)
- ④一元的予算管理(機構全体としてのシステム化予算の執行進捗状況の随時把握)

(4) 監事／監査室

- ・モニタリング本格実施

3. 予算措置

- ・物理的分離早期実現等のための予算措置
- ・第3期中期計画において予定外の大規模システム化案件であったが、その重要性、緊要性に鑑み、元号改正対応等と合わせ、約8億円を予算措置

4. 情報セキュリティ対策

(1) ハード面の対応

- ・情報系システムと業務系システムの論理的分離(28年5月)と物理的分離(29年5月)
- ・物理的分離については、29年1月に機構横断的なプロジェクトチームを立ち上げ(プロジェクト・オーナーは理事長、CISOがプロジェクト・リーダー)、年度を跨いで貫徹
- ・業務系データのNASからサーバーへの移行(個人情報約150万件含む:29年4月完了)
- ・ログ保存機能確保による事後対応(調査・分析)力強化、データ防衛力強化

(2) ソフト面の対応

① ヒューマンエラー対応

- ・PDCA体制の構築(規程整備／研修／訓練／モニタリング／フィードバック)
- (P) 記憶媒体管理規程、インシデント対応手順書の整備
- (D) 役職員全員参加研修、新人・転入者・派遣職員研修等啓発施策の継続的実施、インシデント対応訓練
- (C) 監査室・監事監査によるモニタリング、第三者による情報セキュリティ監査、標的型メール訓練、ペネトレーション・テスト、メール・Webサイト利用実態調査
- ・28年度中、標的型メール訓練2回、抜検訓練2回、ペネトレーション・テスト2回等を実施
- (A) 規程整備、理事長メッセージ、システム対応(ファイアウォール強化等)

② インシデント対応

- ・インシデント対応手順書作成
- ・必須対応項目確認(抜検・報告⇒コールセンター⇒ログ分析⇒支払可否判断)
- ・コールセンター機能強化(非常時回線数増加:20回線⇒46回線)
- ・システム保守業者によるバックアップ体制強化
- ・本部からの追加的人員投入体制確立

5. 次期中計期間中の課題

(1) 資産運用

① リスクテイク体制の強化

- ・リスク度に見合った累積剰余金の確保等体制面の整備が前提
- ・運用資金量横ばい／低金利継続(自家運用利回り低下)／業務経費率上昇(情報セキュリティコスト増高)という環境を展望した必要な運用収益確保のための体制等
- ② 機構行動規範・判断基準の確立
- ・Fiduciary Duty(専ら受益者の利益を勘案)を巡る最近の議論を踏まえ、当機構の行動規範を確立
- ③ スチュワードシップ・コード、ESG投資への対応
- ・機構業務の目的・政策的位置付け(厚労省所管部署)を踏まえて検討

(2) システム

① 中退共システムの再構築

- ・言語変更(Cobolからの変更)
- ・予定運用利回り等制度の改定に柔軟・機動的に対応できるシステムの構築。

② 建退共システムの刷新と建退共掛金納付システムの新設

- ・平成22年度運用開始の特退共システムの刷新
- ・建退共証紙に代わるものとして、インターネットを活用した掛金納付システムの新設
- ・情報セキュリティ確保を最優先とし、特退共システムと掛金納付システムを分離

③ BCP体制構築

- ・自然災害対応を含むBCP体制の強化

内部統制(2) 継続施策

1. 効率的な業務実施体制の確立等

- ①マイナンバー制度への対応
- ②業務量・内容の変化を踏まえた課室再編と人員再配置
・事業本部を超えた人事異動を機動的に実施
- ③会議体の統合や合同開催等の効率化
・合同開催、持回り開催の活用

2. 中期計画の定期的な進行管理

- ①定期的な会議体での進捗報告
 - ・理事会(毎月開催)
 - ・業務運営・推進会議(平成28年度5回開催)
 - ・加入促進対策委員会(同4回開催)
- ②年度事業報告、計画、進捗報告に係る情報共有
・部長会等説明会開催、職員へのメール、回覧等による周知

3. 内部統制の強化に向けた取組

- ①定期的な会議体での内部統制
 - ・理事会、幹部会、部内会議(毎月)
 - ・業務運営・推進会議(同5回開催)
- ②内部監査
 - ・監事／監査室によるモニタリング強化(支部等含む)
- ③コンプライアンスの推進
 - ・リスク管理・コンプライアンス委員会(同2回開催)
- ④安全かつ効率的な運用
 - ・資産運用委員会の機動的開催
⇒特性を踏まえた基本方針の明確化
- ⑤インシデント発生時の体制構築
 - ・エスカレーション体制整備
 - ・インシデント対応訓練(同3回実施)

4. 情報セキュリティ対策の推進

- ①ハード面の整備
 - ・マイナンバー・住基ネットのための執務スペース再編(29年1月)
 - ・監視サービス加入(29年3月)
 - ・建退共支部のシステム物理的分離完了(29年1月)
 - ・セキュリティ・ワイヤ導入(29年2月)
- ②ソフト面の整備
 - ・Webサイトの閲覧制限強化
 - ・情報系システム、業務系システムの論理的分離完了(28年5月)
 - ・Webサーバの脆弱性対応(28年9月～)
 - ・メールシステムのファイアウォール強化(29年1月)
- ③その他
 - ・週例のプログラム脆弱性対応作業への協力体制徹底
 - ・年末年始、連休明けのメール添付ファイル開封制限周知徹底
 - ・情報セキュリティ関係部署横断の週例会合発足(28年5月)
 - ・JPCERT加盟(29年2月)

情報セキュリティ対策とインシデント発生状況

日付	当機構の対応・施策	インシデント
平成27年12月19日		ホームページに異常な数のアクセス
12月25日	新USBメモリ等記憶媒体管理規程発効 第1回標的型メール訓練実施(内部) 年末年始メール開封制限実施	
平成28年1月12日	第1回物理的分離プロジェクトチーム(DSPT)会合開催	
平成28年3月19日～5月末	メールソフトの一部切替え	大量の不審メールを継続的に受信 ・メールシステムの稼働に支障発生 ・ランサムウェア横行
5月上旬		情報系・業務系システム論理的分離不備発覚
〃	業務系システム保守業者によるバックアップ体制強化	
8月1～3日	ペネトレーションテスト実施(外部業者)	
10月5日		メール及びWebサーバへの攻撃発生
10～12月	ペネトレーションテスト、標的型メール訓練、情報セキュリティ監査	
平成29年1月	建退共支部での物理的分離完了 JPCERTからの情報入手開始 緊急時コールセンター設備の整備	
1月6日～18日		成りすましメールによるDOS攻撃＋当機構メールシステムを踏み台にした他機関へのDOS攻撃 — メールシステムの速度低下
1月12日～月末	メールシステム攻撃対応 (ファイヤウォール機能強化等)	
3月上旬	監視サービス稼働開始	
3月下旬	標的型メール訓練実施(外部業者)	
4月上・中旬	NASからサーバへ業務用データ移行	
5月4日	情報系システム、業務系システムの物理的分離完了	
5月12日～		世界同時サイバーテロ発生 — 不審メール急増
6月1日	情報系システム保守業者によるバックアップ体制強化	
6月2日		ハッカー集団*がサイバー攻撃用ソフトを販売、との報道。*米国家安全保障局(NSA)から流出したサイバー攻撃ソフトをインターネット上で公開した“シャドー・ブローカーズ”
6月12日	DSPT解散決定	

中退共の資産運用に関する基本的考え方と運用体制について

— 平成28年度第7回資産運用委員会(12月27日開催)資料のポイント

1. 当機構の特性

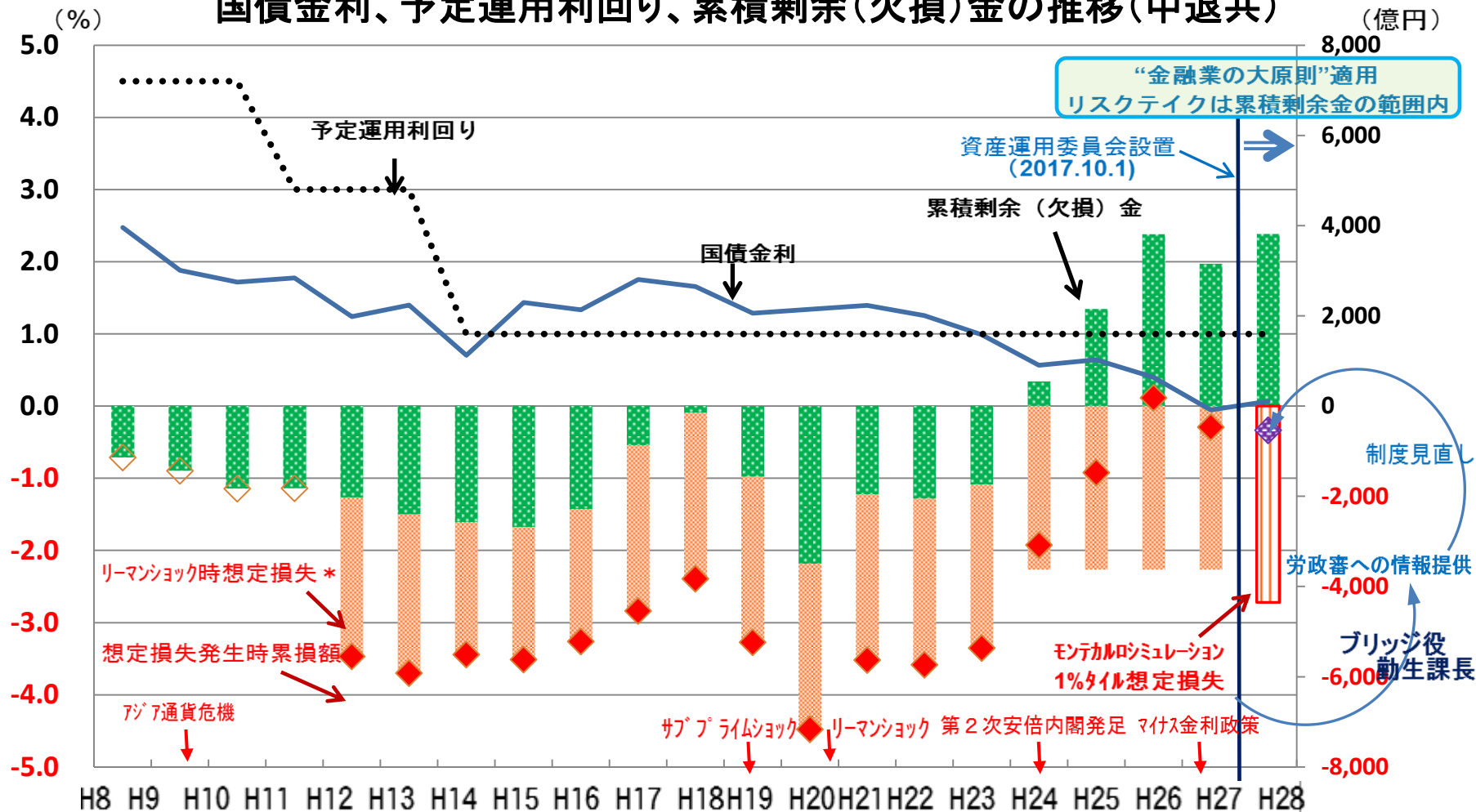
- 積立方式:退職金の原資は受給者自身が積立てた資金
(注)賦課方式:原資は、現役世代の掛金
- 退職金共済制度専業:運用以外の収益源なし。
- 政府からの支援は、掛金助成と一部の業務経費のみ。欠損金の補填はなし。
- 失うことが許されない資金

2. 特性を踏まえた資産運用上の留意点

- (1)基本原則「安全かつ効率」の考え方
 - ・「必要な収益を最低限のリスクで確保する」と解釈することが適当
 - ・「必要な収益」については、累積剰余金の水準や市場環境の変化等を踏まえると、リスクを極力抑制した「予定運用利回り＋業務経費率」に相当する水準とすることが適当
- (2)累積剰余金とリスクテイクの関係
 - ・リスクは累積剰余金の範囲内で取ることが金融業務の大原則
- (3)付加退職金制度の問題点(非対称性)
 - ・予定運用利回りを越える運用益を年度毎に配付する一方、運用利回りが予定運用利回りを下回った場合には特段の措置が取られない、上下非対称的な現行制度では、中長期的に運用成績対比で過払いとなり財務状態が悪化する。
- (4)経済見通しを踏まえた慎重な検討
 - ・金利想定は、内閣府ベースラインケースと現状横這いを比較。金利下振れ時に採算利回り相当の収益が上げられないリスクを勘案し、横這いとした。
- (5)運用意思決定の独立性
 - ・米欧先進国では、公的年金運用組織の最優先義務は、加入者・受給者の権益保護であり、政治的介入を抑えるための様々な施策が採られてきた。
 - ・Fiduciary Duty(専ら被共済者の利益を勘案した意思決定)の観点から運用委託先選択やESG投資、スチュワードシップ・コード対応を再検討の要
- (6)リスクテイク体制
 - ・ノーリスク金融商品(国債等)の利回りが低迷し、不可避なリスクテイクの幅が拡大し、かつリスク管理が難しさを増す中、リスクテイク体制(制度／人材／設備)の強化が必要

- ・ 資産運用委員会での審議では、金融業の大原則、「リスクテイクは累積剰余金の範囲内」であることを確認。
- ・ 運用環境が難しさを増す中、制度（予定運用利回り、利益剰余金目標額、付加退職金等）を審議する労政審への情報提供ルート（勤生課長によるブリッジ）が確立されたこと。
- ・ ストレステストも、中長期的な視点から実施。リスク情報を労政審へ提供。

国債金利、予定運用利回り、累積剰余(欠損)金の推移(中退共)



* サブプライム問題とリーマンショック発生時と同様の相場変動が発生した際の想定損失額。

評価項目No.2-2

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	B	B	B	-

II. 業務運営の効率化に関する事項

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

5 業務運営の効率化に伴う経費節減

- 一般管理費及び業務経費
- 人件費

数値目標

・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行われているか。

評価の視点

- ・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。
- ・総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか。
- ・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）
- ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）
- ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

○平成24年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については、平成25年度は32.2%、平成26年度は35.0%、平成27年度は12.8%、平成28年度は**20.5%**、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成25年度は21.0%、平成26年度は21.9%、平成27年度は18.1%、平成28年度は**14.4%**の削減を行った。

評価の視点に対する措置

○諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。

○超過勤務管理の徹底等により人件費の削減に努めるなどし、総人件費を前年度に比べて2.6%削減した。（平成25年度）

○東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員よりも低い水準に留めている。

○年齢のみで比較した対国家公務員指数は平成25年度114.2、平成26年度114.9、平成27年度115.4、平成28年度114.8となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。

勤務地域を考慮した地域勘案指数では、平成25年度101.1、平成26年度101.4、平成27年度102.1、平成28年度101.1地域・学歴勘案では平成25年度102.6、平成26年度102.5、平成27年度103.2、平成28年度101.7と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。

○支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、平成25年度1.1%、平成26年度1.2%、平成27年度1.1%、平成28年度1.1%と極めて小さい。

○法定外福利費の支出については、平成20年度早々に見直しを行い、現在支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。

このため、中期目標期間の最終年度である平成29年度までに目標を十分に達成しうる水準を維持していることに鑑みBと評価する。

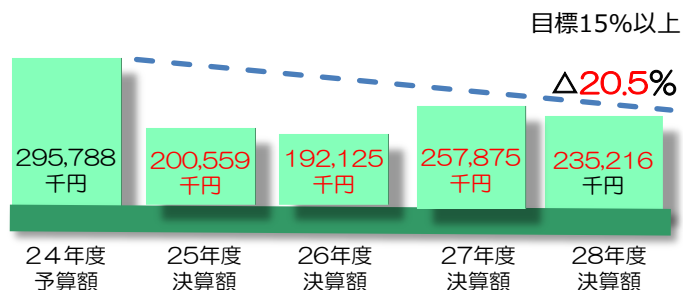
一般管理費及び業務経費の節減

〈中期計画の数値目標〉

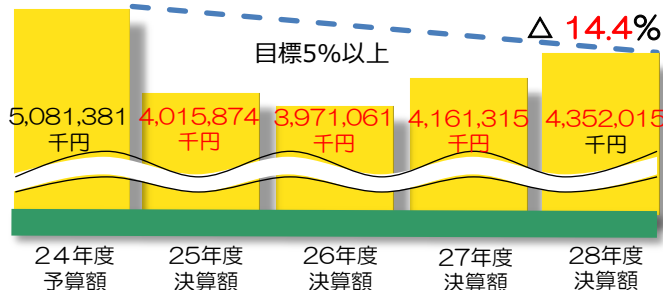
業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行われているか。

◆24年度予算額と25年度～28年度決算額の比較

●一般管理費（人件費を除く）



●業務経費（新規業務、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く）



◆削減要因

- 契約状況の点検・見直しを行い、一般競争契約等の継続的な取組を実施したため。

人件費の節減

◆給与水準の検証

	25年度	26年度	27年度	28年度
地域勘案指数	101.1	101.4	102.1	101.1
地域・学歴勘案指数	102.6	102.5	103.2	101.7
民間保険業との比較	90.0	99.2	99.5	99.3
支出予算の総額に占める国からの財政支出割合	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%

◆総人件費の見直し

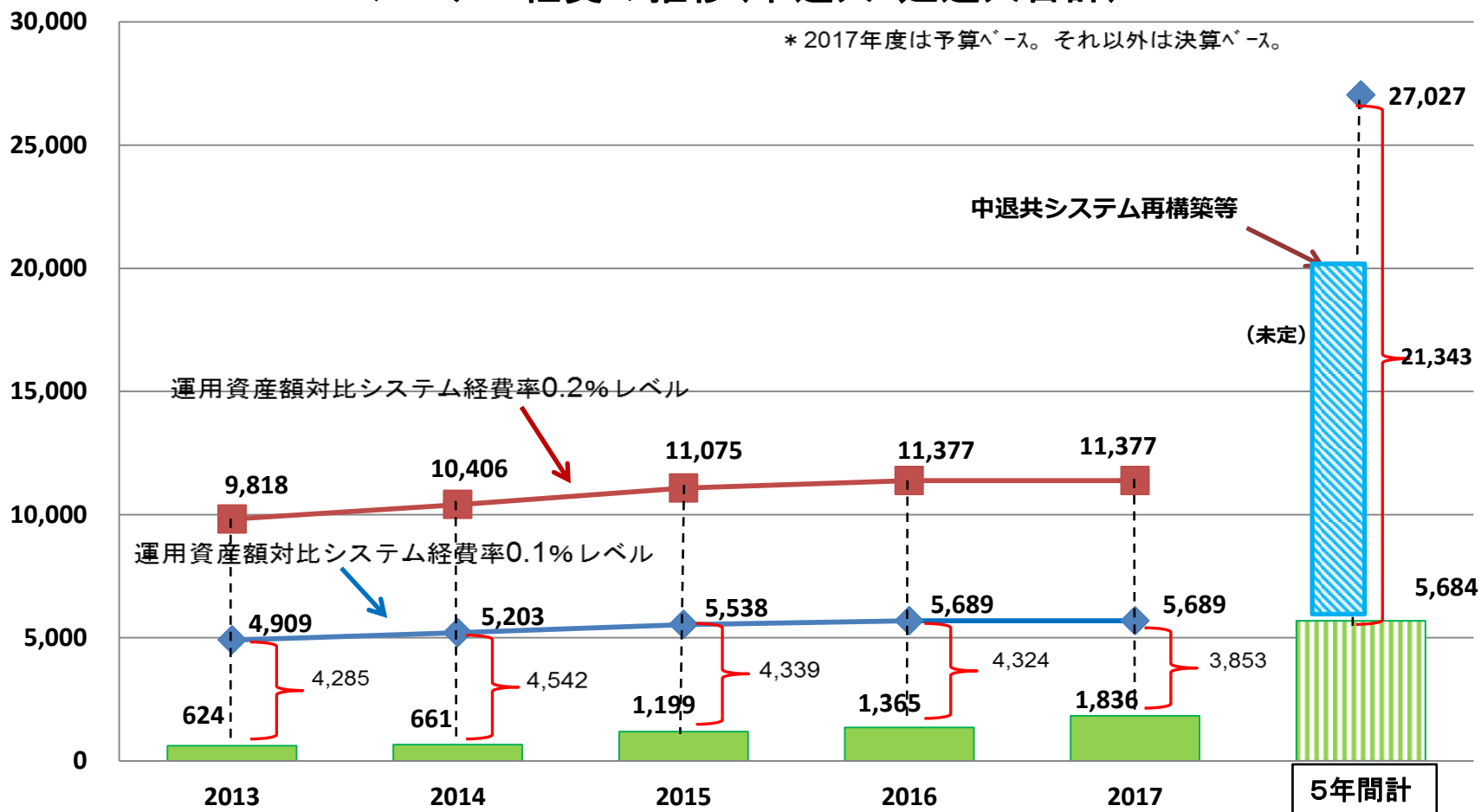
- 職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、国家公務員より低い水準に留めている。

- システム経費の対資産運用額比率をみると、当機構の従来の水準は、本邦金融機関平均の15分の1～6分の1。決済サービスや支店網がないことを勘案して半分の水準としても、年間約40億円は投資不足。過去5年の不足額で、中退共システム再構築分の資金は賄える計算。

(百万円)

システム経費の推移(中退共・建退共合計)

* 2017年度は予算ベース。それ以外は決算ベース。



評価項目No.2-3

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	B	B	B	-

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置

5 業務運営の効率化に伴う経費節減

● 契約の適正化の推進

評価の視点

- ・公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。
- ・一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか。
- ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

○平成27年度より「調達等合理化計画」を作成しホームページに公表を行った。また取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行った。さらに、外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。

評価の視点に対する措置

○一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。

○監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。

概ね年度計画どおりであり、Bと評価する。

「調達等合理化計画」に基づく取組の実施

- 監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」において、随意契約、一者応札・一者応募等の点検・見直しを行った。
- 「調達等合理化計画」を契約監視委員会による点検を受けた後に決定し、公表を行った。
- 機構内に役員、監査室から構成する調達等合理化検討チームを組織した。
- 調達を行う際に、調達の必要性・内容等について、調達等合理化検討チームの審査を行うよう決裁過程を再構築し、自ら点検・見直しを行う取組みを強化した。
- 監事、会計監査人等において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。

契約の適正化を推進

- ◎ 「調達等合理化計画」を公表
- ◎ 契約監視委員会の審議概要等をホームページへ掲載
- ◎ 契約締結状況を月ごとにホームページに公表
- ◎ 競争性のない随意契約に係る契約情報の公表

随意契約以外の契約も含めた競争性・透明性の確保

- 企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施した。
- 「一者応札・一者応募」となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図った。
- 入札辞退届に理由欄を設けるとともに、入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、聞き取りを実施し改善策を検討した。
- 品質等、価格以外の要素も評価することが必要と認められた場合においては、意見招請を実施し総合評価落札方式により調達を行った。

監査の実施

- 監事による業務監査(四半期ごと)や会計監査人による監査を受けた。

評価項目No.3－1

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	A	C	S	－

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

第3 財務内容の改善に関する事項

1 累積欠損金の処理

数値目標

- ・ 累積欠損解消計画の年度ごとの解消目安額林退92百万円を達成しているか。

評価の視点

- ・ 健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。
- ・ 事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。



目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

単位:百万円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当期利益(△損失)金	93	207	△116	135

- ・ 累損解消計画の年度ごとの解消目安額92百万円を（平成27年度を除き）達成した。
- また、平成26年12月に労政審中退部会に取りまとめられた改善策を順次実施し加入促進対策、業務経費の削減、合同運用の実施等で一定の成果がみられた。
- なお、中退共事業においては平成24年度末で累積欠損金を解消している。

評価の視点に対する措置

- ・ 制度の安定的運営のための4つの改善策は概ね着実に実施され、収益の改善に繋がっている。

これらを踏まえ、Bと評価する。

林退共制度の安定的運営を図るため財政検証時(平成26年12月3日)に 取りまとめられた改善策

		機構/厚生労働省
1. 予定運用利回りの引き下げ(0.7%⇒0.5%)【平成27年10月1日】<12年振り> 掛金日額の引き上げ(460円⇒470円)【平成27年10月1日】<12年振り>		労政審 運営委員会/共済契約者
2. 業務費用の縮減【平成27年年度予算より】 ◇業務経理への繰入予算額を1000万円削減 ・本部500万円 ・支部500万円		機構 運営委員会
3. 資産運用方法の見直し【平成28年4月1日より】 ◇中退共資産との合同運用開始(中退法改正) ・運用コストの削減 [27年度林退共単独] [28年度合同運用林退共部分] 14,204,702円(料率...0.25~0.26%) ⇒ 5,290,090円(料率...0.11%) ・運用効率の改善		資産運用委員会/運営委員会
4. 加入促進対策の強化 ◇「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の拡充【平成26年度補正予算より】 ・助成の要件を退職金共済制度への加入を必須 ◇民有林補助事業における措置の拡充【平成27年度より】 ・林退共加入により加算率が最大 ◇林業大学校への周知活動【平成28年度より】 ・将来の林業就業者に対して、林退共制度についての周知活動を実施		林野庁 林野庁 機構

〔新規10年国債利回り〕
財政検証時の推計値
実績

26年度	27年度	28年度	29年度
1.0%	1.5%	1.9%	2.1%
0.4%	▲0.05%	0.065%	—

林業退職金共済事業における給付経理の実績

										← 中期計画期間 →				
										(単位：百万円)				
林退 対策後	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
収 益 (掛 金 等 収 入 等)	2,649	2,181	1,706	1,913	1,984	1,810	1,973	2,251	1,913	1,902	1,931	1,888	—	
うち 掛 金 等	1,575	1,512	1,573	1,573	1,686	1,674	1,679	1,582	1,551	1,537	1,615	1,592	(参考値) 1,591	
うち 運 用 収 入	293	207	132	122	292	136	256	389	227	364	308	295	—	
当 期 利 益 金 (累 損 解 消 額)	214	40	39	▲ 138	95	▲ 9	105	208	93	207	▲ 115	135	—	
責 任 準 備 金	15,302	14,840	14,852	14,653	14,795	14,893	14,930	14,660	14,572	14,659	15,027	15,284	—	
運 用 利 回 り	2.07%	1.51%	0.97%	▲ 0.12%	2.21%	1.02%	1.95%	2.90%	1.69%	2.69%	2.23%	2.10%	(4~6月) 3.15%	
累 積 欠 損 金	▲ 1,436	▲ 1,396	▲ 1,356	▲ 1,495	▲ 1,400	▲ 1,409	▲ 1,304	▲ 1,095	▲ 1,002	▲ 795	▲ 911	▲ 776	—	
期 末 運 用 資 産 額	13,869	13,457	13,514	13,161	13,376	13,464	13,630	13,607	13,599	13,868	14,117	14,492	—	

責任準備金単価の見直し
27年度決算 +368百万円
財政検証時の推計 -105百万円
計 473百万円

責任準備金額
財政検証比+9億9700万円
累積計画比+60億5600万円

29年度目標をクリア

※数値の実績は損益計算書より。29年度の掛金等の参考値は年度予算作成時の見積り。29年度の運用利回りは4~6月実績の年率換算値。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
新 規 10 年 国 債 の 利 回 り	1.770%	1.650%	1.275%	1.340%	1.395%	1.255%	0.985%	0.560%	0.640%	0.400%	▲ 0.050%	0.065%	
予 定 運 用 利 回 り	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.5% (27.10~)	0.5%	

26.10.6 第56回労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会資料
→将来推計 (単位：百万円)

林退 対策後	26年度	27年度	28年度	29年度
収益 (掛金等収入等)	1,824	1,820	1,962	1,959
うち 掛金等	1,603	1,587	1,615	1,618
うち 運用収入	131	128	256	259
費用 (退職金等給付金等)	1,845	1,836	1,832	1,825
うち 退職金等	1,763	1,763	1,760	1,753
うち 業務経理への繰入	81	73	73	73
当 期 利 益 金 (累 損 解 消 額)	▲ 21	▲ 16	130	133
責 任 準 備 金	14,483	14,378	14,287	14,205
運 用 利 回 り	0.97%	0.96%	1.92%	1.94%
累 積 欠 損 金	▲ 1,023	▲ 1,039	▲ 909	▲ 776
期 末 運 用 資 産 額	13,502	13,394	13,438	13,496
新 規 10 年 国 債 の 利 回 り	1.0%	1.5%	1.9%	2.1%

累積欠損金解消計画

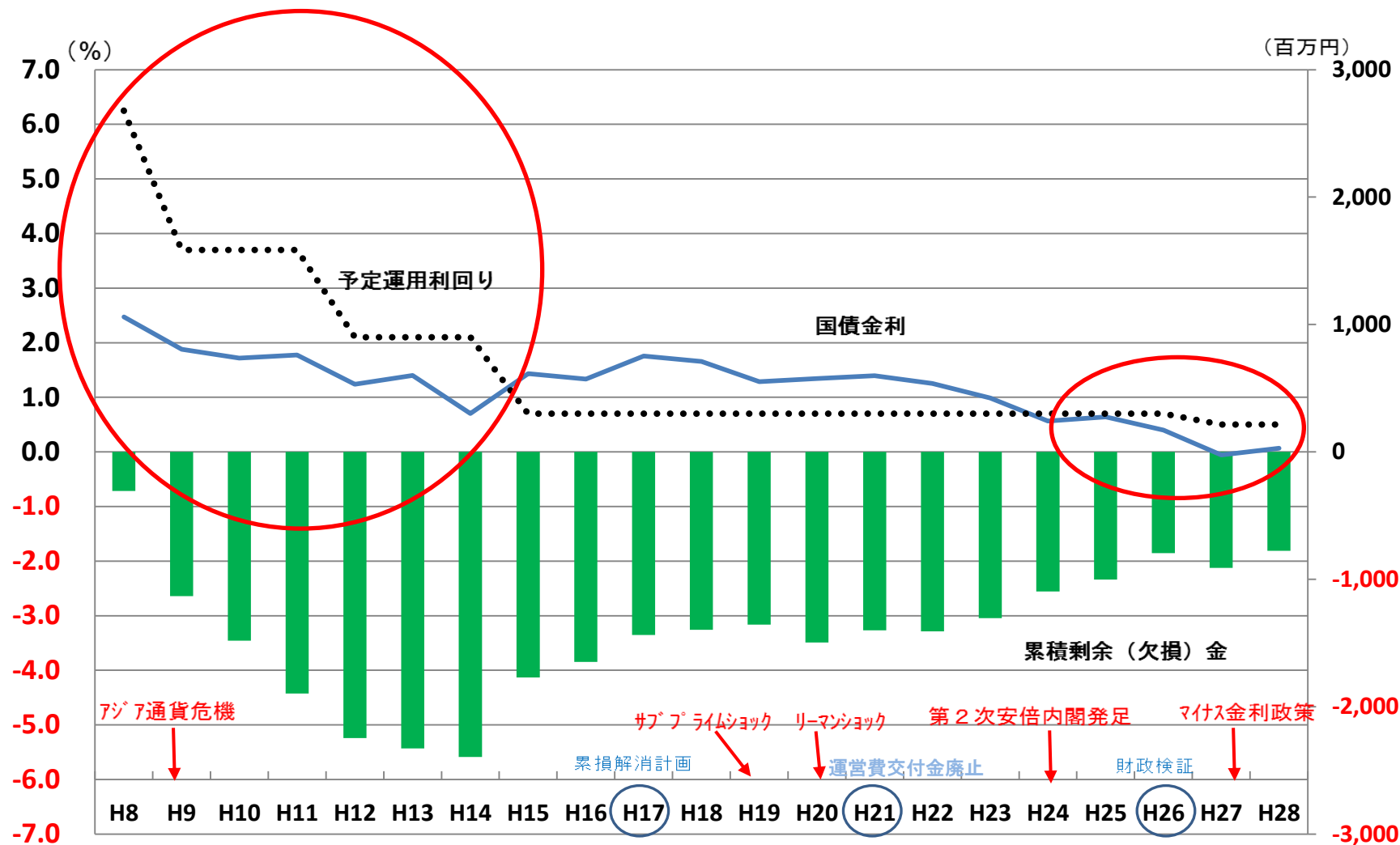
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
累 積 欠 損 金 解 消 額	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
運 用 利 回 り	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%
(累 積 欠 損 金 目 標 残 高)	▲ 1,557	▲ 1,465	▲ 1,373	▲ 1,281	▲ 1,189	▲ 1,097	▲ 1,005	▲ 913	▲ 821	▲ 729	▲ 637	▲ 545	▲ 453
責 任 準 備 金	15,330	14,604	13,903	13,230	12,589	11,983	11,415	10,887	10,411	9,962	9,570	9,228	8,941

運営費交付金廃止
21年度運営費交付金 142百万円
22年度国庫補助金 30百万円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
新 規 加 入 者 数	1,977	2,068	2,268	2,548	2,778	2,410	2,272	1,873	1,736	1,820	2,372	1,768
脱 退 者 数	3,243	3,130	3,183	3,567	2,818	2,244	2,369	2,293	2,300	2,016	2,048	1,708
期 末 在 籍 者 数	43,399	42,337	41,422	40,403	40,363	40,529	40,432	40,012	39,448	39,252	39,576	39,636
更 新 数	15,347	15,032	15,090	15,494	15,610	17,636	16,293	15,984	15,458	15,512	15,757	15,608
運営費交付金・国庫補助金	148	157	159	139	142	30	30	27	29	29	46	28
掛 金 助 成 国 庫 補 助 金	52	44	50	52	57	67	55	47	45	42	45	41

※人数は事業季報、金額は損益計算書より。

国債金利、予定運用利回り、累積剰余(欠損)金の推移 〔林退共〕



評価項目No.3-2

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	B	B	B	-

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

第3 財務内容の改善に関する事項

2 健全な資産運用等

数値目標

- ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。
⇒目標達成（77ページ～84ページを参照）

評価の視点

- ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）
（政・独委評価の視点）
- ・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。
（政・独委評価の視点）
- ・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。
- ・「資産運用委員会」からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。
- ・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。
- ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）
- ・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。
（政・独委評価の視点）

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

○委託運用のパフォーマンスについては、中退共では、26、27年度にベンチマークを下回ったが、何れも小幅であり、総じてみればベンチマークを上回る運用収益を確保し得ている。特退共については、建退共(特別勘定)が28年度にベンチマークをやや下回った以外は、全経理において安定的にベンチマークを上回るパフォーマンスを上げている。

○運用に係る基本的事項の明確化については、平成27年10月に設置された、厚労大臣任命による「資産運用委員会」において、「資産運用の基本方針」で示されている「安全かつ効率」の解釈について「必要な収益率を最低限のリスクで」とすることで認識が統一され、基本方針の含意がより具体化された。また、金融を業とする独立行政法人として、資産構成については、想定される下方リスクが累積剰余金の範囲内に納まる資産構成であるべき、との機構としての原則が示された。

○法人の責任については、当機構の債務構造（積立方式）、業務内容、共済契約者・被共済者の意向を踏まえ、リスクの存在・内容について明確に説明すべきことや、受益者利益の最大化を目指すべきとの方針が、資産運用委員会において了承された。

○林退共事業においては、平成28年4月1日の中退共事業との合同運用開始と、平成29年2月1日の中退共の基本ポートフォリオ見直しに伴い、2度にわたり基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の変更を行った。

○資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用企画会議」を中退共事業においては毎月、建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき資産運用結果等进行分析したほか、重要案件については、機構内の整合性確保、情報・問題意識共有の観点から随時、合同部会とする等の運営方法見直しを実施した。— 情報共有の観点から、合同部会の場合は、理事長、全理事が出席することとした。

○厚生労働省へ資料を提供した。主なものは次のとおりである。

- ・資産運用企画会議資料
- ・資産運用委員会資料（公表前議事録を含む）
- ・労政審とのブリッジ役を果たす勤生課長から伝えられる労政審の情報提供要望を資産運用委員会での審議内容に反映し、議事要旨等を通じて間接的に回答。予定運用利回り等制度に関する判断に資する新たな情報提供・意見交換ルートが確立された。
- ・厚生労働省の要請に応じ、随時、資産運用関係の説明・資料を提供（理事が複数回勤生課長を往訪、勤生課長も理事長、理事を複数回来訪）。

これらを踏まえ、Bと評価する。

【評価に当たって】

資産運用結果の評価を行うに当たっては、資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとした。

【運用目標の達成状況】

- 各共済事業ともに資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示に則った運用方法によって実施している。
運用に際しては他の関係法令を遵守するとともに、事業の安定的な運営又は健全性の向上に必要な運用収益の確保を達成するため、運用の基本方針に定めた最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。
- 清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共事業」という。）給付経理においては、平成26年2月に、資産の効率的運用を図る観点から基本ポートフォリオの変更を行い、4資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式）を2資産（国内債券、国内株式）に減することとした（3月実施）。
- 基本ポートフォリオに定める資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるよう、月次データ管理を行い、これを維持するよう適切に対応している。
- 各共済事業における収益の状況等は71ページから84ページの通りである。
委託運用は、一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）、建設業退職金共済事業（以下「建退共事業」という。）給付経理、同事業特別給付経理、清退共事業給付経理及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）において行っている。

（平成25年度）

各経理とも、全体としてベンチマーク（複合市場平均収益率を含む。以下同じ。）を上回るパフォーマンスを実現できた。特に、平成24年度にベンチマークを下回っていた建退共事業特別給付経理及び清退共事業給付経理については、国内株式の運用状況の改善により、ベンチマークを上回るパフォーマンスとなった。

自家運用については、長期・安定的な債券投資を行う観点からバイ・アンド・ホールドを原則として確実な資産運用を実施している。いくつかの経理においては、退職給付金が掛金収入を大きく上回る状況の中で、退職金支払い資金の確保のため、償還期間が比較的短く利回りの低い債券により運用を行っており、各事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。

中退共事業においては、前年度を上回る大きな運用収益をあげたことにより、平成26年度において、平成18年度以来8年ぶりとなる付加退職金支給率が定められることにつながった。

また、**累積欠損金のある林退共事業においては、当期総利益を計上し、年度ごとの目標を上回る累積欠損金の削減が実現した。**このほか、他の事業においても当期総利益を計上し、利益剰余金は増加した。

林退共事業においては、中期的に事業の健全性の向上に必要な運用収益の確保、また、中退共事業、建退共事業及び清退共事業においては、中期的に事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保に引き続き努力する必要があると考えられる。

運用実績に対する評価結果概要<前ページからのつづき>

【運用目標の達成状況】

(平成26年度)

全体でみれば制度の健全性の向上や事業の安定的な運営に資する運用収益の確保が行われたものと評価できる。

一方、各経理ごとにみれば、ベンチマークを下回っている事業もあり、これらの経理を所掌する事業本部においては、各共済事業の経理の実情も勘案した上で、ベンチマークをはじめとする各種指標の動きを十分踏まえるとともに、パフォーマンスの改善に向けた取組を行う必要がある。

自家運用については、長期・安定的な債券投資を行う観点からバイ・アンド・ホールドを原則として確実な資産運用を実施している。いくつかの経理においては、退職給付金が掛金収入を大きく上回る状況の中で、退職金支払い資金の確保のため、償還期間が比較的短く利回りの低い債券により運用を行っており、各事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。

中退共事業においては、前年度を上回る大きな運用収益をあげたことにより、平成27年度において、平成26年度を上回る付加退職金支給率が定められることにつながった。

また、累積欠損金のある林退共事業においては、大幅な当期総利益を計上し、年度ごとの目標の2倍を上回る累積欠損金の削減が実現した。

中退共事業、建退共事業及び清退共事業においては、中期的に事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保、また、林退共事業においては、中期的に事業の健全性の向上に必要な運用収益の確保に引き続き努力する必要があると考えられる。

(平成27年度)

委託運用（金銭信託）については、全体でみればベンチマークとほぼ同等のパフォーマンスとなっている。

一方、自家運用については、長期・安定的な債券投資を行う観点からバイ・アンド・ホールドを原則として確実な資産運用を実施している。いくつかの共済事業においては、償還期間が比較的短く利回りの低い債券により運用を行っているが、退職給付金が掛金収入を大きく上回る状況の中で、退職金支払い資金を確保する必要があるという共済事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。

(平成28年度)

国内外での金利低迷が自家運用の利回りを中心にマイナス要因となったが、内外株価上昇等を受けて、絶対的収益水準は改善した。株式相場の変動の大きさを映じて、経理間でパフォーマンスに差異はみられたが、特段の問題は見受けられなかった。

委託運用（金銭信託）については、各事業本部の委託運用について、概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたとの評価が可能と思われる。

委託先管理、対外公表など、関連業務については、経理間での運用基準や公表形式の不統一等技術的な改善余地はみられたものの、総じて適切な方針の下で運営されている。委員会で指摘した要改善点については、何れも改善に向けた対応が取られている。

中退共の基本ポートフォリオ見直しについては、当委員会において、適切な審議の場と資料が提供され、審議の結果出された結論は、迅速に実現された。

以上に鑑み、機構における28年度中の資産運用は、中退法その他の法令を遵守しつつ安全かつ効率を基本として実施するという基本原則に則り、長期的な運営の安定と中期的な健全性向上に必要な収益確保を目指すという基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標を達成していると評価する。

運用実績に対する評価結果概要<前ページからのつづき>

【基本方針の遵守状況】

(平成25年度)

- 資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるような基本ポートフォリオ管理の実施。
中退共事業においては、以下のリバランスの実施。
 - ・ 平成25年10月末における国内債券の資産配分割合が乖離許容幅（±5.0%）の下限を超過したことから、機構が定める資産間リバランス月次運営基準に則り、翌11月に乖離許容幅の下限の1/2（-2.5%）までに引き上げるリバランス。
 - ・ 平成26年3月末においては、国内債券、外国債券、外国株式の構成割合が資産間リバランス年度運営基準に抵触（それぞれ乖離許容幅の上下限の1/2を超過。）したため、翌4月に、マイナスへの乖離が最も大きかった国内債券の構成割合を乖離許容幅の下限の1/2（-2.5%）までに引き上げるリバランス。
- 自家運用に関する同一発行体への投資額及び取得格付けについての制限の実施等、定量的な指標が定められた基本方針の事項については、定期的に資産運用委員会を開催して審議を行うこと等により適切な管理がなされていると認められる。
また、資産運用を委託している民間金融機関の選定、運用管理等その他の事項についても適切に行われていることが認められる。
これらを踏まえると、**各事業とも、全般として基本方針に沿った運用に努めている**と評価できる。

(平成26年度)

以下①及び②の実施等により、定量的な指標が定められた基本方針の事項については、定期的に資産運用委員会を開催して審議を行うこと等により適切な管理がなされていると認められる。

- ① 資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるような基本ポートフォリオ管理
中退共事業においては、以下のリバランスの実施

- ・ 平成26年11月末における国内債券の資産配分割合が乖離許容幅（±5.0%）の下限を超過したことから、機構が定める資産間リバランス月次運営基準に則り、翌12月に乖離許容幅の下限の1/2（-2.5%）までに引き上げるリバランス
- ・ 平成27年3月末においては、国内債券、国内株式の構成割合が資産間リバランス年度運営基準に抵触（それぞれ乖離許容幅の上下限の1/2を超過。）したため、翌4月に、マイナスへ乖離した国内債券の構成割合を乖離許容幅の下限の1/2（-2.5%）までに引き上げるリバランス

- ② 自家運用に関する同一発行体への投資額及び取得格付けについての制限

また、平成26年8月に、同年2月に金融庁より公表された「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>の受入れを表明し、国内株式を保有する「資産保有者としての機関投資家」として、委託運用を通じ同コードに定める各原則への対応を進めていることについても評価できる。

この他、法令等に反したと認められる場合の委託契約の解除、資産運用を委託している民間金融機関のシェア変更、運用管理等その他の事項についても適切に行われていることが認められる。

これらを踏まえると、**各事業とも、全般として基本方針に沿った運用に努めている**と評価できる。

【基本方針の遵守状況】

(平成27年度)

以下①及び②の実施等により、定量的な指標が定められた基本方針の事項については、毎月、データに基づいて遵守状況を確認、四半期に1度は資産運用委員会において報告を受け審議し、適切に管理されていることを確認した。

- ① 資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるような基本ポートフォリオ管理
- ② 自家運用に関する同一発行体への投資額及び取得格付けについての制限

また、平成28年2月、日銀のマイナス金利政策が導入され、10年国債の利回りがマイナスとなったため、政保債等により可能な範囲でプラスの利回りを確保しつつ、2月以降においてはマイナス利回りの債券購入を見合わせている。この間、中期的に事業の安定的な運営を維持しうる運用収益を確保するために適切な施策を見定めるため、国内外の運用機関の動向や、法的な問題点等の調査・分析に努めている。資産運用委員会でも、2月以降、数次に亘り、審議の対象とした。

この他、スチュワードシップ活動状況の概要及び資産運用委員会における議事要旨一覧等の公表、資産運用を委託している民間金融機関のシェア変更、運用管理等その他の事項についても適切に行われていることが認められる。

これらを踏まえると、各事業とも、全体として基本方針に沿った運用に努めていると評価できる。

(平成28年度)

委託先管理のうち、運用内容の「基本方針」への適合性については、月次の計数報告と四半期毎の報告会により確認が行われており、28年度中に違反はみられなかった。

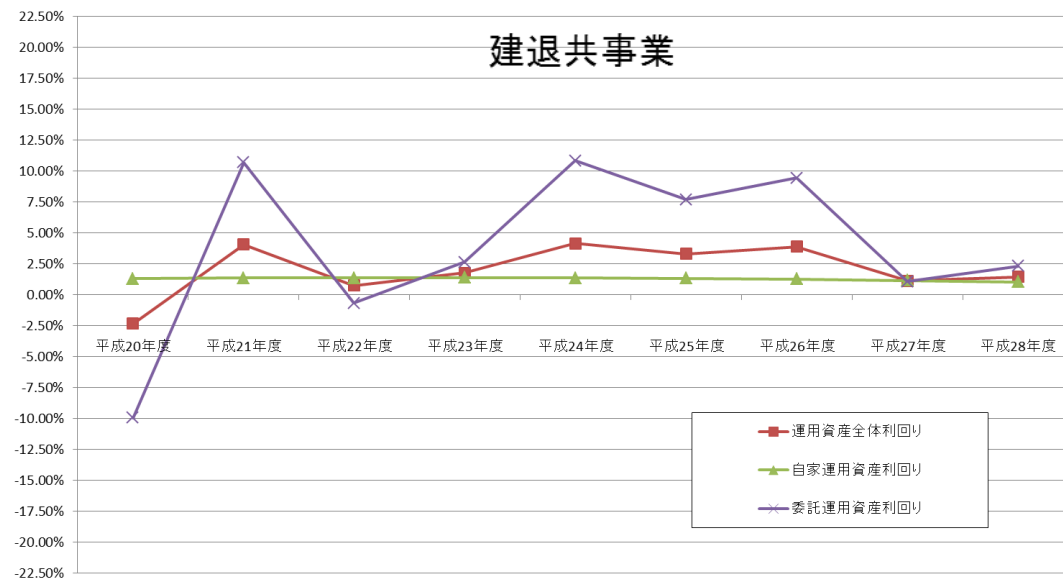
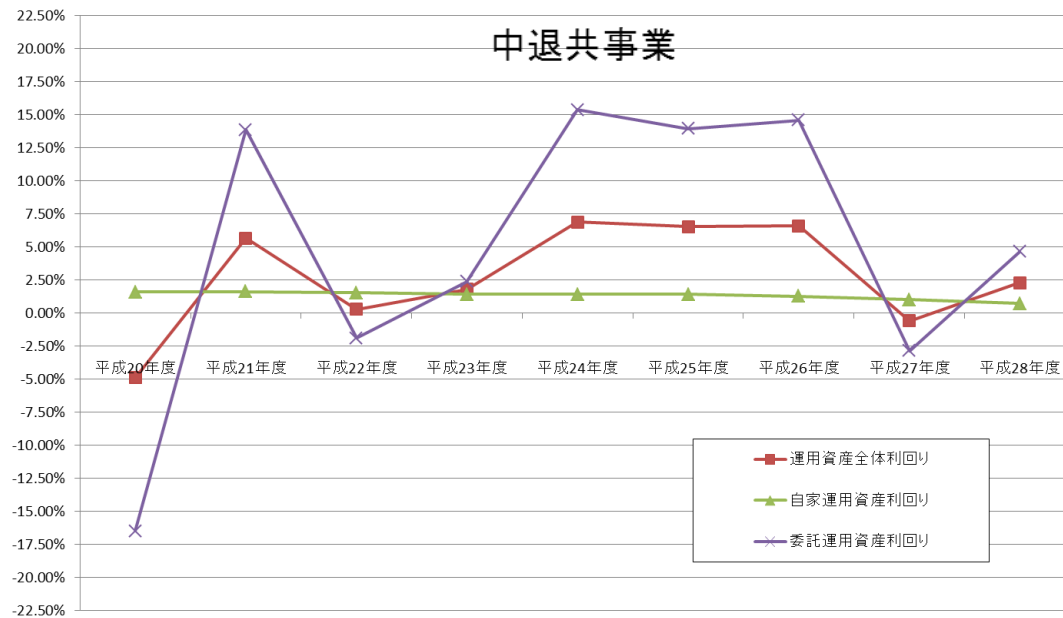
運用成績がベンチマークを下回った運用委託先については、各事業部が原因の説明を求め、運用体制や方針等に特段の問題がないことを確認している。

運用成績については、定量・定性両面からパフォーマンスを点検、評価に応じた委託額の調整を通じ、パフォーマンス向上努力のインセンティブを提供しており、委託先のパフォーマンス管理手法に問題は認められなかった。

当委員会としては、委託先のパフォーマンスを点検する際の視点等についても随時助言を行っているが（例：「超過収益の大きい委託先も過剰なリスクテイクがないか、という視点から注視が必要」第2回）、特段の問題は認められなかった。

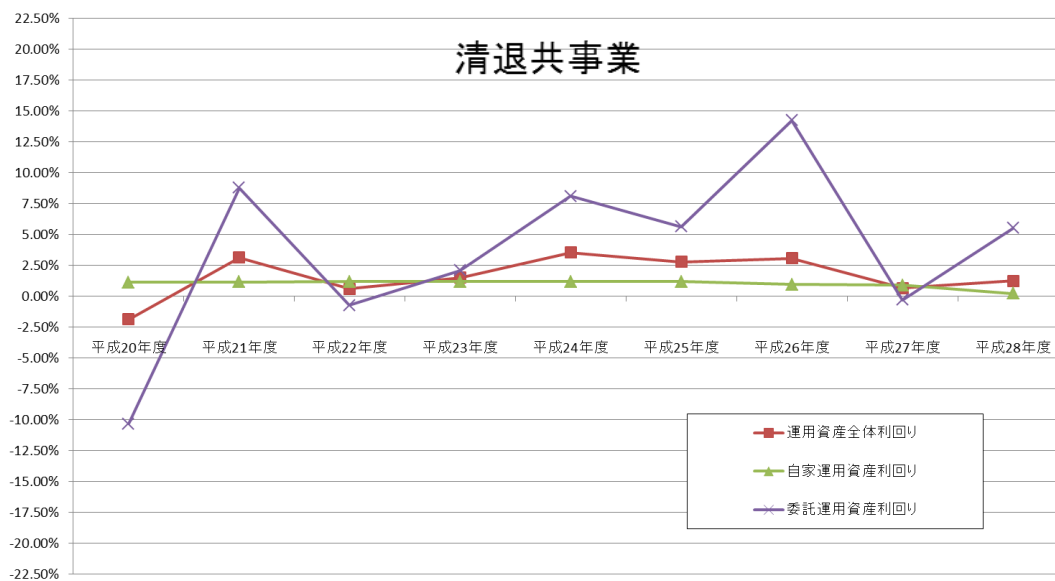
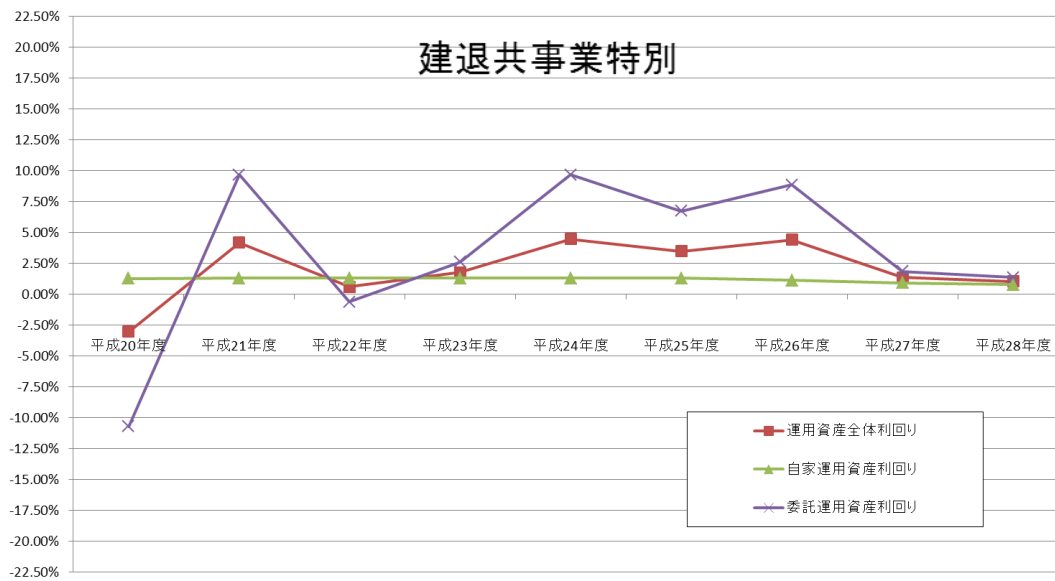
上記に鑑みて、運用委託先の管理は、全体として、適切に実施されていると評価する。

運用利回りの内訳の推移



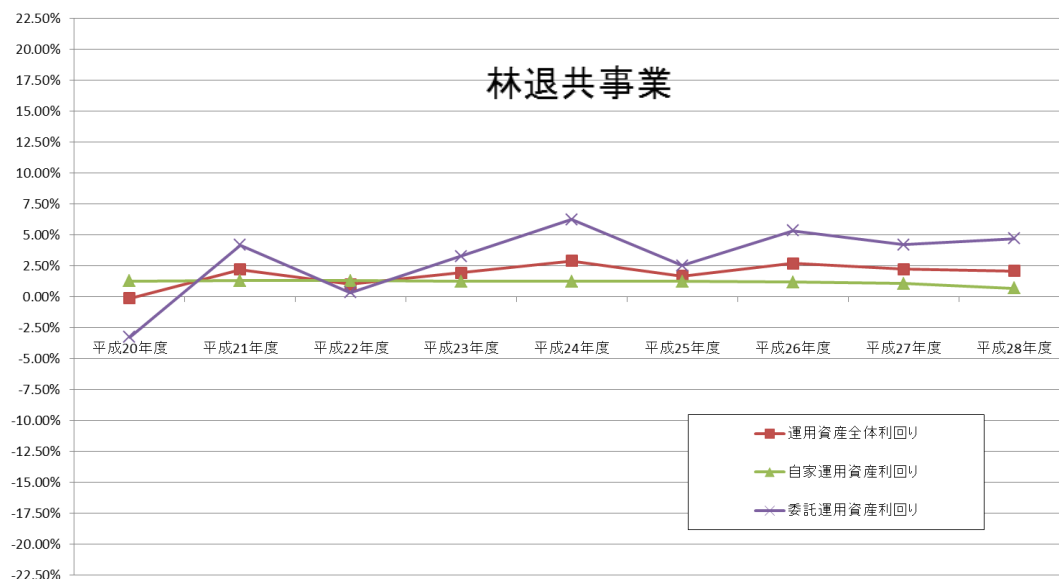
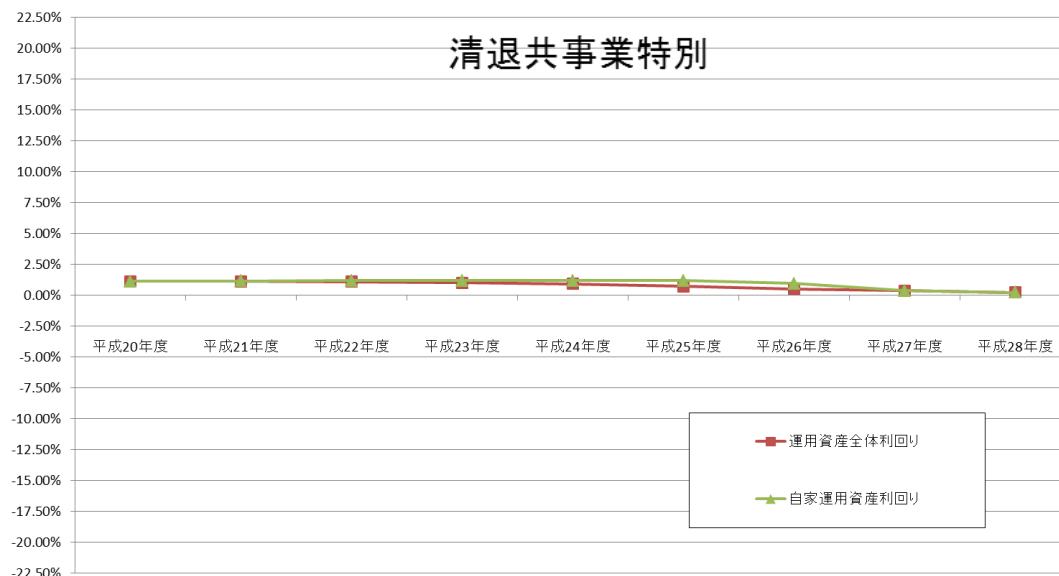
<次ページに続く>

運用利回りの内訳の推移＜前ページからのつづき＞



＜次ページに続く＞

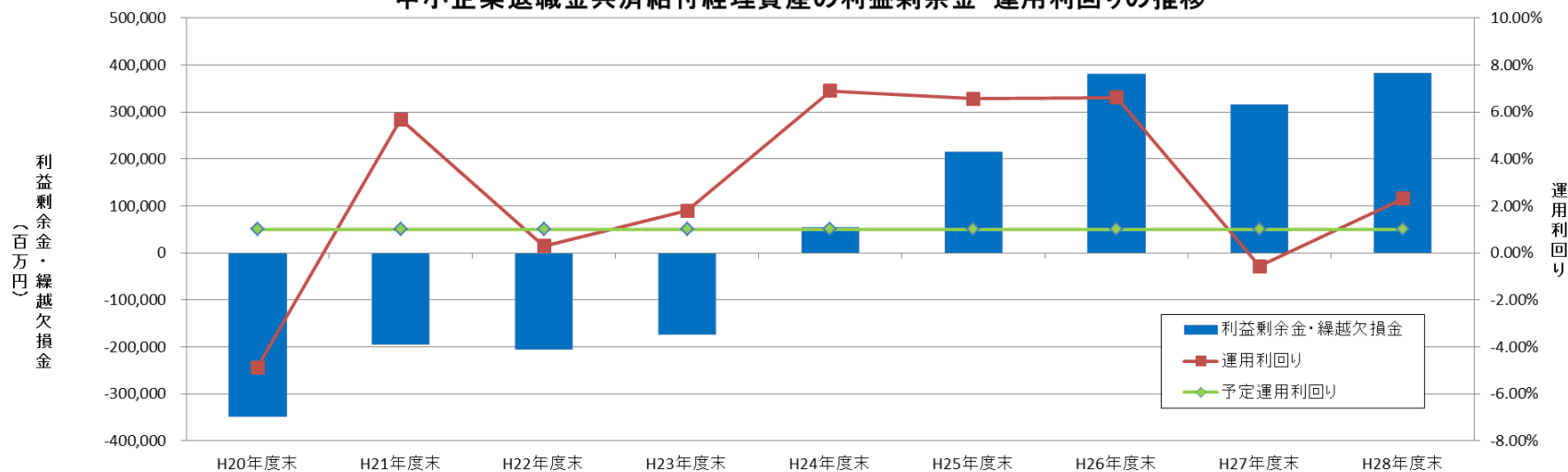
運用利回りの内訳の推移＜前ページからのつづき＞



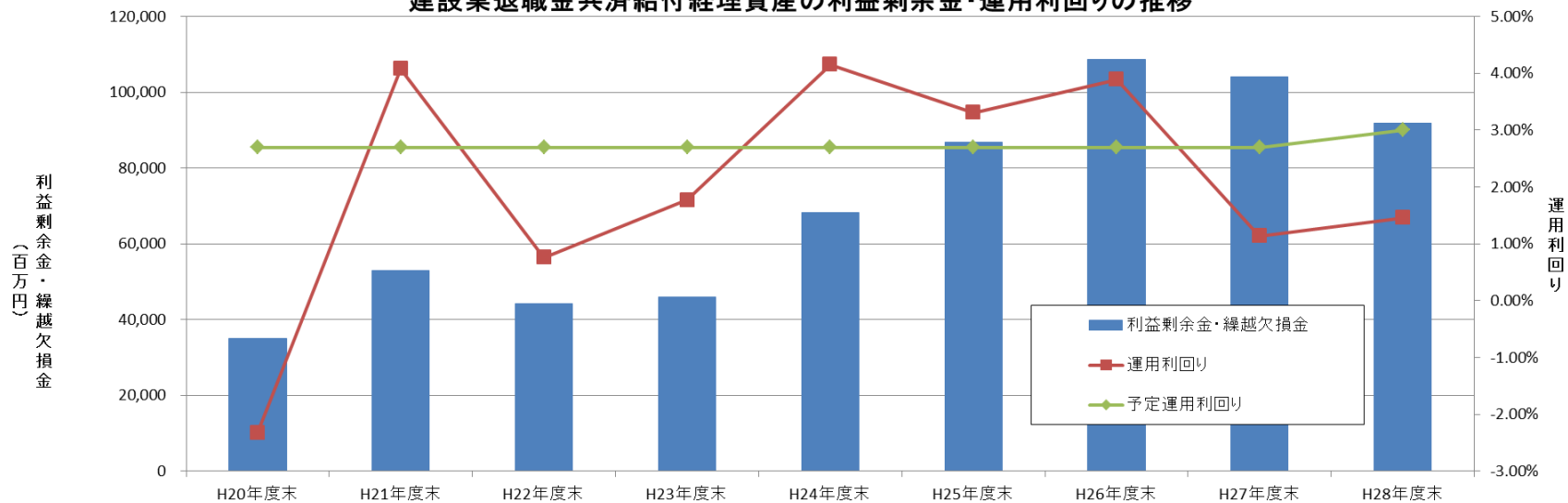
※自家運用には生命保険資産（一般勘定）、有価証券信託を含む。（清退共特別は除く。）

累積剰余（欠損）金の推移

中小企業退職金共済給付経理資産の利益剰余金・運用利回りの推移



建設業退職金共済給付経理資産の利益剰余金・運用利回りの推移

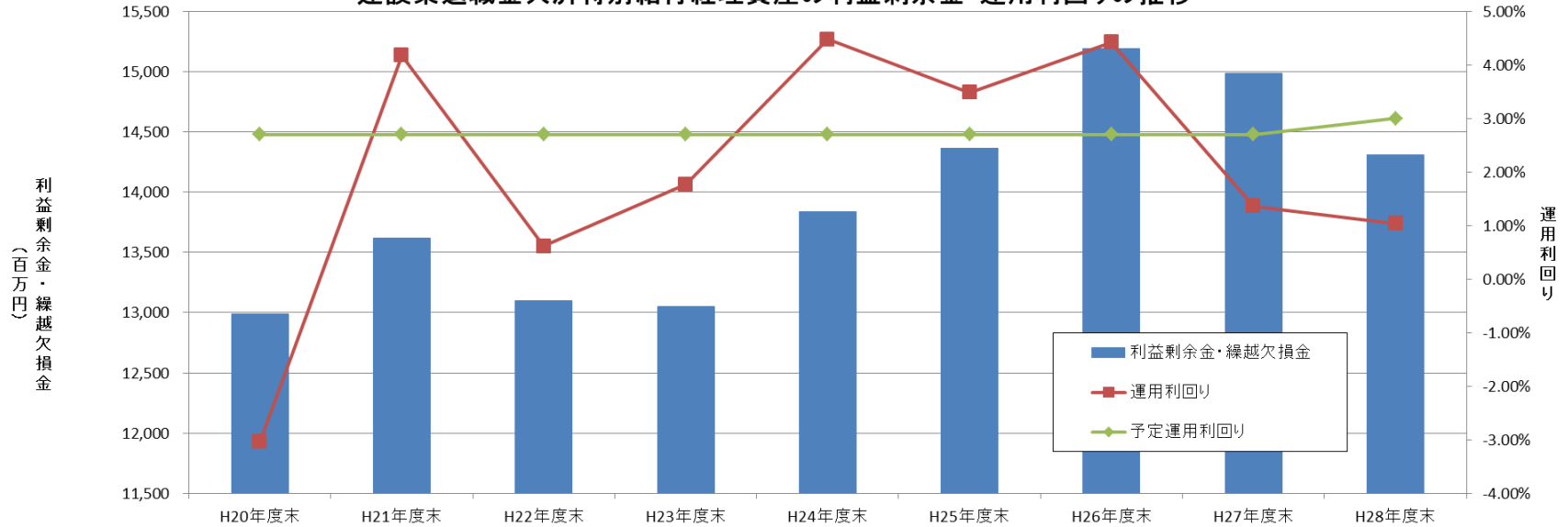


<次ページに続く>

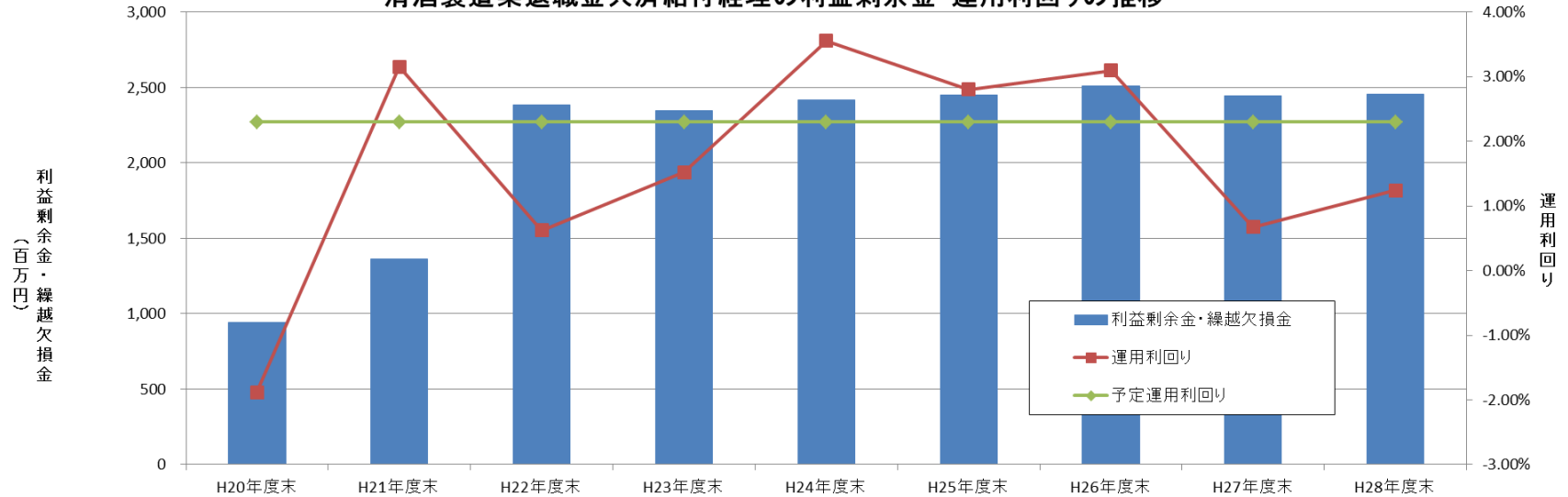
No. 3-2

累積剰余（欠損）金の推移＜前ページからのつづき＞

建設業退職金共済特別給付経理資産の利益剰余金・運用利回りの推移



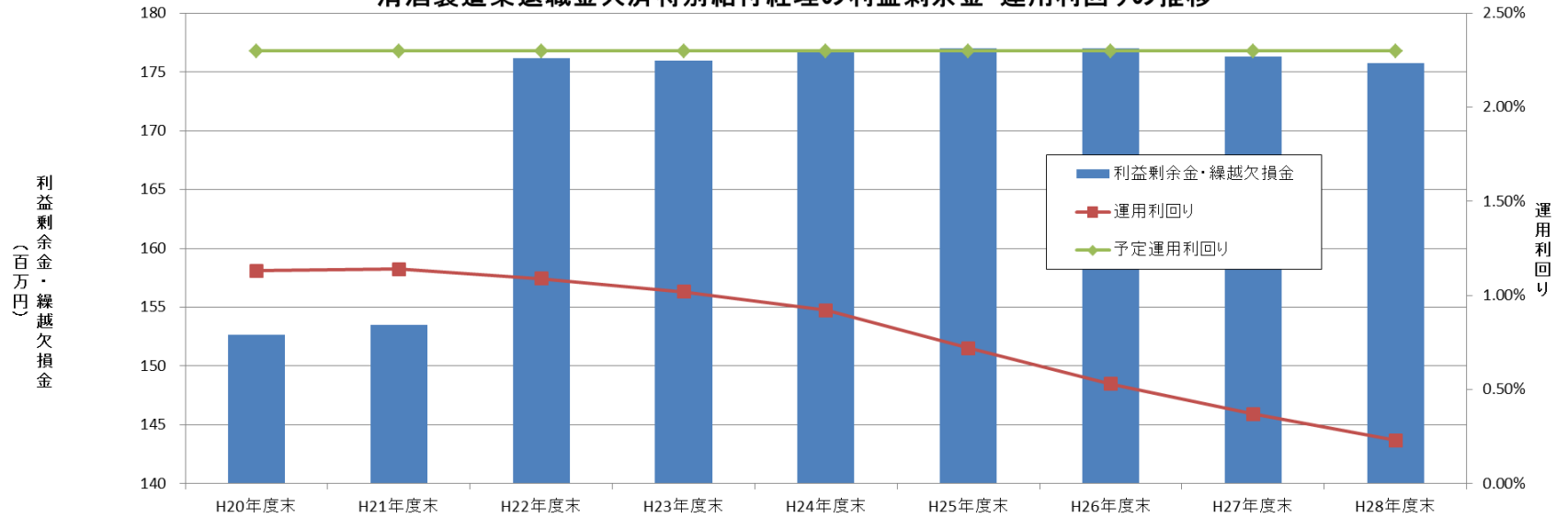
清酒製造業退職金共済給付経理の利益剰余金・運用利回りの推移



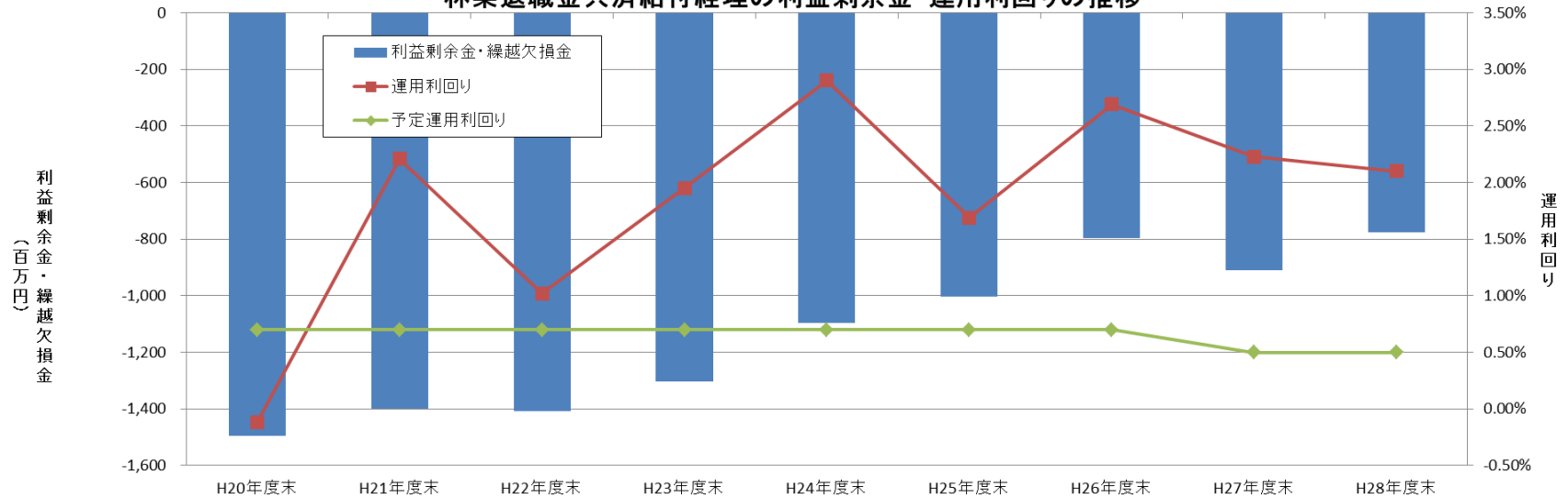
＜次ページに続く＞

累積剰余（欠損）金の推移＜前ページからのつづき＞

清酒製造業退職金共済特別給付経理の利益剰余金・運用利回りの推移

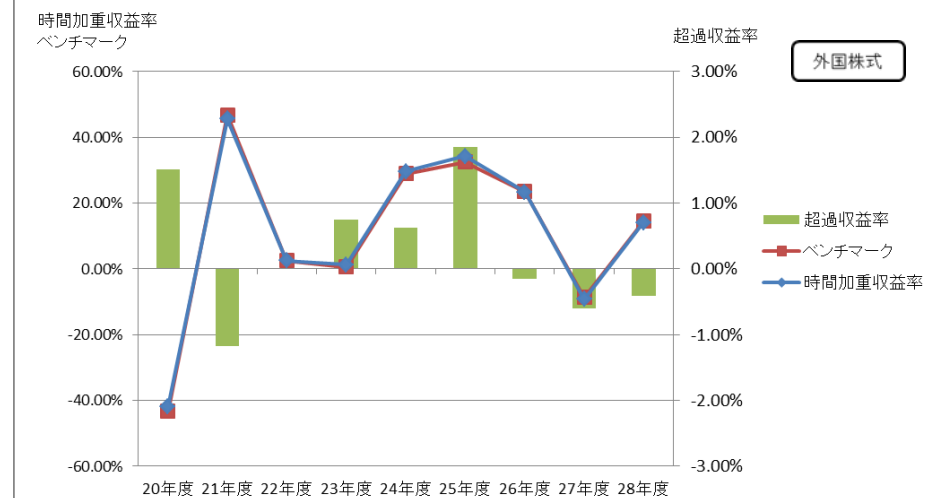
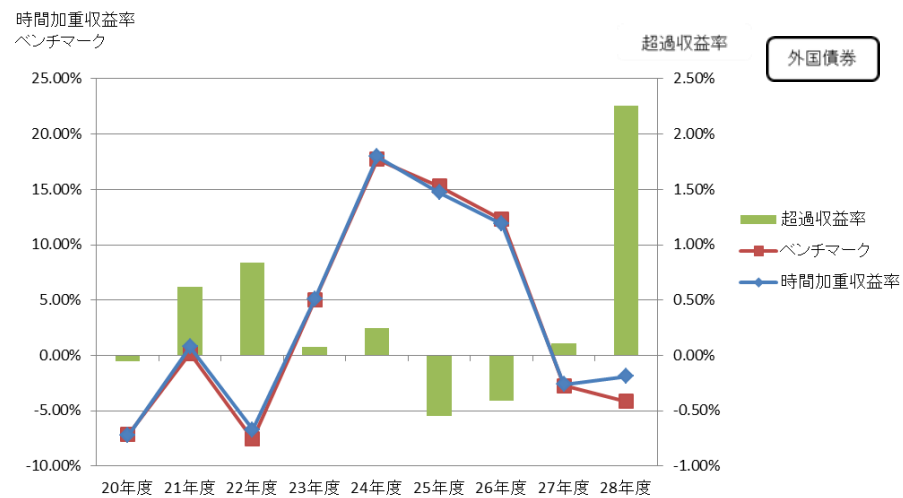
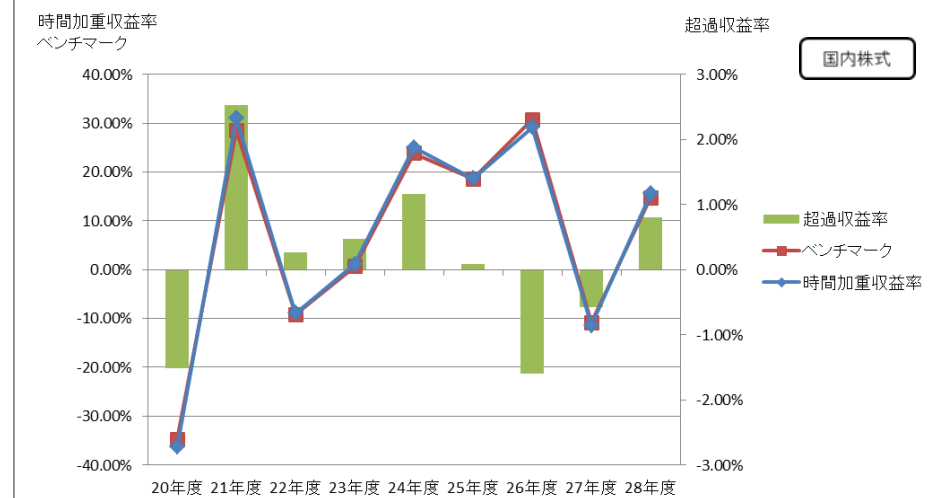
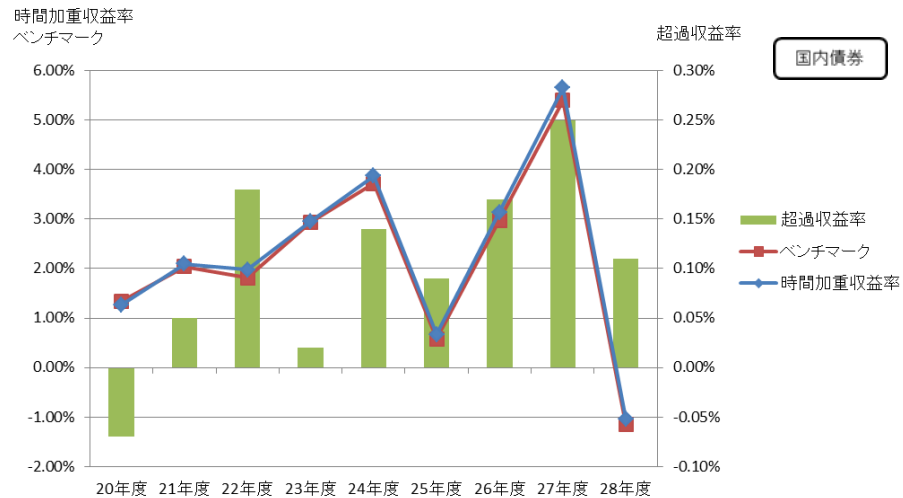


林業退職金共済給付経理の利益剰余金・運用利回りの推移



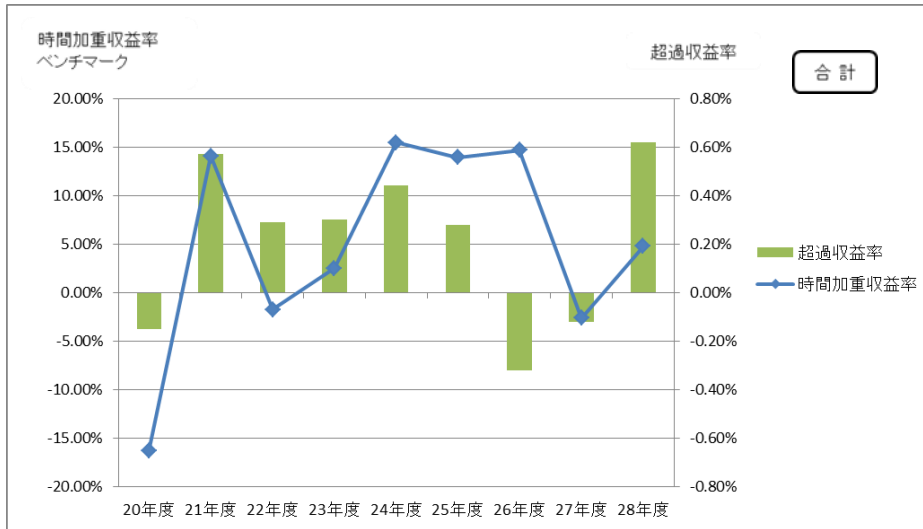
委託運用の超過収益率

中退共事業



<次ページに続く>

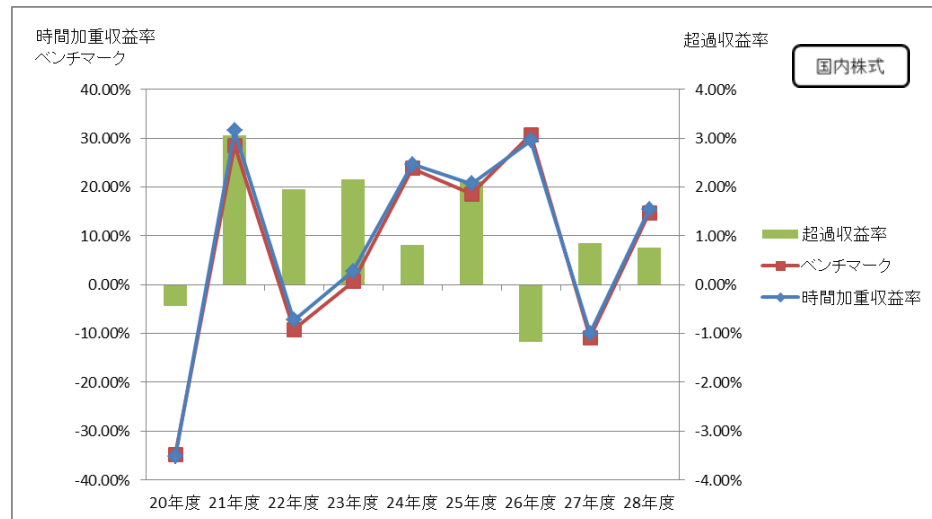
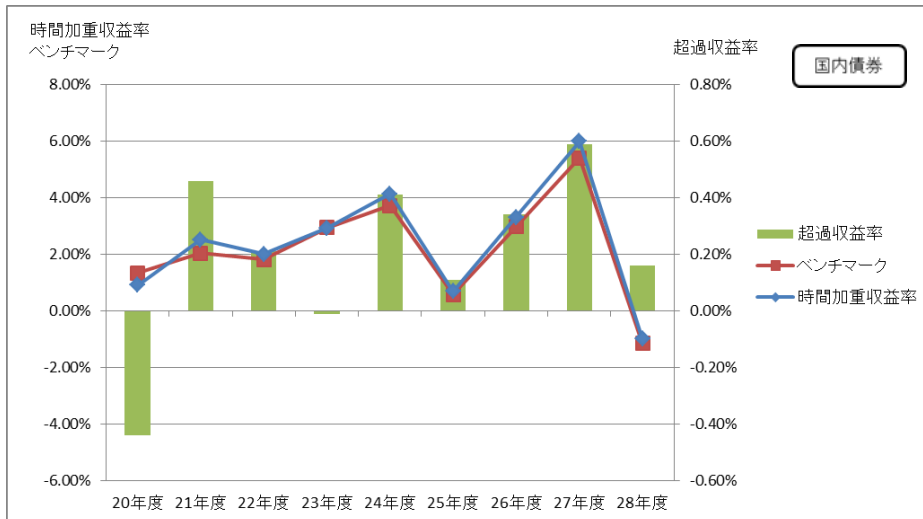
委託運用の超過収益率＜前ページからのつづき＞



※1 超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値(個別資産効果の合計)である。

※2 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成29年2月に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差+2.26%のうち、為替ヘッジを平成28年12月末に先行して実施した影響+2.04%が平成29年1月に発生している。

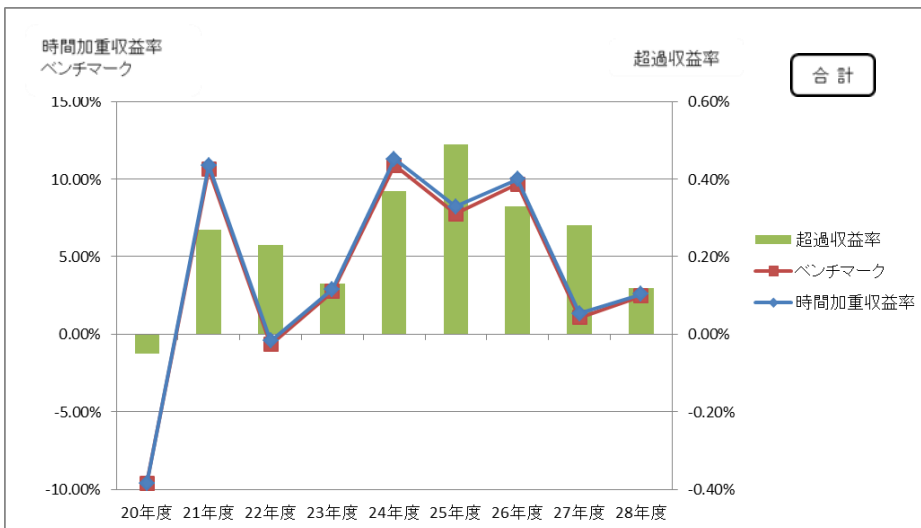
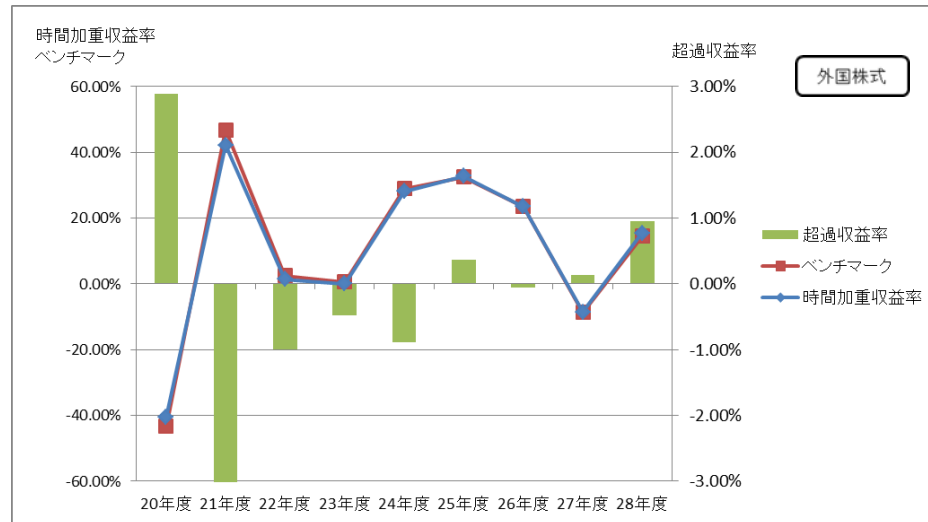
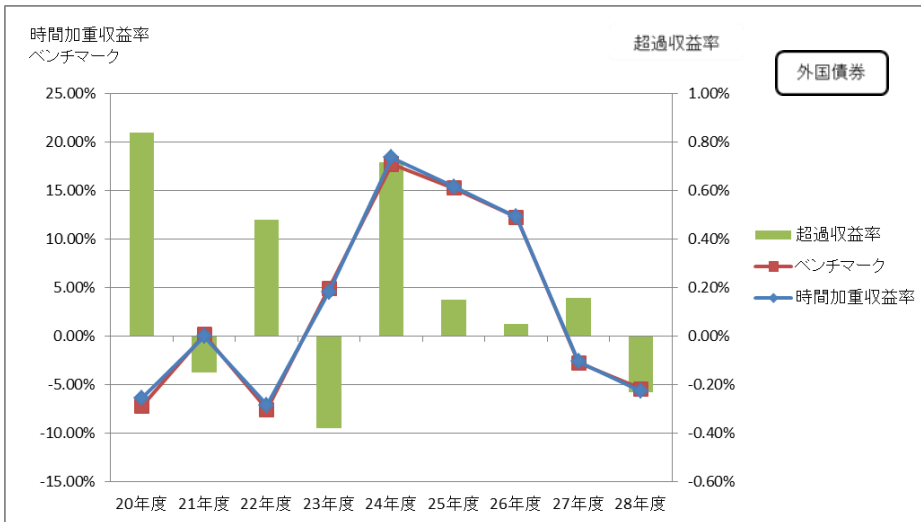
建退共事業



＜次ページに続く＞

No. 3-2

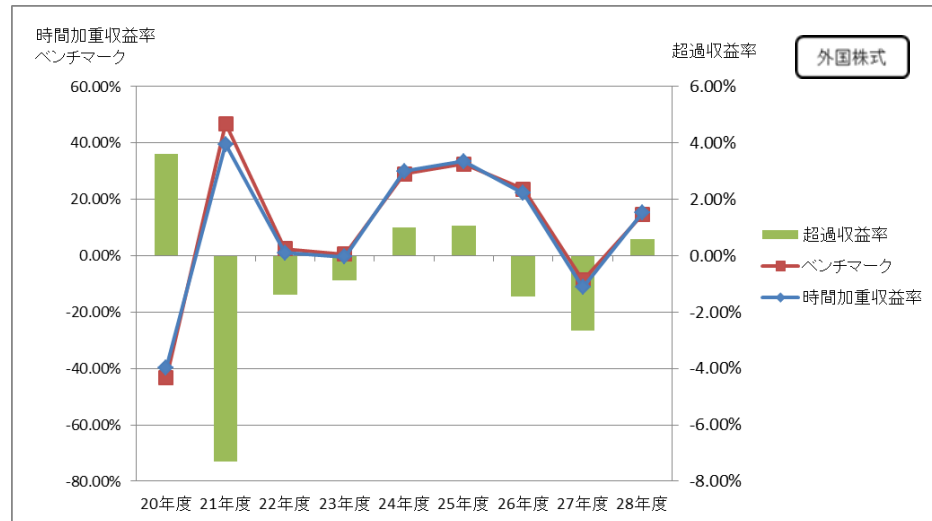
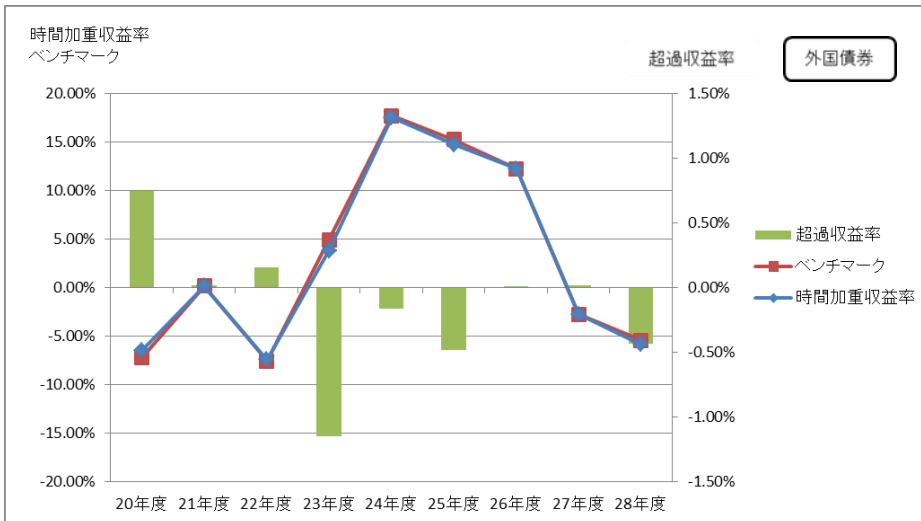
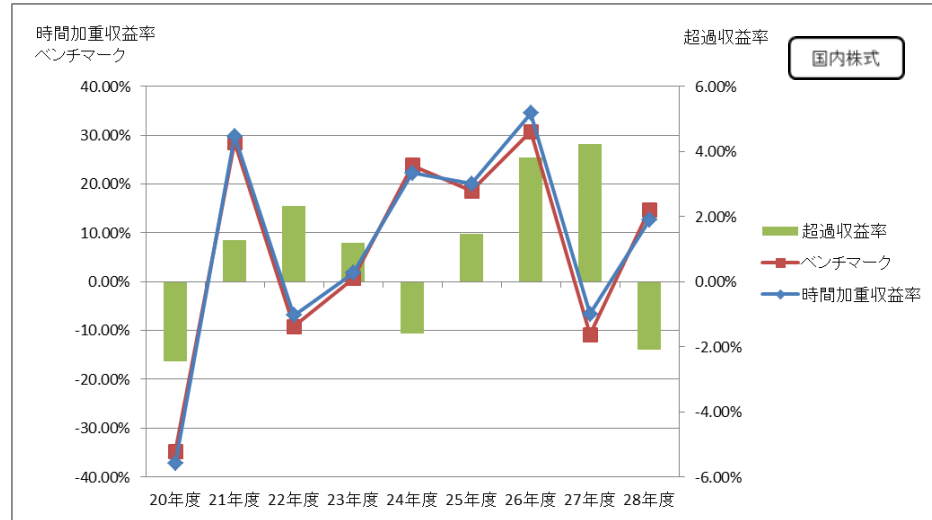
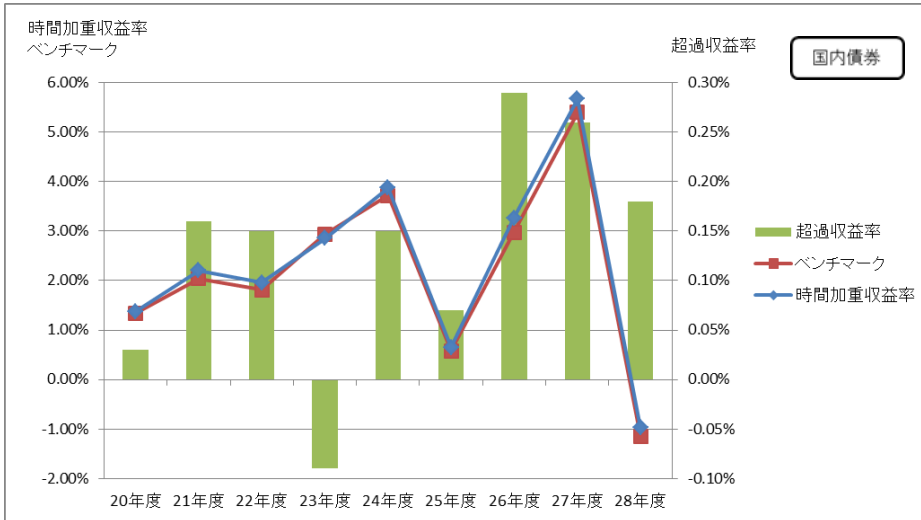
委託運用の超過収益率＜前ページからのつづき＞



＜次ページに続く＞

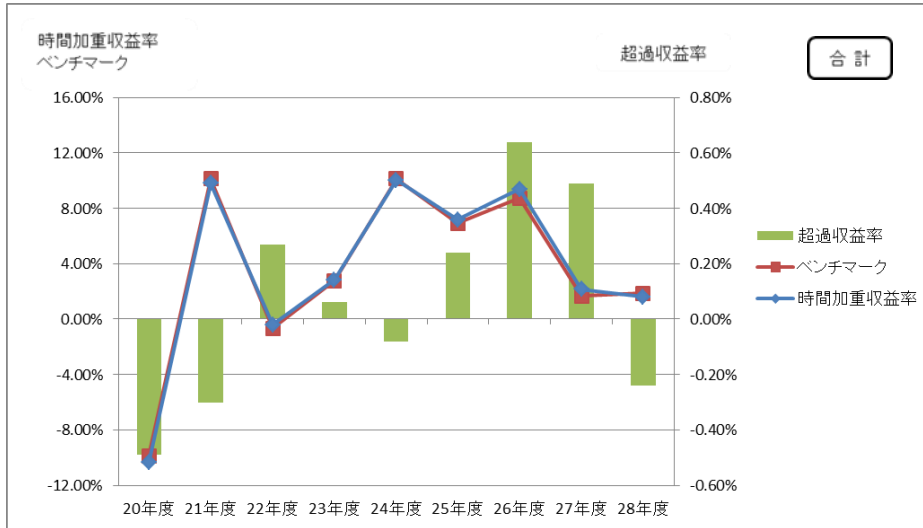
委託運用の超過収益率＜前ページからのつづき＞

建退共事業特別

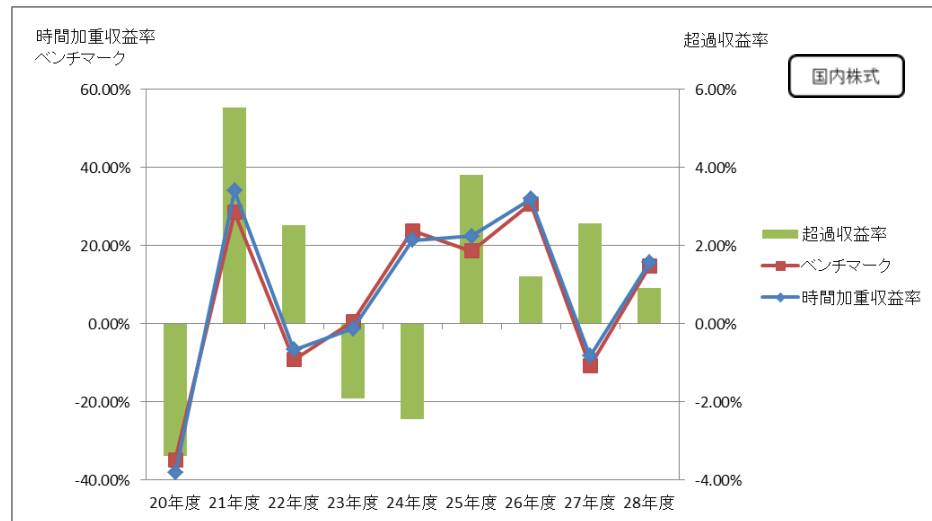
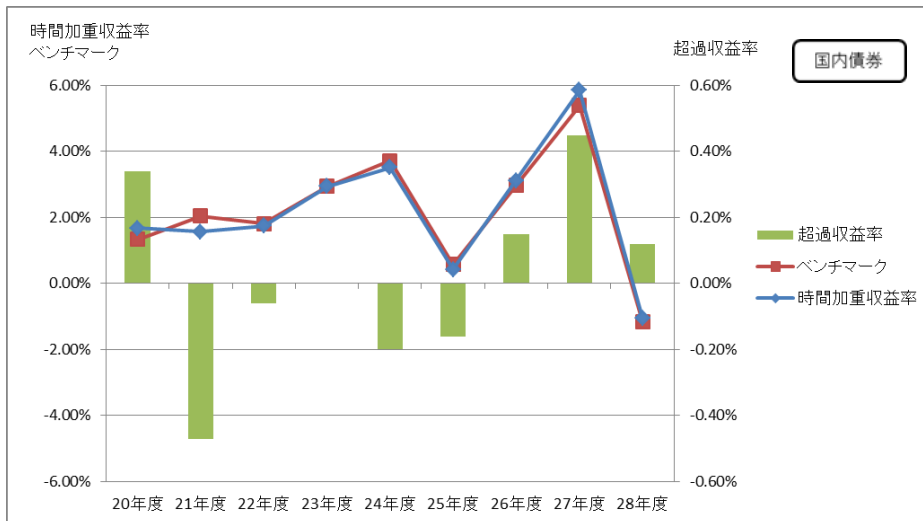


＜次ページに続く＞

委託運用の超過収益率＜前ページからのつづき＞

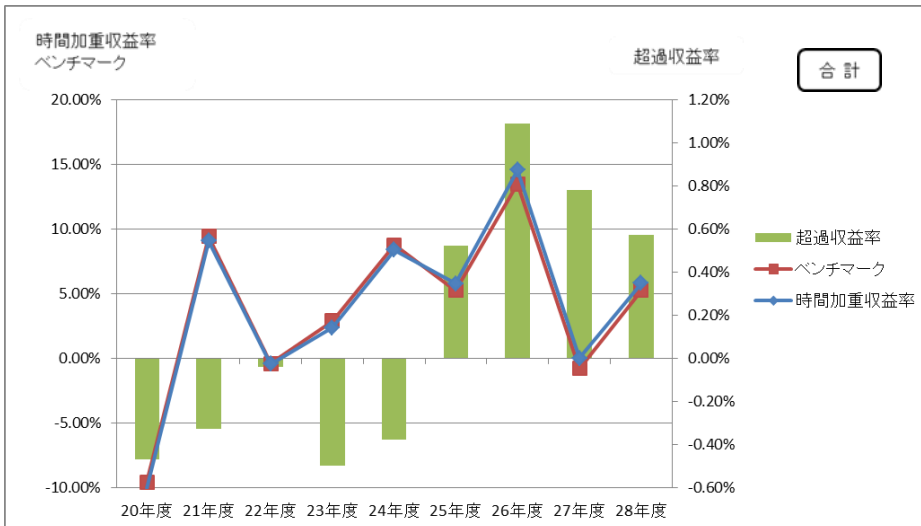
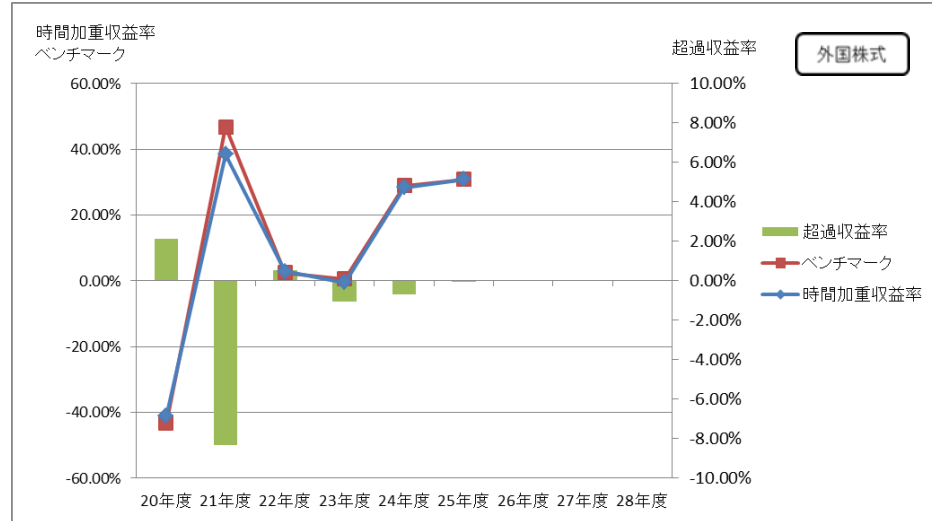
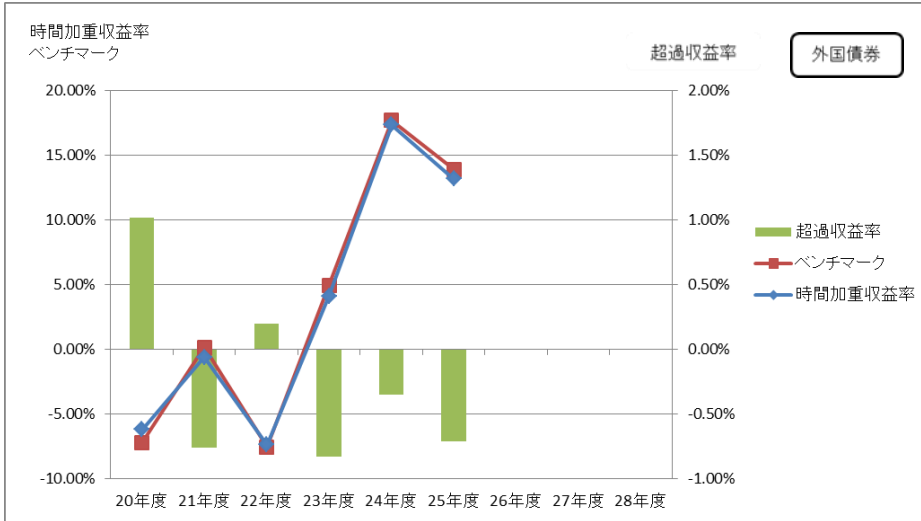


清退共事業



＜次ページに続く＞

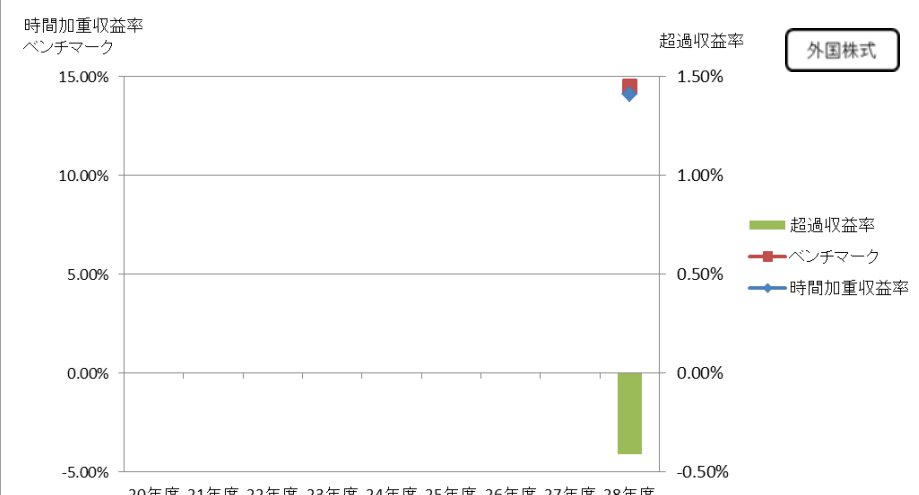
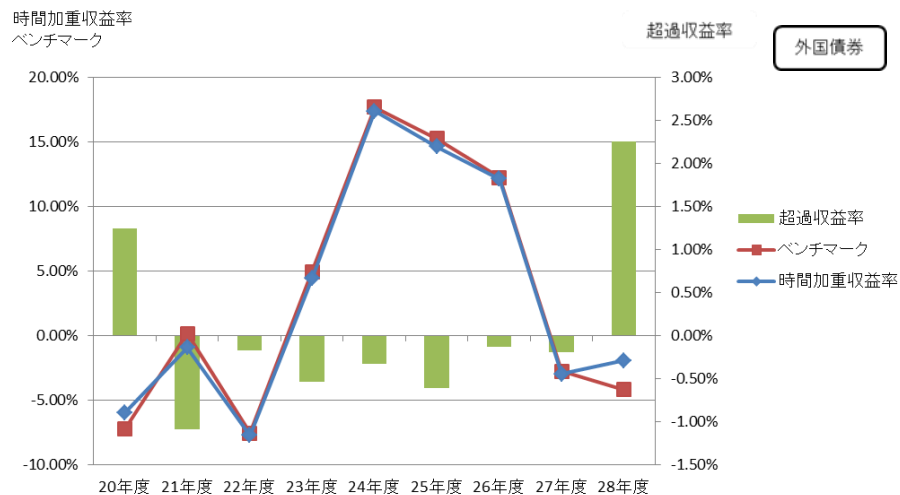
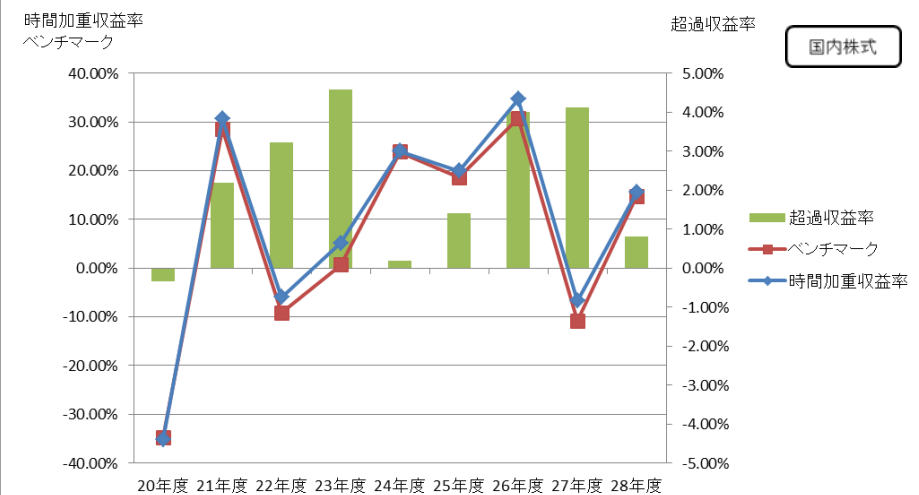
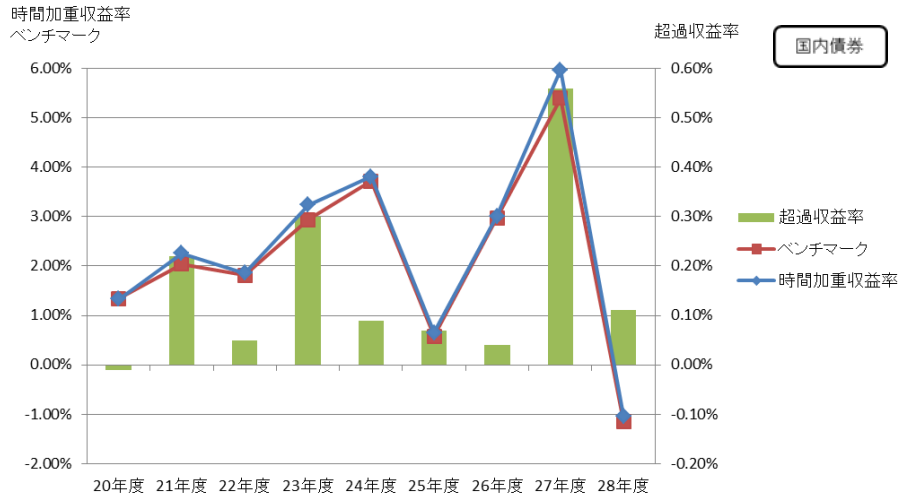
委託運用の超過収益率＜前ページからのつづき＞



＜次ページに続く＞

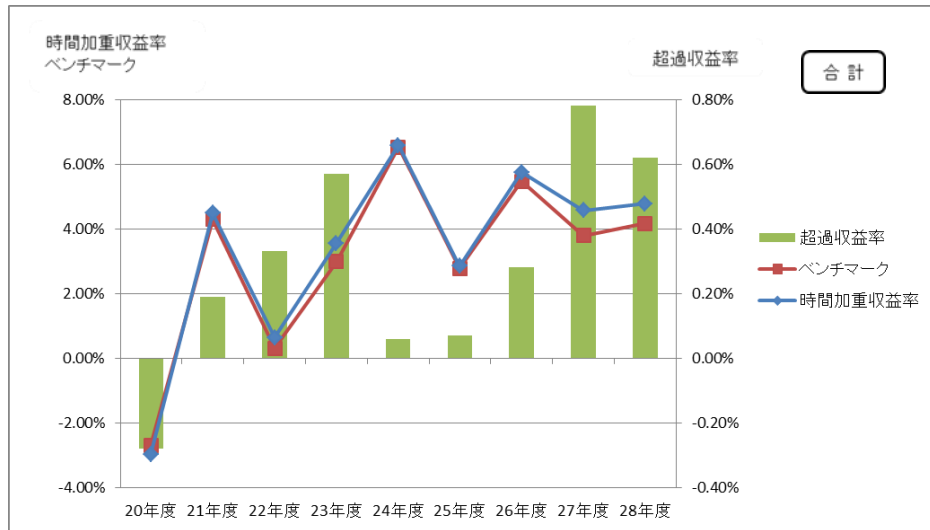
委託運用の超過収益率＜前ページからのつづき＞

林退共事業



＜次ページに続く＞

委託運用の超過収益率＜前ページからのつづき＞



評価項目No.3-3

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	B	B	B	-

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

第3 財務内容の改善に関する事項

Ⅱ 財産形成促進事業

Ⅲ 雇用促進融資事業

評価の視点

- ・ 財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか。
- ・ 金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。
- ・ 雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行ったか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

○財形融資については、新規貸付件数・金額及び残高の減少に伴う利息収入の減少傾向にあるが、経費については、効率的な財政運営に努めたことにより、当期純利益を毎年度計上することができた結果、平成28年度末の利益剰余金は114億円となった。

○財形融資の債権管理については、延滞債務者への督促等、リスク管理債権への回収努力を継続的に実施したことにより、着実な回収を行った。

○雇用促進融資の債権管理については、債務者及び抵当物件に係る情報を収集し引当金の調整等、債権の適切な管理に努めたほか、必要に応じ抵当物件の売却等により、リスク管理債権からの回収に努めた。また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。

評価の視点に対する措置

○財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、事務合理化と経費節減に取り組むことはもちろん、金利設定に際しては、常に商品性と財務への影響、双方に配慮して検討を行うなど、安定的かつ効率的な財政運営を実施した。

○金融機関等との連携を通じた債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。

○雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努めた。財政投融资への償還は、償還計画どおりに実施した。

これらを踏まえ、Bと評価する。

財産形成促進事業

①効率的な財政運営

財形融資債権からの利息収入については、貸出残高の減少が続いている中、平成27年度から実施した子育て特例措置の適用期間延長等もあって、前年度(56億円)から45億円と減少した。一方、経費率についてはシステム再構築に係る経費が生じたものの、効率的な財政運営に努めたことにより、平成28年度において0.14%に維持した。この結果、平成25年度から28年度までの当期純利益合計は、約100億円を確保し、利益剰余金は、114億円に増加した。

②債権管理

債権の適切な管理に努める中、引き続き、適時の督促状送付等を行ったことにより、平成25年度から平成28年度は、リスク管理債権から99百万円を回収することができた。この間、償却額については、17百万円となった。

☆効率的な財政運営の実施

貸付金利息収入の状況

		平成27年度	平成28年度
貸付金利息収入		56億円	45億円
スプレッド	通常金利	0.4% (30%)	0.4% (23%)
	特例金利	0.2% (70%)	0.2% (77%)

当期利益・利益剰余金の状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当期利益	34億円	28億円	20億円	17億円
利益剰余金	48億円	76億円	97億円	114億円

業務経費率の状況

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0.13%	0.13%	0.17%	0.14%

(注) ()は、新規貸付全体に占める通常金利・特例金利それぞれの占める割合。

(注) ()は、新規貸付全体に占める通常金利・特例金利それぞれの占める割合。

☆適切な債権の現状把握と貸倒引当によるリスク管理

リスク管理債権からの回収額及び償却額				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回収額	36百万円	29百万円	17百万円	16百万円
償却額	8百万円	7百万円	0百万円	3百万円

リスク管理債権については、ほぼ全てが、平成19年度より廃止になった財形持家分譲融資の残存債権に係るものである。

平成25年度～平成28年度								
債権区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	残高	貸倒引当額	残高	貸倒引当額	残高	貸倒引当額	残高	貸倒引当額
一般債権	574,241百万円	0.5百万円	526,285百万円	0.2百万円	480,772百万円	0.06百万円	435,175百万円	0.02百万円
貸倒懸念債権	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
破産更生債権等	175百万円	157百万円	139百万円	123百万円	122百万円	108百万円	103百万円	90百万円

- 貸倒引当金の算定方法
破産更生債権等：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。
- 一般債権の貸倒引当について
一般債権の貸倒引当金については平成19年度より廃止となった財形持家分譲融資（※）の残存債権に係るものであり、財形持家転貸融資に係るものは含まれていない。
※財形分譲融資について
事業主等が、勤労者に対する持家として分譲するための住宅建設・購入を行う場合、当該事業主に対し必要な資金を融資する制度

①債権管理

債務者及び抵当物件に係る情報を収集し、引当金の調整等、債権の適切な管理に努めたほか、抵当物件の売却等により回収を行った。平成25年度から平成28年度は、リスク管理債権から1,004百万円を回収した。この間、償却額については、469百万円となった。

また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。

<平成25年度～平成28年度>

- ・業務指導 122回
- ・法的措置 3件

② 財政投融資への償還

財政投融資への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。

平成25年度から28年度までの償還額

元金 84億円
利息 14億円

☆適切な債権の管理と回収額の確保

平成25年度から平成28年度におけるリスク管理債権からの回収額

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
債権区分	前年度末残高	回収額等	前年度末残高	回収額等	前年度末残高	回収額等	前年度末残高	回収額等
貸倒懸念債権	960百万円	254百万円	519百万円	87百万円	466百万円	31百万円	518百万円	39百万円
破産更生債権	2,507百万円	322百万円	2,407百万円	348百万円	2,022百万円	105百万円	1,916百万円	284百万円

☆適切な債権の現状把握と貸倒引当によるリスク管理

平成25年度～平成28年度

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
債権区分	残高	貸倒引当額	償却額	残高	貸倒引当額	償却額	残高	貸倒引当額	償却額	残高	貸倒引当額	償却額
一般債権	1,913百万円	143百万円	197 百万円	1,593百万円	91百万円	259 百万円	1,062百万円	60百万円	0 百万円	407百万円	24百万円	13 百万円
貸倒懸念債権	519百万円	121百万円		466百万円	116百万円		518百万円	103百万円		494百万円	99百万円	
破産更生債権等	2,407百万円	1,764百万円		2,022百万円	1,486百万円		1,916百万円	1,396百万円		1,632百万円	1,343百万円	

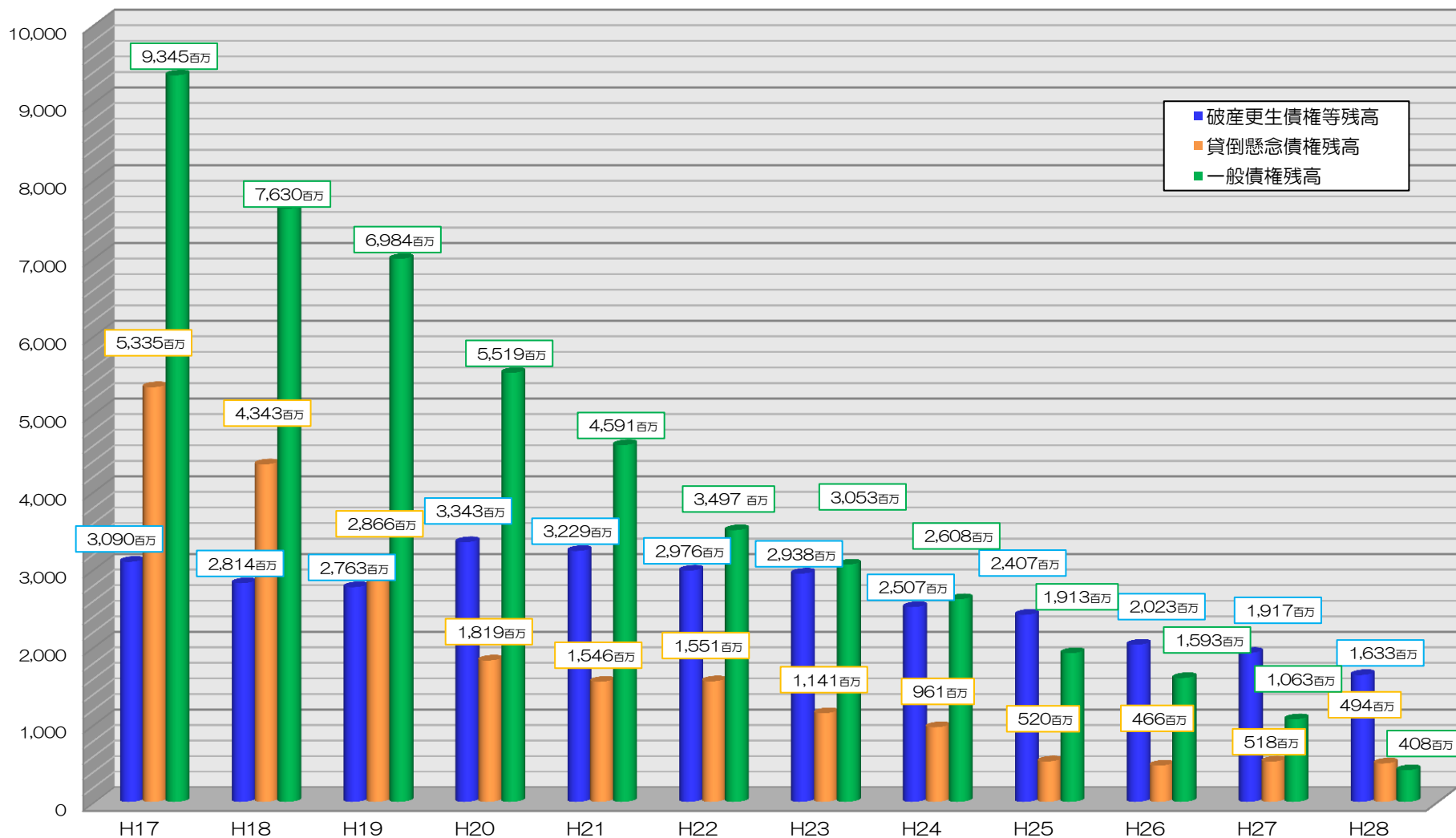
貸倒引当金の算定方法

貸倒懸念債権：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額の50%を算定。

破産更生債権等：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。

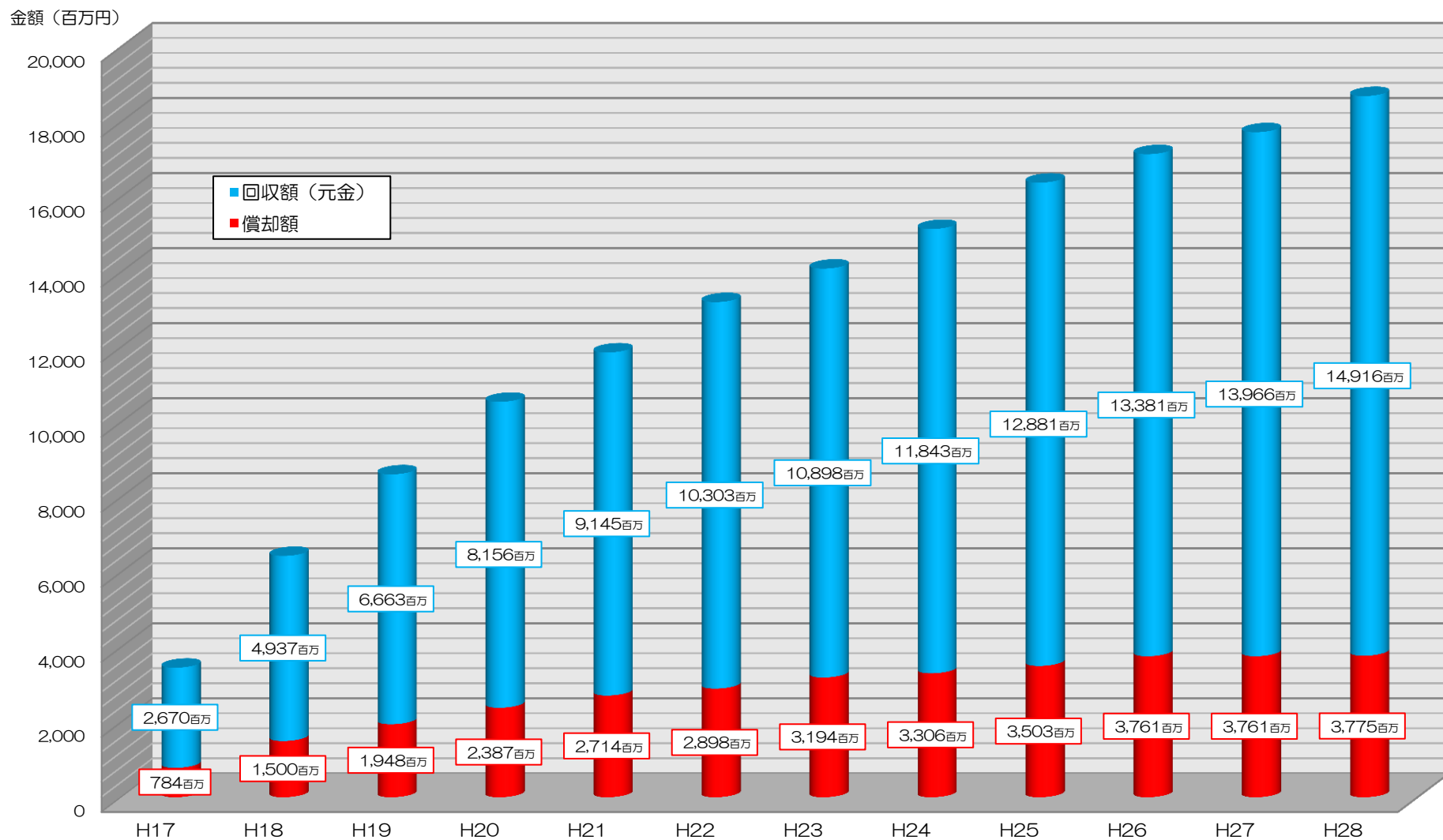
破産更生債権等・貸倒懸念債権・一般債権の残高

残高（百万円）



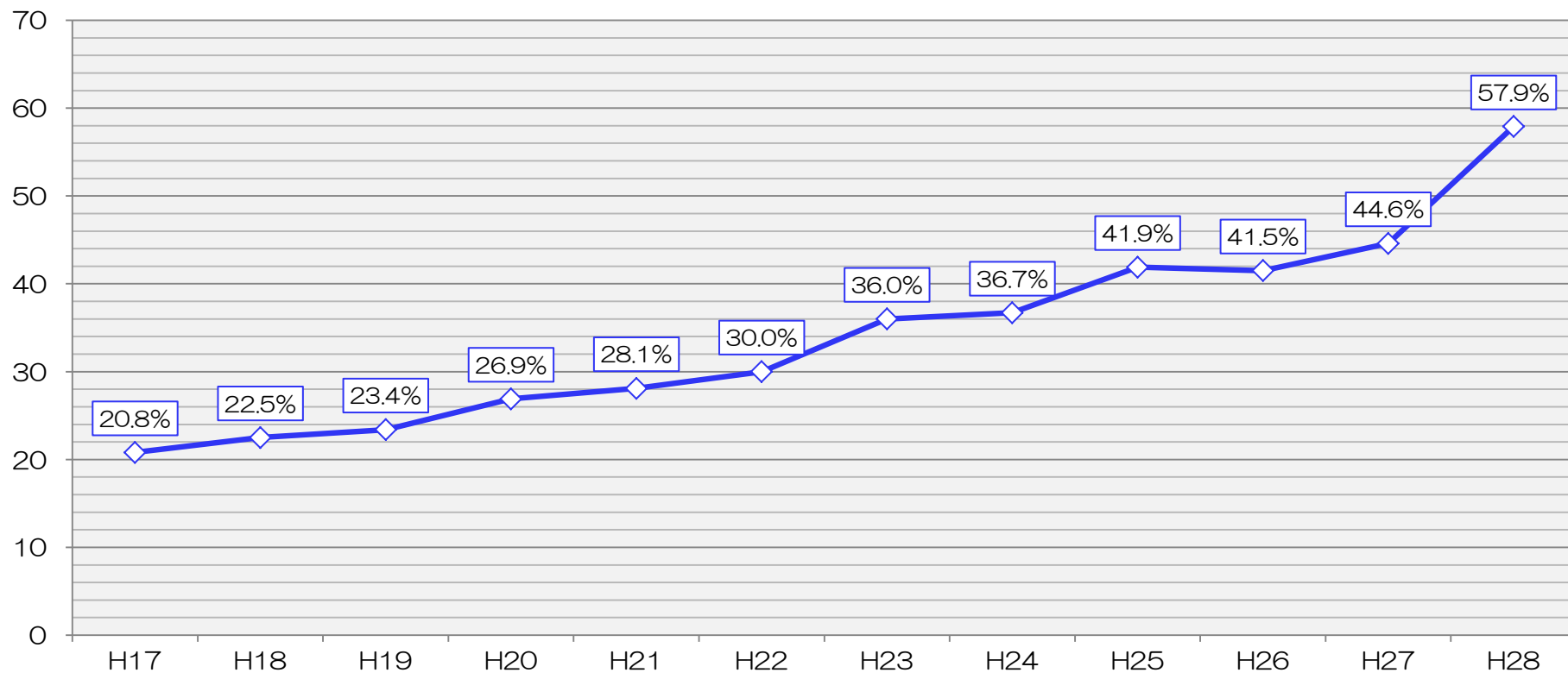
◆雇用促進融資 償却額と債権回収額の推移 【平成17年度～平成28年度】

償却額と債権回収額（累計）



貸倒引当金と債権残高の比率（引当金／残高）

比率（％）



評価項目No.4-1

自己評価B

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	B	B	B	-

IV. その他の事項

- 第4 その他業務運営に関する事項
- 第5 予算、収支計画及び資金計画
- 第6 短期借入金の限度額
- 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 第8 剰余金の使途
- 第9 職員の人事に関する計画

数値目標

- ・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。
- ・中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付しているか。

評価の視点

- ・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。
- ・災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか。
- ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。
- ・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。
- ・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。
- ・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 各事業年度において、中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を送付した。
- 平成25年度から28年度のすべての年度において、中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付した。⇒**目標達成**
- 平成25年度から28年度のすべての年度において、中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付した。⇒**目標達成**

評価の視点に対する措置

- 28年度については、中退共事業との協働の一環として、5人～50人の中退共制度既加入事業所を財形制度の資料送付先に加えた。これは、小規模企業の従業員の潜在的ニーズ掘り起こしを企図した中長期的施策である。
- 各事業年度において、事業主に対して、中退共事業と連携して機関誌に財形制度の広告を掲載するとともに、資料送付も行った。
- 各事業年度において、建退共事業本部が広告掲載を行っている、建設業事業主向けの広報誌に財形制度の広告を掲載した。また、事務局長会議において、財形制度の説明に加えて資料の配布を行うとともに建退共各支部に財形制度のリーフレットを送付した。
- 各事業年度において、中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会において、財産形成促進事業に関する資料の配布及び制度概要の説明を行った。
- 建退共事業と財形事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口には財形制度のパンフレットを設置した。
- 災害時における事業継続性強化のため、中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施している。更に災害を想定したテスト作業を毎年度実施した。また、現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。
- 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を実施した。また、退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。さらに特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管している。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

○財形事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、平成26年度以降、外部におけるデータのバックアップを実施している。

○雇用促進融資事業に係る運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行している。

○財形事業については、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。

○職員採用については、機構HPへの掲載、ハローワークへ募集依頼、求人票の依頼があった大学等への求人票送付、「Uni Career（企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するシステム）」を利用して各大学等に求人情報を提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広い募集を行い、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことができる人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保することができ、平成25年度7名、平成26年度11名、平成27年度9名、平成28年度10名を採用した。

○職員研修については、毎年度前年実施結果及び「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。

- ・平成25年度研修実績 86回 973名
- ・平成26年度研修実績 103回 577名
- ・平成27年度研修実績 132回 548名
- ・平成28年度研修実績 159回 1,201名

○人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させるべく機構内の人事異動を幅広く行った。

これらを踏まえ、Bと評価する。

退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について

- 中退共事業の新規加入企業を対象とするアンケート調査において、財形制度に関する項目を追加し、財形制度に興味を持つと回答した事業主へ各年度3,000件以上資料送付を行った。また、平成28年度においては、中退共との協同の一環として資料送付対象を従業員数51人以上から5人以上に拡大した。
- 年度ごとに対象地域を選定し、中小企業事業主に対して、中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付した。
- 毎年発行の「中退共だより」に財形事業の広告を掲載し、中退共加入事業所及び関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載した。
- 財形事業が出展したイベントにおいて、中退共制度の資料を併せて配布した。
- 建退共事業と財形事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口にて財形制度のパンフレットを設置した。
- 建退共事業本部が広告掲載を行っている、建設業事業主向けの広報誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告掲載を行った。
- 「福祉情報」に退職金共済事業と共同で財形制度の広告掲載を行った。
- 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会において、財産形成促進事業に関する資料を配布し、併せて制度概要の説明を行った。
- 地方労働局等が主催する就職説明会等の会場において、中退共本部と財産形成事業本部が連携し、参加企業のうち中退共制度及び財形制度への未加入企業に対し、直接、制度の案内及び利用の勧奨を行った。

災害時における事業継続性(BCP)の強化

- 中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施し、災害時に備え機構本部からの指示による業務継続のテスト作業を実施した。
- 建退共、清退共、林退共事業においては、退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。
- 中退共システム及び特退共システムにおけるデータのバックアップを、磁気テープとハードディスクにより毎日行うこととし、磁気テープについては外部保管している。
- 財形事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、外部におけるデータのバックアップを実施した。

第5 予算、収支計画及び資金計画

- 平成25年度から平成28年度までの決算においては、全て予算の範囲内で執行（注）した。
 - 既存の経費を見直しするとともに、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則としてすべて競争入札とし、調達合理化計画に基づく取り組みを着実に実施するなど予算の範囲内で適正に執行した。
 - 四半期ごとに予算の執行状況を把握し、各事業へ経費節減を指示した。
- （注）各退職金共済事業においては業務経理の額、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業においては、一般管理費、人件費及び業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）の合計額。

第6 短期借入金の限度額

財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。その他の事業において借入実績はなかった。

第9 職員の人事に関する計画

意識の向上

○超過勤務時間の縮減と一般事業主行動計画

- ・ 職員の超過勤務時間縮減に取り組み、業務量等に応じた適切な人員配置を行った。
- ・ 一般事業主行動計画に基づき、28年度より「こども職場参観日」、「仕事と育児の両立支援講座」を実施した。

研修の実績

○各職務に応じた研修を実施

- ・ 新任管理職・代理研修
自身のスキルアップをはじめ、管理職としての役割の認識、部下育成の考え方、顧客へのサービス向上等に関する民間企業との意識の違いについて考えさせるべく、民間企業の職員が参加するセミナー等を積極的に活用。
- ・ 新たに実施した主な研修
 - 法人ガバナンスに関する実務研修
 - 新年金制度導入に伴う資産運用基礎知識に関する実務研修
 - 上級管理職のマネジメント能力向上研修

職員の採用

- 職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへの募集依頼、「Uni Career（求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用して各大学等に求人情報を提供したほか、就職情報サイト「リクナビ」への掲載を行った。

選考に当たっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことができる人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面接、最終個別面接を実施した。

研修実績

